



平成26年度

世界経済の新潮流となった“走出去”
(中国の対外展開)の現状とその行方

報告書

2015年2月

一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI)

INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

(平成26年度 (一財) 貿易・産業振興協力財団 助成事業)

は し が き

中国の走出去(中国企業を中心とする対外投資のこと)は、世界経済の新潮流といってよい。今後の世界経済の行方に大きく関わっている。米国を代表するシンクタンクである American Enterprise Institute for Public Policy Research は、“中国は、対外投資において後発国であるが、その重要性は日本、欧州を超え、米国に次ぐ、世界第 2 位の対外投資国になりつつといえる”としている(中国日報網 2015 年 1 月 19 日)。今後、中国の走出去は世界経済の行方に大きく関わっているという所以である。

本報告書は、各界の中国専門家が、中国の走出去の回顧、現状、そして、その行方につき分析したものをまとめたものである。最新かつ現地情報の提示に加え、走出去を幅広く、かつ、独自の視点でとらえている。本報告書が中国の走出去の現状を把握する上で、また、対中ビジネスを推進する上で、さらに、世界経済における中国のプレゼンスを考察する上で、読者の参考になれば何よりである。

本報告書は、平成 26 年度の「世界経済における中国の対外投資研究会」の報告書として作成されたものである。なお、同研究会の構成メンバーは、以下のとおりである。

主査	梶田幸雄	麗澤大学 外国部学部 教授
委員	王 晶莹	中国瀋陽市駐日本経済貿易代表処 総代表
委員	露口洋介	信金中央金庫 海外業務支援部 上席審議役
委員	高田智之	共同通信社 国際局多言語サービス室 中国語グループデスク
委員	菊地正俊	みずほ証券チーフ株式ストラテジスト
委員	小林 伶	日本貿易振興機構(ジェトロ)企画部
委員	江原規由	国際貿易投資研究所 研究主幹

執筆協力 江 利紅 中国華東政法大学法律学院教授・法治政府研究所所長・弁護士
(オブザーバー)

共同執筆 吉田剣悟 みずほセキュリティーズアジア・アジア株式ストラテジスト

2015 年 2 月

一般財団法人 国際貿易投資研究所

要 約

第1章 中国の海外投資政策の意義と効果 ～ 国内経済への影響

麗澤大学 外国部学部
教授 梶田幸雄

中国企業の海外直接投資＝「走出去」(ODI)は、国内経済・産業に如何なる効果をもたらしているか。中国経済が中長期的にさらに成長し、中所得国の罠に陥らないためには、技術レベルを向上させ、産業構造の転換を図る必要がある。中国政府は、このための有力な手段として、ODIがあると考えている。

ODI は、外国企業による対中直接投資を上回るまで増えているが、技術修得型になっておらず、資源確保、インフラ建設、労務輸出が主体であるという問題がある。中国は、国内産業構造における製造業のウェイト、とりわけ最先端技術分野の半導体、エネルギー、航空電子工学、環境保護産業などのウェイトを高めたところだ。しかし、現時点においてこのような産業構造転換、技術レベルの向上という ODI の狙いは実現できていない。そこで、海外投資企業を金融面で支援する融資制度の改善などの政策が採用され始め、さらに海外投資を促そうと審査手続きの簡素化などを行っている。

今後、高度な固有技術を有する日本の中小企業も ODI のターゲットとなる。日本企業は、中国政府および企業の狙いを認識した戦略を練っておく必要がある。

第2章 中国企業の海外投資と人民元の国際化

信金中央金庫 海外業務支援部
上席審議役 露口洋介

中国では 2009 年 7 月に対外取引に伴うクロスボーダーの送金に人民元を利用することが認められ、2011 年 1 月には対外直接投資を人民元で送金することが認められた。人民元建の対外直接投資の拡大は、人民元の国際化を促進するが、これが進展するためには、人民元建の直接投資を受ける国や地域において人民元が便利に使用できなければならない。そのためには人民元に対する中国サイドの為替管理、特に資本取引の自由化が進展する必要がある。

第3章 中国における海外投資管理制度の発展と課題 ～2014 年「海外投資管理弁法」の制定をめぐって～

中国華東政法大学法律学院教授
法治政府研究所所長・弁護士 江利紅

近年、中国企業の対外投資が急拡大している。本国の企業の対外投資を促進するために、2009 年 3 月、中国商務部は「海外投資管理弁法」を制定し、中国企業の海外投資の際の審査基準、審査手続、指導や情報提供などを明らかにしていた。2013 年 11 月 12 日に中国共産党第 18 期 3 中全会に採択された「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」においては、企業の対外投資を拡大するため、対外投資管理制度を改革しなければならないと要求している。この方針のもとで、中国商務部は 2014 年 9 月 6 日に、

2009 年の「海外投資管理弁法」を全面的に改正し、新たに「海外投資管理弁法」を制定した。この「弁法」では、海外投資の管理について、以前の認可制を廃止し、「登録制を主とし、認可制を従とする」という管理モデルを確立している。すなわち、海外投資の審査認可の範囲が大幅に縮小され、投資先と投資産業が「敏感国家・地区」と「敏感産業」に属する海外投資に限定され、それ以外の海外投資については、登録制で管理を行う。そして、登録または認可の手続が若干簡略化され、審査期間も短縮されている。さらに、企業の主体地位を承認し、主管機関としての商務部および省級商務主管部門のサービス提供の責任を強調している。「本弁法」の実施に伴い、中国企業の海外投資はますます拡大すると期待されている。ところが、現段階、中国における海外投資においては、融資困難や外貨管理の制約、許可手続の煩雑、政府の支援不足などの問題がまだ存在している。今後、中国企業の海外投資の審査認可、外貨の使用、金融の支援、税制の優遇などを一層緩和したうえで、現段階の海外投資促進の政策や法令を整理し、統一的な「海外投資促進法」を制定することが必要である。

第 4 章 中国の最近の対外投資

みずほ証券チーフ株式ストラテジスト 菊地正俊
みずほセキュリティーズアジア・アジア株式ストラテジスト 吉田剣悟

2014 年 7-9 月は、四半期として初めて、中国の対外直接投資が対中直接投資を上回り、対外投資の活発さが目立ってきた。経済成長率の低下や人件費の上昇などを受けて、中国への直接投資が減速する一方、人民元高や海外投資プロジェクトの審査簡素化を受けて、対外投資の伸びが加速している。外貨準備の抑制、海外企業のブランド、技術や天然資源の獲得、海外市場の開拓などの理由から、中国企業は海外 M&A に積極的になっている。中国企業は新興国のインフラ輸出で実績を上げてきており、インフラシステム受注などの分野で、先進国企業の強力なライバルになりつつある。日中関係に限ると、1-10 月の日本の対中直接投資は前年同期比 28%減の 5,528 億円になった一方、中国の対日直接投資は前年同期比 94%増の 173 億円になったが、日本の対中直接投資の 30 分の 1 以下に過ぎない。CIC や SAFE などの中国系ファンドの対日株式投資は、様々なカストディアン名義で行われるため、実態を把握するのが難しい。中国系カストディアンの日本株保有時価は、2013 年 9 月末 5.9 兆円→2014 年 9 月末 5.5 兆円と漸減だった。

第 5 章 中国及び瀋陽企業による「走出去」の現状分析

中国瀋陽市駐日本経済貿易代表処
総代表 王晶莹

まず、中国の走出去発展の経緯を模索段階、ひな形段階、形成段階、実施段階に分けて分析し、次に、瀋陽市(企業)の走出去につき、その 5 つの特徴、課題、発展対策と展望につきまとめた。国家戦略となった走出去に地方政府(企業)がどう対応し、また、どんな課題を抱え、どんな展望をもっているかにつき論じた。中国の走出去における地方の位置と役割を見る視点を提起した。

第 6 章 中国の対外直接投資動向 ～ 最近の事例にみる新たな動き ～

日本貿易振興機構(ジェトロ)企画部
小林 伶

中国の対外投資額は、近年急速に拡大を続けており、2013 年には 1,078 億 4,371 万ドルと初めて 1,000 億ドルの大台を突破した。また、世界における中国の対外投資額は、米国、日本に続き第 3 位の規模となった。

その投資主体および投資業種をみると、従来の中央国有企業による資源・エネルギー、インフラ分野への投資に加え、近年は民営企業等による製造業や小売・卸売業等における投資も増加している。

特に 2011 年以降の個別の投資案件をみていくと、自動車分野や食品分野、通信機器分野などで新たな動きがみられる。自動車分野では、独立系地場メーカーが海外での本格的生産工場の設立に踏み切り、国有メーカーでも買収した欧州ブランドを活用するといった手法で海外市場開拓に乗り出す動きがみられる。また、食品分野では、食の安全に対する意識の高まりに関連した投資などが顕著に増加しており、通信機器分野では、中国国内で成功を収めた新たなビジネスモデルが海外市場にも挑戦する動きがみられる。

第 7 章 中国の対日投資と受け入れ側の現状と課題 ～ホテル・旅館経営と介護ビジネスの現場から～

共同通信社 国際局多言語サービス室 中国語グループデスク
高田 智之

安倍政権が 2014 年 6 月、発表した新たな成長戦略の最重要課題は「地方創生」。まず、対日投資の地方分散がうまくいくかが鍵だ。そして人口減少に伴う労働力不足の解消が不可欠。政府は外国人人材の受け入れ拡大の方針を表明した。報告では中国、台湾資本を受け入れてホテル・旅館の経営で地域の活性化を図っている山梨県石和温泉街と、日本で中国人介護人材の育成にも乗り出したさいたま市の『元気村』グループを取り上げた。外国人介護人材候補者を育成し、地方に根付かせる試みを始めた仙台の日本語学校経営者にもインタビューした。外資、外国人人材の受け入れに伴う課題も浮かび上がった。

第 8 章 中国の FTA 戦略と走出去～世界・日本への影響

国際貿易投資研究所
研究主幹 江原規由

中国の走出去は、都市化、地域化(FTA 構築など)と共に、中国経済を展望する上で、重要な視点を提供している。本章では、まず、中国からみた走出去の傾向、課題、チャンスにつき、中国の信頼できるシンクタンクのレポートを基に紹介している。

次に、走出去と地域化との関係を、目下、中国が積極的に推進しつつある「一带一路」(シルクロード経済帯および 21 世紀海上シルクロード)を中心に論じている。

本章では、将来的にシルクロード FTA が構築されるとの前提で、中国の走出去が、今後、「一带一路」路線関係国にシフトして行くのではないかととの視点を論じている。その場合、中国の走出去は、当面、インフラ整備の分野において活発になると判断される。

また、補稿として、中国の伙伴外交につき紹介しているが、シルクロード FTA 構築に大きく影響し、その過程で、中国の走出去にも大きく関わっていくとの視点を紹介できればとの考えからである。

目 次

第1章 中国の海外投資政策の意義と効果 ～ 国内経済への影響	1
はじめに	1
第1節 ODIの意義 ～ 技術レベルの発展	2
第2節 ODIの現状 ～ 対内投資を上回る黄金時代	3
第3節 中国の産業構造の現状 ～ 技術集約型産業のウェイトに不満	7
第4節 ODI振興政策の国内産業への影響 ～ 期待される効果は少ない	8
第5節 現時点におけるODIの評価と今後の展望 ～ 政府は中国のプレゼンスを高まっているという効果に満足	11
まとめ	12
第2章 中国企業の海外投資と人民元の国際化	15
第1節 中国の為替管理の概観	15
1. 為替管理	15
2. 経常取引	16
3. 資本取引	17
第2節 日本との比較	21
1. 為替管理一般・経常取引	21
2. 直接投資	21
3. 証券投資	22
4. 対外借入、貸出	22
第3節 中国(上海)自由貿易試験区	24
1. 金利自由化	24
2. 外貨資本金の元転自由化	24
3. オフショア人民元借入	24
4. クロスボーダー人民元プーリング	25
5. クロスボーダー人民元集中決済	25
6. クロスボーダー外貨プーリングと経常取引外貨集中差額決済	25
第4節 中国の為替管理の現状の評価と今後の展望	26
1. 為替管理をめぐる環境	26
2. 人民元建て対外直接投資の今後の展望	27

第3章 中国における海外投資管理制度の発展と課題

～ 2014 年「海外投資管理弁法」の制定をめぐって	29
はじめに	29
第1節 中国における海外投資の関連主体	30
1. 海外投資の投資主体—企業	30
2. 海外投資の管理主体—主管機関	30
第2節 中国における海外投資の管理方式の転換 — 「認可制」から「登録制・認可制」へ	31
第3節 中国における海外投資の登録と認可の手続	32
1. 登録の手続	32
2. 認可の手続	33
3. 「企業海外投資証書」の取得と管理	35
4. 海外投資の終了	35
第4節 海外投資企業の義務と主管機関の責任	36
1. 海外投資企業の義務	36
2. 主管機関の責任	37
第5節 海外投資に関する法律責任	38
1. 企業の違法登録申請の法律責任	38
2. 企業の違法認可申請の法律責任	38
3. 企業の違法認可申請の法律責任	38
4. 企業の「証書」違法使用の法律責任	38
5. 違法の場合の政策優遇の終止	38
6. 主管機関の法律責任	39
おわりに	39

第4章 中国の最近の対外投資

第1節 中国政府は企業の対外直接投資を促進	40
第2節 対外投資を制度改正面からサポート	41
第3節 中国企業の海外 M&A が増加	41
第4節 社会インフラの輸出ビジネスの拡大を狙う	42
第5節 アジア訪問で感じた中国企業の台頭	43
第6節 習近平政権はインドネシアのジョコウィ政権の海洋国家構想を支援	43
第7節 インドで競う日本と中国の投資計画	44
第8節 タイの軍事政権は中国との高速鉄道建設を優先	44
第9節 CIC は 2013 年も高リターンを維持	45
第10節 CIC の米国以外の先進国地域への投資が拡大	46
第11節 中国の対日直接投資は大きく増えず	46
第12節 中国系ファンドのカストディアン名義が複雑化	47
第13節 中国系ファンドの日本の建設・不動産株の保有比率を増加	48

第 5 章 中国及び瀋陽企業による「走出去」の現状分析	49
はじめに	49
第 1 節 中国「走出去」戦略の発展の道程	49
1. 模索段階(改革開放から「第 9 次 5 カ年計画」実施以前)	50
2. ひな形段階(第 9 次 5 カ年計画期間中)	50
3. 形成段階(第 10 次 5 カ年計画期間中)	50
4. 実施段階(第 11 次 5 カ年計画期間中)	51
第 2 節 中国企業による「走出去」の基本状況	51
1. 現在中国の対外投資の基本状況	51
2. 中国企業の投資動機と制約	52
3. 融資状況	52
4. リスクへの認知と措置	53
5. 企業の社会的責任	53
6. 瀋陽市企業による「走出去」の基本状況	53
第 3 節 瀋陽市の海外進出における 5 つの特徴	54
1. 対外投資は持続的増加、投資分野は絶えず拡大	54
2. 大型プロジェクトが重要な役割	54
3. 対外労務協力の回復傾向	54
4. 重点企業の瀋陽市対外経済協力業務に占める割合が引き続きトップ	54
5. 対外請け負い工事で大型プロジェクトが安定的増加	54
第 4 節 瀋陽市の走出去における課題	55
1. 対外投資の新設企業数が少ない	55
2. 企業に健全な経営制約メカニズムが欠けている	55
3. 国際感覚に長けた人材が不足している	55
第 5 節 中国企業「走出去」の発展対策と展望	56
1. 政府は「海外進出」の法律、規制及び政策を確立し改善する必要がある	56
2. 二重課税を回避するため、関係国と交渉し協定を締結することを積極的に推進し、 中国の対外投資企業の負担を軽減する必要がある	56
3. 総合的な情報・コンサルティングのサービスを提供する必要がある	56
4. 企業のコア競争力を強化する必要がある	56
5. 企業は明確な国際戦略の投資目標を確立する必要がある	57
第 6 節 瀋陽市企業の「走出去」に対する提言	57

第6章 中国の対外直接投資動向 ～ 最近の事例にみる新たな動き ～	59
第1節 中国の対外直接投資の概観	59
1. 対外直接投資の推移	59
2. 世界における中国の対外投資	60
3. 業種別対外投資動向	61
4. 投資主体別対外投資動向	62
第2節 自動車メーカーの海外展開における新たな動き	63
1. 独立系地場メーカーによるこれまでの海外展開	63
2. 独立系地場メーカーによる生産工場建設の動き	64
3. 動き出した国有メーカーの海外戦略	66
第3節 食品分野の海外展開における新たな動き	67
1. 国内需要増に伴う海外投資の増加	67
2. 食の安全意識の高まりを受けた投資事例の増加	68
第4節 中国発のビジネスモデル 小米科技の海外展開	71
第5節 終わりに	72
第7章 中国の対日投資と受け入れ側の現状と課題	
～ ホテル・旅館経営と介護ビジネスの現場から ～	74
はじめに	74
第1節 中国、台湾資本で活性化図る石和温泉	74
1. 食事と地域との交流で成功	75
2. 価格破壊でサービス低下？	75
3. 外国人オーナーと共存共栄目指す	76
4. まとめ	77
第2節 外国人人材の活用	77
1. 対中進出で人材確保も	77
2. 人材育成方法は様々	79
3. まとめ	80
おわりに	80
第8章 中国の FTA 戦略と走出去 ～ 世界・日本への影響	82
はじめに	82
第1節 国際化(走出去)、都市化、地域化との三角関係	83
第2節 走出去の5年来の推移	83
第3節 中国のシンクタンクから見た走出去の傾向、課題、そして、チャンス	84
第4節 “一带一路”建設戦略と走出去の関係	87
第5節 “一带一路”建設戦略の意義と中国の対外発展戦略の新視点	88
補 稿	89
走出去と伙伴(フオバン)関係	89

第1章 中国の海外投資政策の意義と効果 ～ 国内経済への影響

麗澤大学 外国部学部
教授 梶田幸雄

はじめに

中国企業の海外直接投資＝「走出去」（ODI、Outward Foreign Direct Investment。この概念には、グリーンフィールド投資および M&A などが含まれる。以下、「ODI」という。）は、国内経済・産業に如何なる効果をもたらしているか。

中国は、(1)経済成長を維持するために必要な資源を確保し、(2)輸出を維持するために海外市場を確保し、(3)「中所得国の罠」に陥らないために、産業構造の転換が求められ、製造業部門ではハイエンドの高付加価値製品を生産できるように成長モデルの転換を図ることが差し迫った課題である¹。

国務院発展研究センター「中長期成長」課題組は、2020 年の中国の GDP 予測は 21 兆ドルで米国の 23 兆 4,000 億ドルに次ぎ、2030 年には 50～60 兆ドルとなり米国の 37 兆 8,000 億ドルを大幅に超えていると予測している²。そして、2020 年までの平均成長率は 6・8%であろうとしている³。

この場合、産業構造の転換を図る必要がある。いかなる産業構造の転換をしようとするのかは後述するが、このような産業構造の転換を図る有力な手段として、ODI がある。

筆者は、平成 24 年度の報告書で「中国企業の海外 M&A におけるリーガルリスク」について、平成 25 年度の報告書で「中国企業の海外直接投資～海外ビジネス上の課題と展望～」について分析・検討した。この中で、中国の発展途上国および後進国における海外直接投資に関しては、受入れ国の地元住民との共存共栄を無視した自然環境破壊や中国企業の利益至上主義といった手法から、地域住民との間でコンフリクトが生じていることを指摘し、中国企業は海外直接投資や M&A においても社会的責任を意識し、コンプライアンス経営、ビジネス・インテグレーション(誠実な経営)を心掛ける必要があることを提起した。この報告は、中国企業の ODI の受入国側における問題である。中国政府として ODI を推進する必要性についても、上述の報告において指摘したが、中国政府の視点から、現時点で ODI がどのように評価されるか、国内産業構造調整にどの程度まで有効なものになってきているのかについての分析はしていなかった。

そこで、本稿では、(1)中国政府にとっての ODI 振興政策の意義について検討し、(2)ODI の現状を概観し、(3)国内産業構造の現状を概観し、(4)産業構造調整に対する ODI の影響を明らかにし、以上から明らかにされる課題を理解した上で、(5)現時点における ODI 振興政策を評価し、今後の ODI の趨勢について展望する。

ODI は、個々の企業の行為であるが、ODI は国の戦略方針であるので、その効果によって振興政策、企業に対する支援策にも影響がある。また、企業の ODI についても指導することがある。そこで、国内産業への影響について検討し、今後の方向性を探ることとしたい。併せて、中国の ODI 振興政策の日本企業に対する影響、日本企業として取り組みを考えておく上での参考に供したい。

第 1 節 ODI の意義 ～ 技術レベルの発展

中国は、なぜ、ODI を積極的に推進する対外経済政策を採り始めたのだろうか。

中国は、対外開放政策により、外資導入、ライセンス貿易を積極的に推し進め、経済成長を遂げ、技術を発展させてきた。しかし、現時点において国際連合工業開発機関(UNIDO)が定義する技術発展の 5 段階で中国企業の技術レベルを評価すると、(1)外国から導入した機械設備の操作技術、(2)維持技術、(3)保守・補修技術を学修し、(4)同じ機械設備を自主設計できるようにはなったものの、(5)独自の技術により新製品を開発する自主開発のレベルには至っていない。

換言すれば、ノウハウ(know-how)は学んだが、ノウホワイ(know-why)に関する蓄積はないということになりそうである。ノウホワイとは、例えば、ある製品およびデザインを決定するに至った理由、当該技術が適切であるという結論に至った理由を知ることである。ノウホワイを分析、検討することで新たな製品開発の概念が生まれ、新技術の創造ができる。日本企業は、このノウホワイを持っているが、中国企業にはまだこの力がない。

白玫＝劉新宇は、「中国の経済成長は、多投資型のものであって、科学技術の経済発展に対する貢献度は 30%に満たない。」⁴と述べているが、このように言うのも中国企業には、自主開発技術がまだ備わっていない、ノウホワイがない所以である。

白＝劉の言う「多投資型」経済とは、一般に「外延的発展モデル」と言われるものである。外延的発展モデルとは、資金、労働力、資源を多く投入し、これによって企業規模を拡大することである。このような発展モデルは、かつて中国経済に蔓延した不良債権(三角債)を生む原因ともなっていた。経営資源の適正分配が行われないと、逼迫・枯渇が懸念される資源の取り合いともなり、経済の持続的発展が揺らぐことになる。

そこで、生産効率を高めるよう内発的発展を志向する必要がある。この場合、産業構造の転換も必要になる。現時点で中国の産業構造に占める第三次産業の割合は GDP の 40.7%であるが、先進資本主義国の 70%に遠く及ばない。そこで、第三次産業のウェイトを増す必要がある。また、新興産業・情報産業は外資のウェイトが 80%と大である。これについては、内資企業のウェイトを高めたところである。中所得国の罠に陥らないためにも、内発的発展が必要になる⁵。

ODIにより技術を導入することに関心が注がれるようになったのもこのことを意識したからである。中国政府および企業は、最先端技術を修得し、自社ブランドを創造し、国際競争力を高めたいということもここにある。

ODI 以外でも技術レベルの発展を意識した政策がとられている。経済協力開発機構(OECD)が最近発表した報告書の推計によると、中国の研究開発(R&D)支出額は 2013～14年に欧州連合(EU)を抜き、米国に次いで 2位になった。2019年には米国を抜き世界 1位になるとみている⁶。

企業レベルで見ると、例えば、上海自動車は基礎研究費として毎年 3 億元を計上している⁷。中国自動車工業協会の統計によると、2014 年 7 月、中国の乗用車市場における国内ブランドのシェアは 34.6%でシェアを減らしている。一方、外資系のシェアが増えており、例えば、ドイツのカーメーカーのシェアは、7月に 22.8%で、3年前に比べて 5 ポイント増えている。

中国政府は、『国家中長期科技規劃綱要(2006-2020)』において、2020 年までに GDP に占める R&D 支出を現在の 1.7%から 2.5%にし(米国は、現時点で 2.7%である。)、技術経済立国を目指すとしている。そして、世界経済の主導的地位を得たいとしている。このためには、最先端技術、とりわけ、半導体、エネルギー、原子炉、航空電子工学、農業、浄水など環境保護技術の獲得が不可欠である。

ODI の意義は、以上の点にある。では、現状はどうであるのか。以下、この点について見てみたい。

第 2 節 ODI の現状 ～ 対内投資を上回る黄金時代

中国の ODI の概念は、多様である。この概念には、工事請負、海外 M&A、駐在員事務所の設立、生産拠点の建設、研究開発機関の設立などもある。産業分野では、電力、通信、交通、建築、石油・天然ガス、新エネルギーなど数十の分野に及んでいる。

2013 年末までに中国の海外投資総額(残高)は、5,257 億ドルとなり、このうち非金融分野は 901.7 億ドルとなっている。当該分野の投資の伸びは 2002 年から 2013 年までの間、年平均 41.6%も増えている。

2013年に中国のODIは、黄金時代を迎えた。2013年末までに非金融分野の海外直接投資金額は累計5,257億ドルとなった⁸。2013年度の中国の海外直接投資統計公報によると、2013年には1,078.4億ドル、対前年同期比22.8%増えた。2014年は、この黄金時代を更新しようとしている。

顧大偉・国家発展改革委員会外資司長は、2014年11月18日に2013年の中国の海外投資は1,078億ドルで、2014年1—9月は849.2億ドルで通年では1,200億ドルに達するだろうと発表した⁹。この数字には、中国の海外企業の第三国への再投資が含まれていないので、実際の数字はさらに大きいと考えられる。2002年から2013年までの中国の海外投資の伸び率は年平均39.8%も増えた。

商務部の発表によると、中国の海外投資金額は2014年に外資受入れ金額を上回ることになりそうだという。2014年の海外投資は対前年比10%程度伸び、1,200億ドルになると予測される。これにより中国の経済構造が調整されることも期待される。一方、2014年1—9月の外国企業の対中投資は1.4%減少し、874億ドルであった。商務部の予測では、今後5年間に年10%以上の成長が見込まれている¹⁰。

しかし、国際連合貿易開発会議(UNCTAD)の統計によると当該分野の2013年の全世界の投資総額は1兆3,900億ドルで、同年末の残高は22兆8,000億ドルであり、中国はそれぞれこのうちの僅かに5.6%、1.8%を占めているに過ぎない。中国にとってのODIの意義からすると満足できるレベルではない。

さらに、前述した通り、現在のODIは、技術修得型になっていない。資源確保、インフラ建設、労務輸出が主体であることも問題である。

例えば、上海国有資産管理委員会傘下の13の企業集団は、海外で58のプロジェクトを実施中で、投資総額は1,586億元である。この投資実態は、以下の様なものである。

例えば、光明食品有限公司が英国Weetabix Food Companyの60%の株式を11.5億ドルで取得した。緑地集団が米国ニューヨークのブルックリン大西洋広場を投資総額63億ドルで開発するプロジェクトなど、投資額は巨額になっている。上海建工は、ガーナのスポーツセンター、ベトナムのAPEC国際コンベンションセンター、カンボジアの道路・橋などの建設プロジェクトを請け負い、2013年の請負金額は50億元に及ぶ。上海城建は、シンガポールの3ラインの地下鉄工事を請負っている¹¹。

中国は、中国政府の海外借款を用いて外国政府がインフラ建設をし、この建設工事を中国企業が請け負い、中国人労働者を派遣するような方式も「走出去」の概念に含めている。これは、通常の海外投資の概念とは異なり、先進資本主義国にとっては違和感がある。多くの投資が行われているが、技術修得型になっていないことは、以上からも明らかである。

かかる反省から、直近 2 年の中国企業の ODI は、ブランドの国際化、技術のグレードアップ、市場開拓を志向するようになってきている。2013 年の ODI では、リースおよびサービス、採掘業、卸売・小売りが上位 3 位であり、この 3 分野で投資総額の 70%を占めている。うち、リースおよびサービス分野だけで約 50%になる¹²。

さらにブランドの国際化、技術のグレードアップ、市場開拓を目指すため、ODI のターゲットは欧米に向かっている。2013 年には、金額ベースで香港、ASEAN、EU、オーストラリア、米国、ロシア、日本の順に投資がなされており、投資総額はこの 7 カ国・地域で 72.6%になっている¹³。

それでも、現時点において ODI の金額上位はエネルギー関係のものであり、資源獲得が大きな ODI の目的になっている。

なお、投資主体としては、2006 年には国有企業が投資残高の 81%を占め、私営企業が 1%を占めていたに過ぎないが、2012 年にはそれぞれ 46.6%、2.9%となり、私営企業の割合が増えてきている。私営企業が、技術修得を目的とした ODI を行い、これによって国内産業構造を変えろという効果をもたらすことができるだろうか。このような設問をし、これに回答するとすれば、短期的には肯定し難い。個々の企業レベルにとどまることであろう。

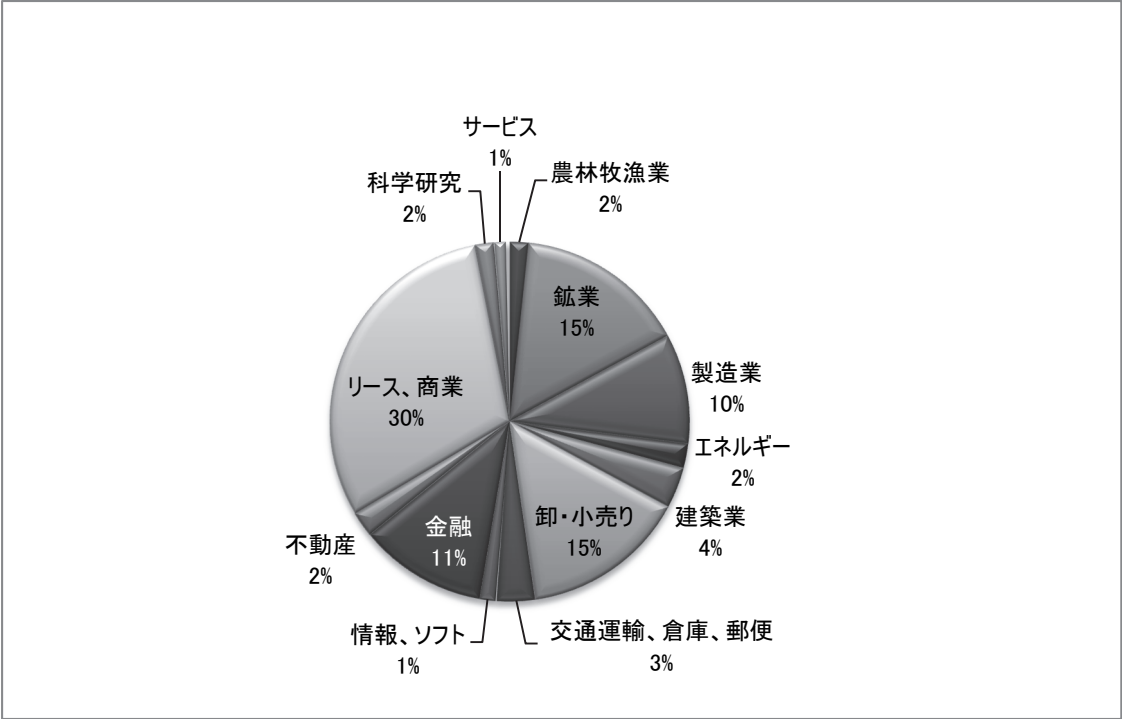
表 1. 業種別海外直接投資動向(金額ベース)

単位: 万ドル

業種	2012 年	%	累計残高	%
農林牧漁業	146,138	2	496,443	1
鉱業	1,354,380	15	7,478,420	14
製造業	866,741	10	3,414,007	6
エネルギー	193,534	2	899,210	2
建築業	324,536	4	1,285,604	2
卸・小売り	1,304,854	15	6,821,188	13
交通運輸、倉庫、郵便	298,814	3	2,922,653	5
ホテル、飲食業	13,663	0	76,327	0
情報、ソフト	124,014	1	481,971	1
金融	1,007,084	11	9,645,337	18
不動産	201,813	2	958,141	2
リース、商業	2,674,080	30	17,569,795	33
科学研究	147,850	2	679,276	1
水利、環境、公共サービス	3,357	0	7,056	0
サービス	89,040	1	358,124	1
教育	10,283	0	16,479	0
衛生、社会サービス	538	0	4,676	0
文化、スポーツ、娯楽	19,634	0	79,351	0
合計	8,780,353		53,194,058	

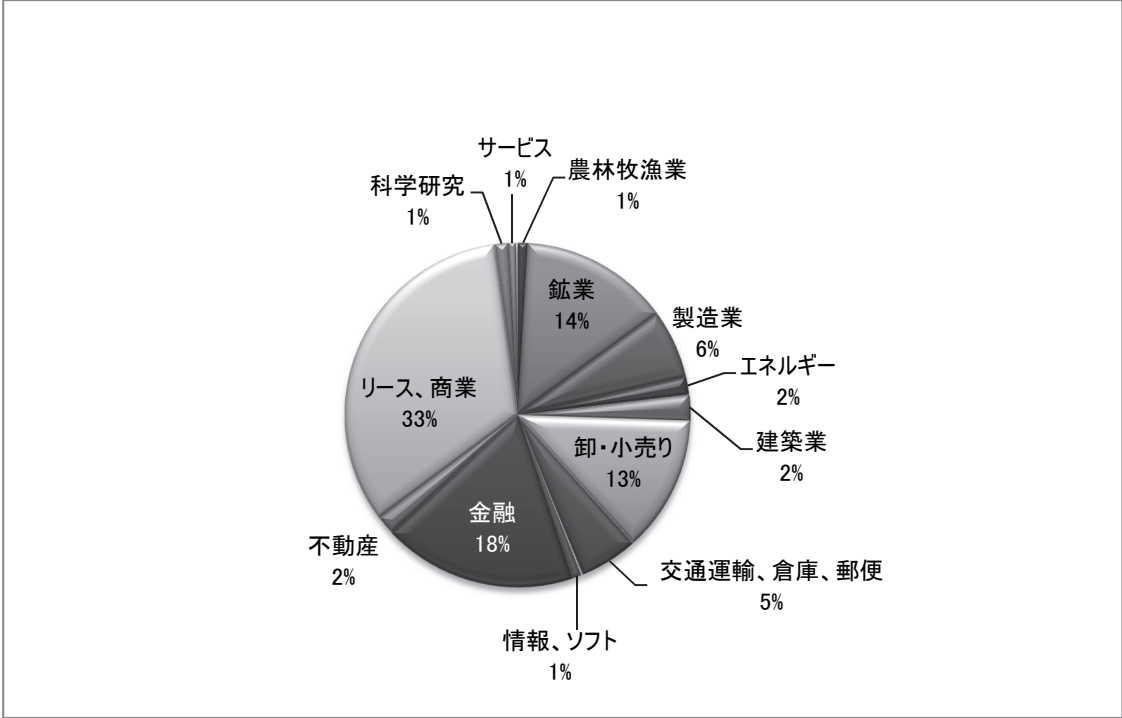
(出所) 国家統計局人口和就業統計司、労働和社会保障部規劃財務司編『中国労働統計年鑑』(2013 年)、中国統計出版社、251 頁

図 1. 2012 年の各主要産業の GDP に占める比率 (%)



(出所) 表 1 より作成

図 2. 各主要産業の GDP に占める累計残高比率 (%)



(出所) 表 1 より作成

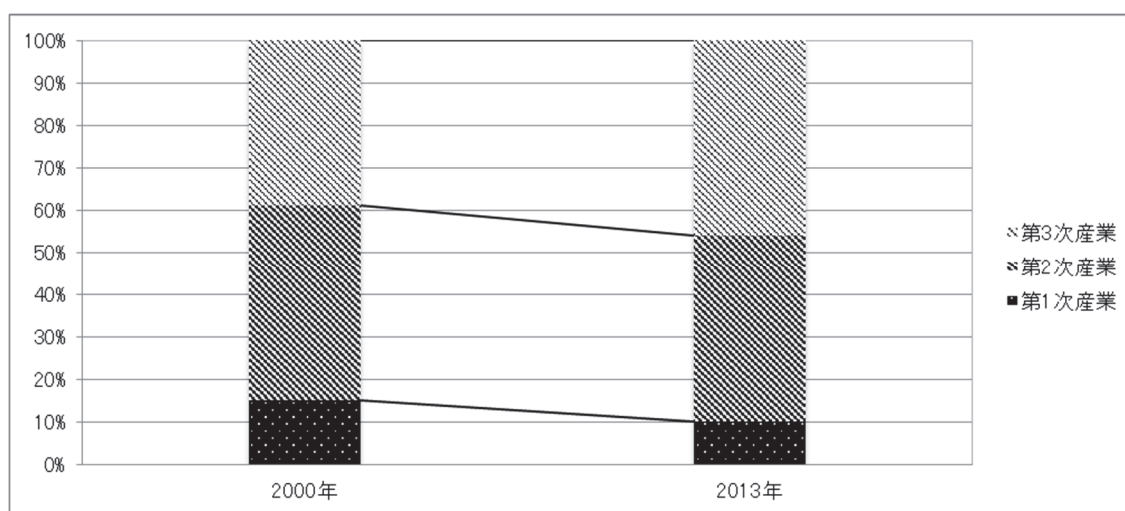
第 3 節 中国の産業構造の現状 ～ 技術集約型産業のウェイトに不満

産業構造において中国政府が、当面グレードアップしたいのは、製造業分野ということになる。製造業もさまざまな分類が可能である。UNIDO は、これを(1)依存する要素により、①資源集約型産業、②労働集約型産業、③資本集約型産業、④技術集約型産業に分け、また、(2)技術のレベルにより、①資源性産業、②低技術産業、③中技術産業、④高技術産業に分けている。

中国の場合、第 2 次産業は、グローバルチェーンの中でローエンド製品の供給に甘んじており、R&D のレベルが低い。産業構造も不合理で、製品の供給過剰が見られ、高付加価値製品は不足している。第 3 次産業は成長しているが、構成は不合理である。先進資本主義国は、第 3 次産業の構成は情報、コンサルティング、科学技術、金融などの分野が主要な位置を占めている。しかし、中国は、飲食、交通運輸などの伝統的サービス業の比重が大きく、約 37%を占めている。

また、サービス産業について言えば、技術革新力は弱く、品質、管理、販売促進技術水準も先進資本主義国と比べて非常に劣っている。

図 3. 第 1 次、第 2 次、第 3 次産業の生産額割合



(出所) 国家統計局 (<http://www.stats.gov.cn>) の年度統計公報より作成

総じて、中国の産業分野別 GDP における第 2 次産業の割合が減少し、第 3 次産業の割合が徐々に高まりつつあるが、第 2 次産業については、この内部における比重に関して労働集約型および重化学産業のウェイトを落とし、資本および技術集約型産業のウェイトを増やしたいところである。第 2 次産業の各工業分野の 2020 年の GDP に占める具体的な比重は、以下の表 2 の通り予測されている¹⁴。

国務院発展研究センター「中長期成長」課題組は、最も成長が予測されるか、または、成長が求められる工業分野として、機械製造業をあげている。次に、交通運輸設備製造業と電子・通信設備製造業、電気機械・器材製造業が続いている。供給過剰気味の冶金工業および建材・その他非金属鉱はウェイトを減らす方向である。表 2 で全体の GDP に占める工業合計のウェイトがマイナス 4.1 になっているのは、第 3 次産業のウェイトが高まるので当然のことである。なお、機械製造業は、一般機械、専用設備、儀器・儀表(測量・計器)および文化事務用品製造業が中心となる。当該分野が、技術レベルを高めたい分野であるということにもなる。

表 2. 各主要産業の GDP に占める比率(%)

	2012	2013	2015	2020	2022	2012～ 2022
冶金工業	5.6	5.8	5.8	3.8	3.0	-2.7
電力工業	2.3	2.3	2.3	1.5	1.2	-1.1
石炭鉱業	2.0	2.1	2.1	1.4	1.1	-1.0
石油工業	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	-0.1
化学工業	4.1	4.1	4.0	3.9	3.9	-0.1
金属製品工業	1.1	1.2	1.3	1.6	1.6	0.5
機械製造業	3.1	3.3	3.6	4.4	4.5	1.4
交通運輸設備製造業	2.0	2.1	2.2	2.7	2.8	0.8
電気機械・器材製造業	1.4	1.5	1.6	1.9	2.0	0.6
電子・通信設備製造業	1.9	2.0	2.1	2.6	2.7	0.8
建材・その他非金属鉱	3.2	3.3	3.3	2.2	1.7	-1.5
森林工業	1.0	1.0	0.9	0.9	1.0	0.0
食品工業	3.7	2.7	3.4	3.6	3.7	0.0
紡織縫製皮革工業	2.7	2.7	2.4	1.9	1.7	-1.0
製紙・教育用品工業	1.5	1.5	1.3	1.0	0.9	-0.6
工業合計	38.5	39.3	39.2	36.2	34.4	-4.1
1 人あたり GDP(1990 年元)	9,136	9,753	11,113	14,857	16,420	7,284

(出所)劉世錦編『中国経済長十年展望(2013-2020)』中信出版社、2013 年、343-344 頁

第 4 節 ODI 振興政策の国内産業への影響 ～ 期待される効果は少ない

ODI は、中国の産業技術のレベルアップにつながっているか。現時点において、産業構造に大きな変化は見られない。しかし、特許申請件数は著しく増えており、技術力は高まっていると考える。

日本の特許庁が 2014 年 5 月 14 日に発表した特許行政年次報告書(2014 年版)によれば、2013 年の特許出願は中国が 82.5 万件と世界で最も多く(世界の役 3 割。2011 年に米国を抜き世界第 1 位になっている。)、次いで米国が 57.2 万件、日本は 32.8 万件であった。

国家知識産権局の統計によると¹⁵、2014 年上半期に中国が特許協力条約(PCT)を通じて受理した特許申請は 1 万 1243 件(対前年同期比 20.5%増)で、このうち 1 万 283 件(対前年同期比 23.0%増)が国内からの申請であった。

国内の地区別では、広東省が 5,937 件、北京市が 1,341 件、江蘇省が 599 件、上海市が 460 件、浙江省が 402 件であった。上位 5 省市で全国の 8 割以上を占めている。

企業別では、華為技術有限公司が 1,961 件、中興通詢株式有限公司が 1,323 件、京東方科技集団有限公司が 395 件で上位 3 であり、ほかに騰詢科技(深圳)有限公司が 310 件(5 位)、小米科技有限責任会社が 75 件(9 位)であった。

上記の状況からすると、技術のレベル、産業に偏りがあり(表 2、図 1 および図 2)、裾野を広げるような産業の技術レベルには不満があるということになるのではないか。

21 世紀に入り国際経済関係の新しい現実と新しい経済システムが見え始めてきた。国際経済関係といったとき、想起されることは国際機関としての WTO、地域主義的な APEC、ASEAN、NAFTA、EU の存在があり、この関係の中で新たな国際生産のネットワークが形成されようとしているということである。

国際生産のネットワーク化の基本的な理論は、リカードの比較優位説に遡るかもしれない。経済が成長するときには、生産物が全て国内で消費されることはむしろ少ない。その結果、生産物を輸出し、輸出主導型の成長が成立する。「重商主義」は、国内の過剰生産を解消するとともに、貿易による収入を投資に向けて、経済成長の途を歩みだす上で有効な政策となる。貿易により、自国には必ずしも見だし得ない資源—原料資源や技術—を海外から入手し、工業化を進めることができるからである。最近では、情報の獲得も含まれる。

バーノンのプロダクト・サイクル論は、アメリカを念頭においた先進国のプロダクト・ライフ・サイクルにおいて、新製品→成熟製品→標準化製品という 3 つの段階を経過する。これを国際経済の側面から見れば、新製品開発→内需向け生産→輸出成長→成熟(海外直接投資)→逆輸入という推移が観察される。

中国製造業企業の ODI では、バーノンのプロダクト・サイクル論に見られるような効果的な投資がなされているとはなかなか評価できない。

では、中国経済にとって有効な企業の ODI を振興するため、中国政府はどのような政策を講じているのか。2012 年から 2014 年までの主な政策をまとめると表 3 の通りである。

表 3. ODI 振興政策 (2012 年～2014 年)

発布年月	発布政策など
2012/04	中国政府「対外投資合作“12・5”発展規画綱要」
2012/10	中国保険監督委員会「保険資金の海外投資管理暫定弁法実施細則」
2012/10	商務部「中国企業・機関の対外投資合作経営行為に関する通知」
2012/11	国家外国為替管理局が直接投資外国為替管理の簡素化
2012/11	温州で「個人海外直接投資実験」を開始
2012/12	商務部「対外投資合作国・地区別ガイドライン」
2012/12	商務部・国家統計局・国家外国為替管理局「対外直接投資統計制度」
2013/02	商務部・環境保護部「対外投資合作環境保護ガイドライン」
2013/03	商務部「対外投資合作分野の競争行為規範規定」
2013/04	商務部「“走出去”情報送達業務を強化することに関する通知」
2013/09	商務部「対外投資合作及び対外貿易分野の不良信用記録試行弁法」
2013/11	商務部「対外投資合作在外人員の分類管理業務に関する通知」
2013/12	商務部・国家開発銀行「海外経済貿易合作区建設発展を支持する関係問題に関する通知」
2014/09	商務部「対外投資管理弁法」(2009 年)改正
2015/01	商務部「対外請負工事業務統計制度」および「対外労務合作業務統計制度」に関する通知

(出所) 商務部のホームページ「中国対外投資和経済合作」ほかより作成

中国商務部は、2014 年 9 月 6 日に「対外（海外）投資管理弁法」（2009 年発布）の改正をした。同弁法は、10 月 6 日から施行されている。

この改正は、企業が海外投資をより円滑にできるようにするため、審査手続きを明確化し、審査範囲の縮小や審査期間の短縮などの規制緩和を図ったものである。

具体的には、(1) 中国政治・経済に少なからぬ影響を与えると考えられる敏感な¹⁶国・地域および業界については、政府の審査・許可が手続きを求めるものの、それ以外は届出制とし、(2) 書類審査日数を 3 営業日以内とし、(3) 一定金額以上の海外投資などに関しても事前許認可手続きを必要とする審査項目数を減らすなどの措置を講じるなどである。このために、(4) 管轄レベルも、①省レベルの商務主管部門が地方レベルの企業の登録業務を担当し、②地方レベルの企業の海外投資の登録管理は、省レベルの商務主管部門が担当するものとされた。

なお、(1)に関連しては、以下の①～④の投資を禁止するが、それ以外はいずれも許可することとする。

- ① 国家の主権、安全保障、社会公共利益に危害を与える、あるいは中国の法律法規に違反する投資
- ② 中国と関係国(地域)の関係を損ねる投資
- ③ 中国が締結または参加する国際条約や協定に違反する投資
- ④ 中国が輸出を禁止する製品や技術を輸出する投資

また、(3)の事前許認可手続きが必要なものについても、中央レベルの企業に対する審査を 20 日以内、地方商務当局の地方レベルの企業に対する審査を 15 日以内に行う。以前は、1 億ドル以上の投資について商務部の許認可が必要とされていたが、この基準がなくなる。なお、国家发展改革委員会は、10 億ドル以下の投資について届出制とし、10 億ドル以上の投資について許認可を必要とするとし、さらに 20 億ドル以上の投資については国务院の許認可を必要とするという新しい規定を 2014 年 4 月に発布している。

商務部は、对外投资合作 5 年計画を開始した。また、国別および業種別の重点計画も始めた。さらに、「海外投資促進法」の制定も準備中である。同時に金融面での支援として海外投資企業への融資制度も改善されてきている。

第 5 節 現時点における ODI の評価と今後の展望

～ 政府は中国のプレゼンスは高まっているという効果に満足

中国の海外 M&A は、60%が失敗しているとも言われる¹⁷。また、楊春桃(首都経済貿易大学教授)は、67%が失敗しているというデータを紹介している¹⁸。中国鉱業協会は、『中国の海外鉱業投資“十年”の教訓』の中で、多くの M&A で資金不足に陥り、コスト割れし、予期した利益を生んでいないと言う。2013 年のデータでは、80%が失敗していると言う¹⁹。

ODI は中国の産業構造調整に資しているという論文も散見される²⁰。しかし、筆者がこれらの論文を全て読んでいるわけではないが、どのような効果がもたらされているのかについて実証的に論じられたものはないように感じられる。多くは、第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業の GDP に占めるウェイトを示していたり、サービス業が発展してきたという叙述や製造業の技術レベルが向上してきたという叙述をしている類いのものである。必ずしも具体的なデータによって、産業構造の変化を示したものはない。経済の発展により当然に生じ得る産業構造の変化の枠内に止まっていると言えそうであるし、ODI によってよりも外資企業の対中投資によってもたらされてきた産業構造の変化であるとも評価できそうである。

陳清泰・中国企業連合会副会長、国务院發展研究中心の元党組書記兼副主任は、ODI の戦略的意義について、(1)世界経済における中国の影響力の拡大、長期経済発展、資源の獲得、(2)外資導入と海外投資の両輪で産業構造を調整し、資源の適正配分をし、製造業の競争優位を確保し、国際分業の中で重要な位置

を占めること、(3)世界から資金、技術、市場、戦略的資源を獲得し、(4)最大限に経済のグローバル化の中でチャンスをつかみ、(5)多国籍企業の産業構造調整のチャンスを活用することであると言っている²¹。これは、ODIの意義とはいうものの、中国の対外経済戦略の中でのODIの位置付けについて一部言及しているに過ぎず、ODIの優先順位は必ずしも高いわけではない。国内産業構造調整に期待する割合も必ずしも大きくはない。そうであれば、中国にとって、ODIの効果を具体的数字で示す必要がないのかも知れず、一定の貢献があるという程度で済むことのものである。

それでも、2013年までに民営企業の海外M&Aが230億ドルになった。2010年に比べて3倍になっている²²。今後、民営企業のODIが増えるだろうが、個々の企業行為に任せて中国の産業構造調整が中国政府の期待する方向に向かうであろうか。民営企業のODIをどのように中国経済全体、産業構造調整に貢献させるのか。このときに注意すべきは、第一に、(1)投資の質、第二に、(2)グローバル経営への理解、第三に、(3)中国の経済構造調整への貢献、であろう。この点を考慮したODI振興政策が発表されることになるのかも知れない。

以上のようにODIの中国の産業構造調整に対する意義、影響について評価したとき、ODIはやはり個別企業の行為によるものが大半であり、そうであると企業の戦略により意図することは異なってくる。技術レベル向上という狙いは、現時点において優先順位は必ずしも高くない。中国政府が国内産業構造の調整、中所得国の罠に陥らないためにも製造業の技術力向上を強く意図するのであれば、かかるODIに対する優遇政策を強く打ち出す必要がある。不動産投資などをしきりに行っていることは、中国政府にはどのように目に映っているのだろうか。中国のプレゼンスが高まっていることをもって良しとしているのか、さらにはこれで十分に満足しているのだろうか。富強を世界に見せつけたいだけの中国共産党は、それで良さそうでもある。

まとめ

さて、この小論の趣旨とは異なるが、日本企業への影響はどうであろうか。中国のODIの意義に製造業の技術レベル向上があることは間違いなく、この場合、優れた技術を有する日本企業、とりわけ中小企業に対するM&Aなどが気にかかる。まとめとして、中国企業による日本企業買収は、日本にいかなる影響を及ぼすかについて叙述しておきたい。

本論で叙述した通り、中国企業の海外投資および企業買収は、多くが資源獲得型のものであった。それが2009年に「装備製造業の調整および振興計画実施細則」が発表され、海外企業、とりわけ研究機関の買収などについて政府の奨励策が示されて以降、技術獲得型の企業買収が増えてきている。そこで高度

な固有技術を有する日本の中小企業もターゲットとなり始めている。

中国企業と資本技術提携する日本企業は、どのような影響を受けるだろうか。事業拡大のチャンスもあれば、リスクもある。

中国企業による日本企業買収方式は、主に(1)投資ファンドによる株式取得と(2)資本業務提携(①M&A および②緩やかなアライアンス)がある。

投資ファンドによる株式取得の例として、以下のような事案がある。2012年7月30日に民事再生法適用を申請し倒産したポリマテック(本社：東京都。電気・電子機器向けのゴム部品大手)が、シティック・キャピタル・ホールディングス(CITIC)の支援で2012年12月に会社分割による新会社が設立され再建が始まった。CITICは、過去に日本の事業会社への投資実績が8件ある。

M&A の例には、CAM の販売会社であるイン・ジャパン(上海和鷹機電科技の日本法人)による CAD システム開発・販売会社 AGMS(本社：東京都)の株式を取得した事案がある。

このような M&A が実際上の企業買収ということになるだろうが、最近では緩やかな資本業務提携、アライアンスが少なくない。この例としては、北京国信招標集団による医療機器研究開発ベンチャー会社のアドメテックの株式2.4%を取得した事案がある。北京国信招標集団は、中国で入札代理業務を手がける国信招標集団のグループ会社である。アドメテックは、国信グループの協力を受けて中国での事業展開をする。

前述したイン・ジャパンが株式を保有する AGMS の場合には、海外事業展開という効果が期待される。「イン・ジャパンの CAM 事業は、AGMS の CAD 事業に統合され、その統合効果と AGMS ブランドを得たことで活性化してきている。中国でも AGMS ブランドを販売しており、既存の AGMS・CAD ユーザーへの CAM の浸透と、新規顧客開拓に動いている。また、AGMS ブランドでの東南アジア市場の開拓も始まっている。」(岡本忠久・総務部長)

イン・ジャパンの親会社は、2006年に上海で設立された上海和鷹機電科技有限公司である。同社の創業者は、日本の大学に留学し、卒業後は日本の CAM メーカーの勤務経験がある。経営に対する考え方は日本と中国とで違うところがあるが、日本を知っているということがコミュニケーションを良くしている。事業を拡大していく上では AGMS 製品を理解している人員、代理店の開拓などソフト面のサポートも必要になる。そこで、2011年9月には大連工業大学服装学院に AGMS コースを開設した。

中国家電量販最大手の蘇寧雲商集団(江蘇省)に買収されたラオックスは、20億円を新規投資して2015年6月に新宿に同社最大級の店舗を開く。中国などからの訪日観光客が増えている中で積極的な投資をしようとしている。

中国の ODI は日本にも向かう。東南アジア、欧米などで日本企業と競合することもある。そこで、日本および日本企業としては、中国の ODI のあり方について、継続して注視しておく必要がある。

-
- ¹ この点については、平成 25 年度の調査報告書『中国の対外投資と各国・地区の対応』『中国企業の海外直接投資～海外ビジネス上の課題と展望～』において叙述したので、詳しくは同報告書をご覧ください。
- ² 劉世錦編『中国経済長十年展望(2013-2020)』中信出版社、2013 年、19 頁
- ³ 同上 44 頁
- ⁴ 白玫、劉新宇「中国直接投資対産業結構調整影響研究」国際貿易、2014 年第 2 期、38 頁
- ⁵ 技術発展がないと中国が中所得国の罠に陥る可能性がある。この点については、注(1)に同じ。
- ⁶ 日本経済新聞 2014 年 11 月 15 日
- ⁷ 日本経済新聞電子版(中国語)2014 年 9 月 9 日
- ⁸ 祁欣「当前企業“走出去”形勢分析」経済日報 2014 年 6 月 3 日
- ⁹ 経済参考報 2014 年 11 月 19 日
- ¹⁰ 華爾街日報(電子版) 2014 年 10 月 22 日
- ¹¹ 上海市国有資産管理委員会のホームページ(<http://www.shgzw.gov.cn>)より。2014 年 6 月 11 日のプレスリリース「从“试水者”转向“遨游者”；上海国資国企加快“出海”打造国际競争力」(http://news.xinhuanet.com/2014-06/10/c_1111077369.htm)最終アクセス日 2014 年 12 月 19 日
- ¹² 祁欣「当前企業“走出去”形勢分析」経済日報 2014 年 6 月 3 日
- ¹³ 同上
- ¹⁴ 劉世錦編『中国経済長十年展望(2013-2020)』中信出版社、2013 年、343-344 頁
- ¹⁵ 国家知識産権局のホームページより。「中国企業“走出去”要更注意專利布局」2014 年 8 月 13 日発布
- ¹⁶ 「敏感」とは、中国政治・経済に少なからぬ影響を与えられ考える微妙な問題があるという概念をいう。
- ¹⁷ 第一財經日報 2014 年 8 月 29 日
- ¹⁸ 楊春桃『中国企業海外併購及東道国法律規制典型案例分析』首都經濟貿易大学出版社、2014 年、9 頁
- ¹⁹ 華爾街日報(電子版) 2014 年 9 月 11 日
- ²⁰ 例えば、以下の論文がある。白玫＝劉新宇「中国直接投資対産業結構調整影響研究」(国際貿易、2014 年第 2 期)、陳麗麗＝龔静「中国対外直接投資偏好于東道国服務業發展嗎？—基于 170 个国家(地区)面板数据的实证分析」投資研究、2013 年第 3 期、77-87 頁。馮正強＝張雁「中国対外直接投資与産業結構調整關係的实证研究」經濟研究導刊、2011 年第 12 期、147-148 頁。郭娟「技術尋求型 ODI 对国内産業結構影響的实证研究」求索、2013 年第 3 期、29-31 頁。石柳＝張捷「広東省対外直接投資与産業“空心化”的相關性研究—基于灰色關聯度的分析」国際商務、對外經濟貿易大学学報、2013 年第 2 期、52-64 頁。譚延明＝陳麗珍「我国対外直接投資对国内産業結構影響研究」特区經濟、2011 年第 12 期、271-273 頁。湯婧＝于立新「我国対外直接投資与産業結構調整的關聯分析」国際貿易問題、2012 年第 11 期、42-49 頁。汪琦「対外直接投資对投資国の産業結構調整效应及其伝導機制」国際貿易問題、2004 年第 5 期、75-77 頁。王英「対外直接投資影響産業結構調整的实证分析」審計与經濟研究、2009 年第 4 期、85-89 頁。趙偉＝江東「ODI 与中国産業昇級：機理分析与賞試性实证」浙江大学学報(人文社会 科学版)、2010 年第 5 期、116-125 頁。周君＝張震「“走出去”戰略下中国対外直接投資的母国約束研究」投資研究、2012 年第 2 期、87-102 頁。
- ²¹ 陳清泰「中国企業“走出去”国際論壇 2005 年大会における発言。
http://www.cec-ceda.org.cn/c500/chinese/content.php?id=50&t_id=4(最終アクセス日 2014 年 12 月 19 日)
- ²² 華爾街日報(電子版) 2014 年 9 月 22 日

第2章 中国企業の海外投資と人民元の国際化

信金中央金庫 海外業務支援部
上席審議役 露口洋介

中国では 2000 年代に入って外貨準備の増大に伴い対外直接投資を奨励する政策(走出去)への転換が行われた。一方 2009 年 7 月に、対外取引に伴うクロスボーダーの送金に人民元を利用することが認められ、2011 年 1 月には対外直接投資を人民元で送金することが認められた。人民元建の対外直接投資の拡大は、人民元の国際化を促進する意味を持つ。しかし、これが進展するためには、人民元建の直接投資を受ける国や地域において、受け取った人民元が便利に使用できなければならない。そのためには人民元に対する中国サイドの為替管理の自由化が進展する必要がある。本稿では、人民元建対外直接投資を含む中国の為替管理の状況について検討し、中国企業の海外投資と人民元の国際化について考えてみたい。

第1節 中国の為替管理の概観

1. 為替管理

為替管理とは、対外取引について規制・管理することを意味するが、中国の現状を見ると、対外取引が可能かどうかという問題とその対外取引をどの通貨で送金・決済できるかという問題に分けて考えることが有用である。中国は 1996 年 12 月に国際通貨基金(IMF)8 条国に移行している。これは、財やサービスの貿易などを含む經常取引を自由化し、これら取引について自国通貨の交換性を保証する義務を負うことを意味する。一方で中国が対外取引の決済に人民元を使用することを認めたのは 2009 年 7 月である。この間の期間については、例えば輸出入に関して人民元と外貨の交換は可能であるが、海外と間の資金の送金決済は外貨でしか行えない状況であった。中国の輸出であれ輸入であれ人民元と外貨の交換は中国国内で行われていたわけである。資本取引についても同様である。中国は、海外との間の資本取引を厳しく制限しているが、外資導入のための対内直接投資などは従来から当局の認可を得て行うことが可能であった。しかしこのような取引についても海外の投資家が直接投資のために中国に資金を送金する場合、利用できる通貨は外貨に限られており、人民元で行うことは不可能であった。

中国の為替管理の体系についてみると、まず外貨による対外取引や外貨と人

民元の交換に関する規制・管理は 1996 年 4 月に施行され 2007 年 8 月に改正された「外貨管理条例」(国务院令第 532 号)にもとづき行われている。人民元による対外取引については 2009 年 7 月に中国人民銀行と関連部門が連名で公布し、施行された「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」(中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告[2009] 第 10 号)以降、累次にわたり公布された規定にもとづき規制管理されている。

2. 経常取引

(1) 経常取引一般

1996 年 12 月、中国は IMF8 条国に移行し、経常取引について人民元と外貨の交換性を保証することを義務付けられた。その結果、前述のとおり、中国国内で輸入代金等の支払いについて人民元を外貨に交換して外貨で対外送金すること、輸出代金等の受取りについて海外から外貨で受け取って人民元に交換することが自由となった。資本取引が規制されているため、実需原則と為銀主義にもとづき、企業が輸出入取引など経常取引を行う際は、外国為替指定銀行に必要な応じ通関証明書等の経常取引であることの証明書類を提出して外貨と人民元の交換を行うこととなる。

経常取引によって企業が受け取った外貨収入については、従来は一定限度の外貨以外は人民元に交換することが義務付けられていたが、2007 年 8 月以降外貨のまま保有することも自由となった。

また、経常取引によって企業が受け取った外貨収入は、従来国内に持ち帰らなければならなかったが、2011 年 1 月以降、輸出代金を一定の限度内で海外に留め置くことが認められた¹。

2009 年 7 月以降、人民元を利用して対外送金決済を行うことが可能となり、輸出によって得た人民元を国外に留保することも認められた²。

人民元による経常取引の対外決済については、2013 年 7 月以降、問題のある企業は重点監督管理企業に指定され、それ以外の企業は銀行に業務証憑(輸出入契約書、通関申告書等)または「クロスボーダー人民元決済受け取り・支払い説明」を提出することによって簡便に行うことが可能となっている。重点監督管理企業については、オフサイトの検査や立ち入り検査などによって厳しく監督され、人民元建てクロスボーダー決済業務により取得した人民元資金を国外に留保することはできない。

(2) 外貨による貨物貿易

従来、輸出入代金の受払い照合制度が実施されていた。外貨による対外決済

については、2010年5月から輸入代金について支払い照合制度の簡略化が開始され、2012年8月から全国で輸出入代金の受払い照合制度が廃止され、オフサイトの総量モニタリング制度が導入された³。

(3) 外貨によるサービス貿易(所得、経常移転取引を含む)

1件5万ドル相当以下のサービス取引にかかる外貨受払い業務については原則として銀行による取引証憑の審査は不要である。それを超える金額の外貨受払い業務については、原則として主管国税機関に届出を行い、税務届出表を取得した上で取引項目に応じた証憑を銀行に提出して確認を受けることが必要である⁴。

3. 資本取引

中国の資本取引は、依然として幅広く規制されている。

(1) 対内直接投資

海外から中国に対する直接投資については、商務部や地方政府商務部門など主管部門の承認と外貨管理局における登記が必要である。ただし、改革開放政策の下で外資導入が進められ、比較的弾力的に承認されてきた。外資系企業の資本金は外国為替指定銀行に開設した専用の外貨資本金口座に入金することとされている。

人民元建ての対内直接投資については2011年10月に手続規定が公布された。外貨建て直接投資と同じく商務部など主管部門の認可を受けることが必要である。登録地の銀行で資本金専用預金口座を開設し、資本金を入金する。外貨建ての場合と異なり、人民元転の審査認可が不要という利点があったが、商務部は人民元建ての場合にのみ人民元資金の出所証明などを要求していた。この付加的な手続きも2014年1月から不要となった⁵。

(2) 対外直接投資

中国から海外に対する外貨建ての直接投資については、従来比較的厳しく制限されていたが、2000年代に入って、中国の外貨準備の増大に伴い、対外直接投資を奨励する政策(走出去)に転換された。企業は商務部など主管部門の認可取得ないしは登録を行った後、外貨管理局で登記を行い、銀行が認可証および登記証にもとづき支払い手続きを行うことが可能となった。

人民元建ての対外直接投資については2011年1月に認められた。企業は、商務部の認可を得た後、外貨管理局で登記を行い、これらにもとづき支払い手続きを行うことができる⁶。

(3) 対内証券投資

海外から中国に対する証券投資については、1991年から外国投資家に対し外貨建てのB株市場への直接参入を許容するとともに、2002年に海外適格機関投資家制度(Qualified Foreign Institutional Investor: QFII)が導入され、一定金額の枠内で外貨を使って送金し、人民元建てのA株、国内債券などに投資することが認められた。QFIIの総投資枠は1500億ドルとされているが、2015年1月末で各金融機関に割り当てられた個別の投資枠の合計は679.75億ドルとなっている⁷。

人民元については2010年8月、海外の中央銀行、クリアリング銀行、参加銀行の3種の銀行が、中国本土の国内銀行間市場で取引されている中国国債などの債券に対して、人民元を利用して投資することが認められた⁸。

2011年12月には、香港の金融機関が香港で調達した人民元資金を中国に送金して証券に投資することが認められた。人民元(renminbi)建てであるため、これをRQFIIと呼ぶ。当初は中国本土の基金管理会社、証券会社の香港子会社のみが利用できたが、2013年3月には本土の銀行、保険会社等の香港子会社、香港で登録・経営している金融機関(外資系を含む)まで拡大された⁹。さらに2013年1月には台湾にRQFIIの投資枠を設定することが公表され、同年10月に英国とシンガポール、2014年6月にフランス、7月に韓国、ドイツ、11月にはカナダ、オーストラリア、カタールにもRQFIIの投資枠が設定された。RQFIIの総投資枠は7700億元とされているが、2015年1月末の個別金融機関へ割り当てられた投資枠の合計は3045億元である¹⁰。

中国本土の企業が認可を得て香港でH株を上場するなど域外で上場したり、債券を発行することによって募集した外貨資金を本土に送金することも認められている。

人民元建てでは、2007年以降、中国の政策性銀行や国有銀行が香港において人民元建て債券(点心債)を発行しており、2009年には中国政府が人民元建て国債を香港で発行し、調達した資金を本土に送金している。海外企業では2010年に米マクドナルドが香港で人民元建て債を発行して以来、日系企業も含め発行が続いている。調達した人民元を中国本土に送金するためには個別の認可が必要である。

さらに、ロンドンにおいて2012年4月にHSBCが人民元建て債を発行し、2012年12月には中国建設銀行、2013年11月に中国工商銀行、2014年1月に中国銀行が発行している。その後シンガポール、台湾でも外資系銀行が発行している。また、2014年4月以降はオーストラリア、ルクセンブルク、ドイツ、フランス、韓国で中資系の銀行が発行している。ただし、これらの人民元建て債券発行によって調達された人民元を中国本土に送金するには中国当局の認可

が必要であり、基本的に発行地に資金は留め置かれ、発行地におけるオフショア人民元業務に使用されているものと考えられる。2014年10月には英国政府が人民元建国債を30億元発行した。調達した人民元は英国政府の外貨準備に組み入れられている。

(4) 対外証券投資

国内から海外に対する証券投資については、2006年に国内適格機関投資家制度(Qualified Domestic Institutional Investor: QDII)が導入され、一定金額の枠内で海外の証券市場で投資をすることが認められている。2015年1月末で個別の金融機関に認可された投資枠の合計は820.43億ドルとなっている¹¹。

人民元建てでは、2007年にアジア開発銀行や国際金融公社(IFC)などの国際機関が中国国内で人民元建て債(パンダ債)を発行し、人民元資金を調達している。

(5) 対外債務管理

金融機関以外の外資企業の親子ローン等対外借入(外債)については、外貨管理局に登録することが必要である。対外借入(外債)の限度額は、認可された総投資額と登録資本金の差額(中国語で「投注差」という)となる。外債総規模は1年以内の短期対外借入残高と1年超の中長期対外借入累計額の合計である。すなわち、短期対外借入は返済すると借入限度枠が復活するが、中長期対外借入の場合は返済しても残余の借入限度枠は復活せず減少したままとなる。

外資系企業が国外金融機関から保証を得て国内銀行から借入を行う場合、保証が履行された際に国外金融機関が国内外資系企業に対し求償権を保有することとなるので、履行額を短期外債として登記する必要がある。当該短期外債の未償還額は債務者の純資産金額の範囲内であれば外債枠管理の対象外となり、純資産金額を超える場合は超える部分について外債枠を消費することとなる¹²。この結果対外借入枠を超過する場合、企業は罰金を支払う必要がある。

外資系企業以外の、中資系、外資系金融機関および中資系企業については、短期対外債務は国家外貨管理局、中長期対外債務は国家発展改革委員会に申請し承認を受ける必要がある。

人民元建て対外借入については、2011年10月に手続規定が公布された¹³。外資系企業は「投注差」の限度内で親子ローン等の人民元建て対外借入を行うことができる。対外借入総規模は外貨建てと人民元建てを合算する。人民元建ての場合は外貨建ての場合と異なり、対外借入総規模は期間の長短にかかわらずすべて累計額で計算する。すなわち1年以内の短期対外借入であっても返済によって借入限度枠は復活しない。

(6) 対外貸付

国内銀行による商業ベースの外貨建て対外貸付は 2008 年に原則自由となっている。国内企業による海外子会社に対する貸付は 2009 年 6 月に可能となった。

国内銀行による人民元建て対外貸付については、2011 年 1 月に対外直接投資に関連する貸付が認められ、2011 年 4 月には国内企業による海外子会社への貸付が可能となった。2013 年 7 月には国内企業による海外親会社、子会社に対する人民元貸付について中国人民銀行の個別認可が不要となった。

さらに 2014 年 1 月には海外の兄弟会社に対する対外貸付も可能となった¹⁴。ただし、国外貸付の累計限度額は所有者権益の 30%以下とする規定が盛り込まれた。

(7) 人民元取引に対する規制

以上の資本取引に関する規制のほか人民元に関しては次のような為替管理規制も存在する。

第 1 に、為替レートに対する規制である。中国では人民元の為替レートについて「市場の需給を基礎にバスケット通貨を参考とする管理された変動相場制」(中国人民銀行の公表文)を採用しており、基本的に為替レートを安定的にコントロールしている。

第 2 に、中国本土と海外との間の人民元の為替売買に対する規制である。香港所在の人民元クリアリング銀行である中国銀行香港現地法人は中国本土の銀行間市場に直接参加しているが、2010 年 12 月、このクリアリング銀行と香港で人民元ビジネスを行っている参加銀行との間の人民元売買は 3 ヶ月以内に決済される貨物貿易取引に伴うものに限定された。2011 年 6 月には同様の規制が中国本土の銀行と海外の参加銀行との間の人民元為替売買についても課せられた。香港のクリアリング銀行や大陸の銀行から 3 ヶ月以内に決済される貨物貿易のために購入した人民元は従来どおり CNY と呼ばれる。これに対して香港の参加銀行間で自由に取引されるオフショア人民元を CNH と呼ぶ。前述のとおり 3 ヶ月以内に決済される貨物貿易以外でも、中国本土と海外との間で直接投資をはじめとして様々な取引を人民元で決済することが可能である。しかし、中国本土の銀行やクリアリング銀行から直接人民元を購入して中国本土に送金できるのは 3 ヶ月以内に決済される貨物貿易取引に限られる。それ以外の取引については香港などオフショア市場で CNH を購入したり借入れたりして送金・決済することとなる。

第 3 は、中国本土の銀行、香港や海外のクリアリング銀行に課せられている人民元為替売買限度枠である。銀行ごとに年間あるいは 4 半期中の為替売買額に上限が設けられている。

第 4 は、中国本土の銀行に課されている人民元と外貨の売買のポジション規制である。中国本土の銀行は国家外貨管理局から個別に付与される「外貨売買

用総合ポジション」の範囲内に外貨ポジションをコントロールすることが義務付けられている。中国本土の銀行は外貨を人民元に交換してポジションを保有すること、あるいは逆の取引を制約されている。

第5は、人民元為替先物取引についての実需原則である。先物取引によってヘッジできる取引は経常取引と一定の資本取引に限られている。これによって投機を目的とする為替先物取引は制限されている。

第2節 日本との比較¹⁵(表参照)

1. 為替管理一般・経常取引

日本では、1979年に外国為替管理法が全面改正され1980年に施行された。この改正によって、資本取引は原則禁止から原則自由の体系に転換した。中国の現在の為替管理の状況を日本の過去の状況と比べると、以下に見るように、直接投資については日本の1970年代より実態的に進んでいるが、規制の現状を全般的に見るとおよそ日本の1970年代初頭あたりの状況と見ることができる。

日本は1952年にIMFに加盟し、1964年にIMF8条国に移行し経常取引を自由化、経常取引に関する円の交換性を保証した。これに対して中国は1980年にIMFに加盟し、1996年に8条国に移行しており、これらは日本からおよそ30年遅れて実現している。これに対し自国通貨による対外決済は日本では1960年の円為替の導入によって実現しているが、中国では2009年7月に至ってようやく試行が開始され、依然として厳しい制約が課せられている¹⁶。この点では日本から50年以上の遅れと見ることができる。

人民元の変動相場制への移行はいまだ実現しておらず、資本取引全般の原則禁止から原則自由への転換も行われていない。日本では1984年4月に為替先物取引の実需原則を撤廃し、同年6月には円転換規制(銀行のポジション規制)も廃止された。

2. 直接投資

資本取引のうち直接投資についてみると、中国では対内直接投資については当局の認可が必要であったが、改革開放政策開始直後の1980年から外資導入を図るため積極的に認可されてきた。中国の対内直接投資対GDP比率は1994年には6%に達しており、日本の1979年の0.02%に比べ実態的にははるかに進んでいた。

対外直接投資についても中国は2002年以降積極化しており、対外直接投資対GDP比率は2006年に0.8%に達している。日本の1979年の同比率は0.29%に過ぎなかった。

3. 証券投資

対内証券投資は外貨で送金する QFII、人民元で送金する RQFII によって認められているが、総量が規制されている。香港で発行される人民元建て債で調達した人民元資金は一部本土に送金して利用されているが、それ以外の海外で発行されている人民元建て債による調達資金は発行地で使用されている模様である。

対外証券投資は QDII で総量を規制した上で認められている。非居住者による本土における人民元建て債の発行も認められている。

対内証券投資、対外証券投資ともに日本の 1970 年レベルと考えられる。

4. 対外借入、貸出

中国の対外借入は前述のとおり、限度枠が課されて厳しく制限されている。日本は 1980 年に邦銀による外貨建てのインパクトローンが解禁された。また 1984 年にはユーロ円インパクトローンが解禁されている。

対外貸付については銀行による商業ベースの対外貸出が自由であり、人民元建てについては貸出先の制約がある。日本では 1952 年に外貨建て現地貸しが認可されており、1972 年に円建て現地貸しが認められている。中国は日本の 1970 年代初頭程度のレベルと考えられる。

表. 日中両国の為替管理・資本取引自由化の比較

1. 経常取引為替管理(日本の 1970 年代初頭のレベル)

日本		中国		中国実現(○) 一部実現(△)
1952 年	IMF 加盟	1980 年	IMF 加盟	○
1960 年	円為替・非居住者自由円勘定の導入(1960 年 7 月に同時に導入)	2009 年	海外との貿易決済に人民元の使用 試行開始。人民元代理勘定導入	△
1964 年	IMF8 条国へ移行	1996 年	IMF8 条国に移行	○
1971 年	円は一時的に変動相場制	2005 年	人民元は管理された変動相場制に移行	○
1972 年	外貨集中制廃止	2007 年	外貨集中制廃止	○
1973 年	円変動相場制に移行			
1980 年	外国為替管理法改正			
1984 年	為替先物取引の実需原則撤廃 円転規制撤廃			
1998 年	新外国為替法(為替管理撤廃)			

2. 資本取引規制

(1) 直接投資（日本の 1970 年代より実態的に進展）

日本		中国		中国実現(○) 一部実現(△)
1967 年	対内直接投資第 1 次自由化 (自由化業種の新設)	1980 年	外貨管理条例公布。対内直投を明文 化。以後、対内直投を積極的に受入れ	○
1969 年	対外直接投資第 1 次自由化 (20 万ドル以下自動認可)	2002 年以降	対外直接投資(走出去)促進	○
1992 年	対内直投が原則事後報告制に移行			×
1998 年	対外直投が原則事後報告制に移行			×

(2) 証券投資（日本の 1970 年のレベル）

日本		中国		中国実現(○) 一部実現(△)
1961 年	民間企業による外貨債のアメリカでの 発行	1982 年	中国国際信託投資公司による円 建私募債発行	○
1961 年	民間企業による海外での株式発行 (DR 形式)	1993 年	企業による香港での株式発行(H 株)	○
1967 年	対内株式投資規制緩和 (株式取得の日銀自動認可枠拡大 10～15→15～20%)	1991 年 2002 年	B 株発行開始 (非居住者向け外貨建株式) 適格海外機関投資家(QFII)制度導入	△
1970 年	投信委託会社に外国証券取得を 包括認可(金額限度 1 億ドル)	2006 年	適格国内機関投資家(QDII)制度 導入	○
1970 年	ADB 第 1 号円建外債(サムライ債) 発行。	2005 年	ADB、IFC が国内で人民元建債券 (パンダ債)発行。	○
1973 年	東証外国株市場開設			×
1984 年	居住者ユーロ円債発行解禁	2007 年 2009 年 2012 年	大陸系金融機関の香港人民元建 債発行認可 香港人民元建て国債の発行 中国建設銀行、ロンドンで人民元 建て債券発行	△
1984 年	非居住者ユーロ円債発行解禁	2010 年	米マクドナルドが香港で人民元建て 債券発行	△

(3) 対外貸出・借入（日本の 1970 年代初頭のレベル）

日本		中国		中国実現(○) 一部実現(△)
1952 年	外貨現地貸認可	1980 年	銀行為替業務管理規定。対外外 貨貸出は審査対象。	○
1964 年	邦銀の海外短資取入残高規制	2007 年	対外借入の総枠規制強化	規制強化
1972 年	円貨現地貸認可	2011 年 2014 年	銀行による対外直接投資関連の人民元建て対外貸出認可 海外兄弟会社に対する人民元貸出認可	○
1972 年	非居住者自由円勘定残高規制廃止	2011 年	人民元建対外借入手続規定公布	△
1980 年	外国為替管理法改正。インバクトロ ーン自由化		(金融機関、企業の対外借入は厳 格な総枠規制の対象)	×
1980 年	主要邦銀現地貸届出不要	2008 年	銀行の商業ベース対外貸出自由化	△
1984 年	円建て対外貸付の自由化			×
1984 年	円転規制撤廃			×

(出所) 各種資料にもとづき筆者作成。

第3節 中国(上海)自由貿易試験区

中国(上海)自由貿易試験区は2013年9月29日に開設された。地理的には上海の浦東新区にある3つの税関特殊監督管理区域と離島の洋山保税港区を改組して設立したもので、区域の総面積は28.78平方キロと限られた地域で様々な規制緩和が進められている。

区域外と比べ、外資系企業の設立を容易にするなどの改革が行われているが、本稿に関連する分野では、区域内における金利の自由化と資本取引の規制緩和が試行されている。

1. 金利自由化

まず、金利の自由化では従来金利が規制されていた300万ドル未満の小口の外貨預金について2014年3月から区内において金利を自由化した¹⁷。さらに2014年6月27日からこの小口外貨預金の金利自由化が上海市全域に拡大された¹⁸。

2. 外貨資本金の元転自由化

資本取引の規制緩和については、対内直接投資について、2014年2月から区内に設立された外資系企業は外貨資本金を自由に元転できることとなった¹⁹。

3. オフショア人民元借入

海外からの人民元借入について従来の「投注差」に換えて、「オフショア人民元借入」と呼ばれる新たな制度が導入された。2014年2月に中国人民銀行が公布した規定によると、区内に新たに設立された企業が海外から借り入れる人民元資金の最高限度枠は「払込資本金×中国人民銀行が定めるパラメーター」となった²⁰。このパラメーターは暫定的に「1」とされた。対象は期間1年以上の借入であり、残高管理となる。すなわち、返済すれば枠は復活する。例えば総投資額300万ドル以下の直接投資の場合、登録資本金は総投資額の70%以上と定められているので、従来の「投注差」は総投資額の30%以下となるが、区内で「オフショア人民元借入」では資本金がすべて払い込まれていれば総投資額の70%以上が借入限度枠となる。区内の既存の外資系企業は従来の「投注差」と「オフショア人民元借入」のどちらかを選択できるが、選択後の変更はできない。

4. クロスボーダー人民元プーリング

上記(3)と同様の規定により、区内において設立された企業は、海外および中国国内のグループ企業との間で双方向のクロスボーダー人民元プーリングを行うことが可能となった。グループ企業とは、親会社、子会社、持分会社等の投資を有する多国籍集団会社を指す。プーリングとは区内の企業を含む国内外のグループ企業の間で余剰人民元資金を双方向で融通しあうことを指す。

プーリング業務に使用できる人民元資金は企業の生産経営活動および実業投資活動から生じたキャッシュフローでなければならず、融資活動で生じたキャッシュフローは使用してはならない。ここでは使用できる資金を定性的に定めているが、現時点では、運用上当局が個々の企業の規模に応じて利用できる資金の総枠を個別に設定しているようである。

5. クロスボーダー人民元集中決済

従来多国籍グループ企業内のクロスボーダー人民元決済は取引ごとに行われなければならなかったが、(3)、(4)と同じ規定により海外および中国国内のグループ企業との間でのクロスボーダー人民元決済を区内において設立された企業に集中して決済することが可能となった。集中決済は経常取引に伴うクロスボーダー人民元決済に限られる。

2014年11月1日付で中国人民銀行はクロスボーダー人民元プーリングとクロスボーダー人民元集中決済を中国全国で解禁した²¹。

6. クロスボーダー外貨プーリングと経常取引外貨集中差額決済

外貨管理局上海市分局が2014年2月に公布した規定により、区内に設立された企業を通じて外貨によるクロスボーダープーリングと経常取引集中差額決済が可能となっている²²。区内企業を通じた海外及び国内グループ企業との間で外貨資金を融通することや、外貨集中決済を行うこと、さらに外貨差額決済(ネットィング)を行うことが可能となった。区内企業は銀行に「国際外貨資金マスター口座」と「国内外貨資金マスター口座」を開設する。「国際外貨資金マスター口座」と国外グループ企業の海外口座との間および「国内外貨資金マスター口座」と国内グループ企業との国内口座間の外貨資金の資金振り替えは自由であるが、「国際外貨資金マスター口座」から「国内外貨資金マスター口座」への資金振替は国内グループ企業全体の外債限度枠(投注差)を超えてはならない。また、「国内外貨資金マスター口座」から「国際外貨資金マスター口座」への資金振替は国内グループ企業全体の所有者権益の50%を超えてはならないという制限がある。

国家外貨管理局は2014年4月に規定を公布し、中国(上海)自由貿易試験区で実施されているクロスボーダー外貨プーリングと経常取引外貨集中差額決済について、大よそ同様の内容で2014年6月から中国全土で実施することを認めた²³。

第4節 中国の為替管理の現状の評価と今後の展望

1. 為替管理をめぐる環境

中国では、金融政策は依然として銀行の貸出量を直接コントロールする窓口指導が主体である。金利については、預金金利の上限が規制されている。貸出金利については 2013 年 7 月に従来存在した下限規制が撤廃され自由になったが、中国人民銀行は依然として貸出基準金利を公表しており、2014 年 1～9 月平均で銀行貸出の 8 割弱は基準金利の 1.3 倍の水準以下で行われている²⁴。この間、1 年物貸出の基準金利は 6%であったから名目で 10%近い成長を続けている中国においては非常に低い金利と言える。

また、銀行間市場金利など多くの金利がすでに自由化されていると言われているが、銀行間市場金利の指標である SHIBOR を見ると、おおよそ中国人民銀行が定める預金基準金利を下限、貸出基準金利を上限に変動しており、規制金利の制約を受けているのは明らかである。金利が規制され、イールドカーブが中国人民銀行によって人為的に定められている現状では、金利を利用した金融政策は不可能であり貸出総量に対するコントロールが必要となる。

このような状況で資本取引が自由化されると、内外の資金移動が自由となり、国内の貸出量のコントロールを主たる手段とする中国の金融政策の有効性は大幅に低下し、マクロ経済が混乱する恐れがある。このような観点から、中国の為替管理は現状、依然として厳しく規制されており、日本の 1970 年代初頭のレベルにとどめられている。

また、中国では人民元の為替レートについて前述の通り「管理された変動相場制」を採用している。これは、輸出産業や国内の物価上昇率などを考慮したものである。

日本と比較すると、中国では自国通貨、人民元を海外との取引に利用したり、人民元が海外で取引されることを認めたタイミングが非常に遅かった。これは資本取引を自由化することによる金融政策の効果低下と、海外で人民元が取引できるようになることによって人民元為替レートのコントロールが困難化することを恐れたためである。

一方、このような恐れが解消したわけではないにもかかわらず、2009 年 7 月に人民元の対外決済への利用を開始した理由について、中国人民銀行はホームページにおいて、「国際金融危機の影響を受けて米ドル、ユーロなど主要国際決済通貨の為替レートが大幅に変動し、中国と周辺国家・通期の企業が第三国通貨を使用して貿易決済を行う場合、大きな為替変動リスクに直面した」ことを挙げている。ここで「第三国通貨」は明らかに米ドルを指している。すなわち従来の過度のドル依存のリスクからの脱却が人民元の国際化を進める大きな動機となっているわけである。

中国は、米ドルの利用を減少させるために人民元の対外的な利用を認めたが、金融政策上の懸念と人民元為替レートコントロールの必要性から依然として資本取引を厳しく規制している状態にとどまっている。

2. 人民元建て対外直接投資の今後の展望

中国が人民元を真に国際化するためには資本取引を自由化し、対外取引を人民元によって自由に行えるようにする必要がある。2011年11月に人民元建ての対外直接投資認められたことも、人民元の国際化を進める効果を持つ。しかし、人民元建て対外直接投資が増加するためには、投資の受け入れサイドで人民元を便利に利用できなければならない。

2014年11月に全国に展開された人民元建て、および外貨建てのプーリング業務を見ると、現状では中国は依然として、資金流入の総量をコントロールしており、これによって資本取引の自由化が大きく進んだとは言い難い状況にある。2014年6月に蘇州工業園區、7月に天津エコシティそれぞれとシンガポールの間で認められた人民元取引の推進策、2014年11月に開始された香港と上海の投資家による相互の市場での株式投資なども、投資主体に制約があったり、総量が規制されているなど、従来の資本取引規制の大枠を大きく変えるものとは言えない。現状では依然として海外での人民元の使用は非常に不便な状況にとどまっており、人民元建ての直接投資が大きく進展する条件は整っていない。

今後中国の資本取引の自由化はどのように進展するであろうか。中国人民銀行の調査統計司は2012年2月に非公式な見解ながら資本取引の自由化について「基本的な条件は成熟した」として、今後10年で資本取引自由化を基本的の実現する日程表を公表した²⁵。これに対して、社会科学院の研究者などは、金利自由化など国内市場の整備を充分進めたのちに資本取引を自由化すべきであるとの反論を展開した²⁶。

2014年3月に開催された全人代の記者会見において、中国人民銀行の周小川行長は「預金金利の自由化は今後1、2年で実現できる」と述べる一方、人民元の資本取引自由化は「長い道のりとなる」と発言した。前述の議論が金利の自由化を先行させることに決着したことを示すものと見られる。

中国の金融政策が窓口指導という貸出量をコントロールする手段に依存している限り、資本取引の自由化によって金融政策の有効性は大幅に低下する恐れがある。まず金利を利用した金融政策を行えるようにする必要があり、そのためには金利を自由化することが必要である。従って預金金利の自由化を先行させ、その後に資本取引を自由化することが望ましい。資本取引が自由になった状況では金利を利用する金融政策が海外から独立して行われるために人民元の為替レートも変動相場制に移行している必要がある。

なお、預金金利を自由化すると銀行の利鞘が大幅に縮小する可能性が存在する。中国の銀行にとっては収益が減少する一方で金利変動リスクや為替レート変動リスクは増大することが見込まれ、銀行が破綻する可能性が高まる。これに備えて預金保険制度を導入することも必要である。中国人民銀行は2014年11月に預金保険機構条例案を公表しパブリックコメントを求めた。2015年の始めにも預金保険機構が設立される見込みである。

その後、預金金利の自由化が実現され、金利を利用する金融政策手段として公開市場操作の拡充などが図られるものと考えられる。このような状況が整った後、資本取引の本格的自由化へと進んでいくことが見込まれる。これに伴って、人民元の国際化も徐々に進展し、人民元建て対外直接投資も拡大していくものと思われる。

(本稿の内容は執筆者の個人的見解であり、執筆者の属する信金中央金庫の公式見解を示すものではない)

以 上

【参考文献】

荒巻健二[2004]:「資本取引自由化の sequencing—日本の経験と中国への示唆—」
『開発金融研究所報』第二十一号、国際協力銀行、2004 年 11 月
露口洋介[2010]:「中国人民元の国際化、その現状と展望」『東亜』No.519、2010 年 9 月
露口洋介[2013]:「人民元の国際化と円・人民元直接交換取引」『中国経済』日本
貿易振興会、2013 年 8 月

-
- 1 「关于实施货物贸易出口收入存放境外管理有关问题的通知」汇发[2010]67 号
 - 2 「关于境内机构可自行保留经常项目外汇收入的通知」汇发[2007]49 号
 - 3 「关于货物贸易外汇管理制度改革的公告」国家外汇管理局公告 2012 年第 1 号
 - 4 「关于印发服务贸易外汇管理法规的通知」汇发[2013]30 号
 - 5 「关于跨境人民币直接投资有关问题的公告」商务部公告 2013 年第 87 号
 - 6 「境外直接投资人民币结算试点管理办法」中国人民银行公告[2011]第 1 号
 - 7 国家外貨管理局ホームページ
 - 8 「中国人民银行关于境外人民币清算行等三类机构运用人民币投资银行间债券市场试点有关事宜的通知」银发[2010]217 号
 - 9 「人民币合格境外机构投资者境内证券投资试点办法」中国证券监督管理委员会令[2013]第 90 号
 - 10 国家外貨管理局ホームページ
 - 11 国家外貨管理局ホームページ
 - 12 「关于发布跨境担保外汇管理规定的通知」汇发[2014]29 号
 - 13 「外商直接投资人民币结算 管理办法」中国人民银行公告[2011]第 23 号
 - 14 「关于进一步改进和调整资本项目外汇管理政策的通知」汇发[2014]2 号
 - 15 日本の為替管理自由化の歴史については荒巻 [2004] を参考にした。
 - 16 人民元の国際化の経緯については露口 [2010]、同 [2013] を参照。
 - 17 「关于在中国(上海)自由贸易试验区放开小额外币存款利率上限的通知」中国人民银行上海总部银总部发[2014]23 号
 - 18 「充分发挥市场自律组织的作用 稳步推进有管理的外币利率市场化改革」中国人民银行上海总部、2014 年 6 月 26 日
 - 19 「关于印发支持中国(上海)自由贸易试验区建设外汇管理实施细则的通知」上海汇发[2014]26 号
 - 20 「关于支持中国(上海)自由贸易试验区扩大人民币跨境使用的通知」银总部发[2014]22 号
 - 21 「中国人民银行关于跨国企业集团开展跨境人民币资金集中运营业务有关事宜的通知」中国人民银行、2014 年 11 月 1 日
 - 22 注 19 と同じ。
 - 23 国家外汇管理局关于印发《跨国公司外汇资金集中运营管理规定(试行)》的通知」汇发[2014]23 号
 - 24 「中国货币政策执行报告 二〇一四年第三季度」中国人民银行 2014 年 11 月 6 日
 - 25 「我国加快资本帐户开放的条件基本成熟」中国人民银行調查統計司課題組、中国証券報、2012 年 3 月 23 日
 - 26 例えば「资本管制和资本项目自由化的国际新动向」余永定、張明、『国際経済評論』、中国社会科学学院、2012 年第 5 期など。

第3章 中国における海外投資管理制度の発展と課題 ～ 2014 年「海外投資管理弁法」の制定をめぐって

中国華東政法大学法律学院教授
法治政府研究所所長・弁護士 江利紅

はじめに

商務部、国家統計局、国家外匯管理局が共同で発表した「2013 年度中国対外直接投資統計公報」によると、2013 年には世界の対外直接投資流出量は前年比 1.4%増加したが、中国の対外直接投資流出量は 1078.4 億米ドルで過去最高を記録し、同 22.8%増加して、中国は米国と日本に次ぐ世界第三位の対外投資国となったという。2013 年末時点で、中国の 1.53 万の投資主体が海外で 2.54 万の国外企業を設立、その範囲は 184 の国・地域に広がっている。中国の対外直接投資累計額は 2013 年末で 6604.8 億米ドルに達したが、順位で見ると世界 11 位で、先進諸国に比べるとまだ一定の差が存在している。¹対外投資が拡大する中、2013 年 11 月 12 日に、中国共産党第 18 期 3 中全会に「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」を採択した。この「決定」において、対外投資の促進を改革の全面的深化に関する戦略の一つとして（「走出去戦略」¹と呼ばれる）、企業と個人の対外投資を拡大するため、対外投資管理制度を改革しなければならないと要求している。具体的には、「企業と個人の対外投資を拡大し、対外投資における企業と個人の主体的な地位を確立し、自らの優位性を発揮し海外で投資協力を繰り広げることを認め、自らがリスクを負い、各国各地域で建設工事や労務協力プロジェクトを自由に請け負うことを認め、イノベーション方式で海外に出て行き、グリーンフィールド投資、買収合併投資、証券投資、共同投資などを展開することを認め」、そして、「関係国や地域との投資協定の調印を加速するため、渉外投資の審査・認可体制を改革し、領事保護体制をより完全なものにし、權益保障、投資促進、リスクの早期警報など、より多くのサービスを提供し、投資協力の空間を拡大する」とされている。この対外投資制度の改革方針のもとで、海外投資の促進と規範化を図るために、「国務院の投資体制改革に関する決定」¹、「確たる留保の必要な行政審査・許可項目に対し行政許可を設定する国務院決定」¹、「政府認可の投資プロジェクト目録（2013 年版）」¹および関連する法律規定に基づき、中国商務部は 2014 年 9 月 6 日に、2009 年の「海外(境外)投資管理弁法」（以下「旧弁法」と略称する）を全面的に改正し、新たに「海外(境外)投資管理弁法(商務部令 2014 年第 3 号)」(以下「本弁法」と略称する)を發布した。「本弁法」は、中国の国内企業による海外投資の際の必要な登録・認可手続などを明らかにしたものである。

そのため、本論文では、2014 年新「海外投資管理弁法」の制定をめぐって、まず、中国における海外投資の関連主体および企業の海外投資主体の地位を分析し(Ⅰ)、中国における海外投資の管理方式について、以前の「認可制」から現在の「登録制・認可制」への転換を明らかにしたうえで(Ⅱ)、海外投資の登録と認可の手続きを取りまとめ(Ⅲ)、海外投資企業の義務と主管機関のサービスを概観し(Ⅳ)、海外投資における企業および主管機関の法律責任を分析し(Ⅴ)、最後に、海外投資促進に関する法体系の構築に関する今後の展望を行うこととしたい(「おわりに」)。

第 1 節 中国における海外投資の関連主体

「海外投資」とは、中国で法律により設立している企業が、新設、買収合併などの方式を通じて、海外で非金融企業を設立し、または既存の非金融企業の所有権、支配権、経営管理権などの権益を取得する行為を指す(本弁法第2条)。この概念からみれば、海外投資の関連主体は、投資主体としての企業と管理主体としての主管機関を含む。「本弁法」においては、企業の海外投資主体の地位が強調されている。

1. 海外投資の投資主体—企業

原則として、企業(中央企業と地方企業を含む)は海外投資のことについて、自主的な決定権をもっている。企業が海外投資を行う時には、法に従って自主的に戦略を決定し、自ら損益を負う(本弁法第3条)。しかし、企業の海外投資が以下に挙げる事由の一つに該当する場合、海外投資が禁止されている。①中国の国家主権、安全および社会公共利益を害し、または中国の法律法規に違反する場合、②中国と関係国家や地区との関係を損なう場合、③中国が対外的に締結または参加した国際条約、協定に違反する場合、④中国の輸出禁止の生産品と技術を輸出する場合(本弁法第4条)。

2. 海外投資の管理主体—主管機関

商務部と各省、自治区、直轄市、計画単列市および新疆生産建設兵団の商務主管部門(以下、省級商務主管部門)が海外投資に対して管理と監督を行うことに責任を負う(本弁法第5条)。商務部と省級商務主管部門は法に従って登録と認可を取り扱い、手続き効率を高め、高品質のサービスを提供しなければならない。具体的には、商務部と省級商務主管部門は「海外投資管理システム」(以下「管理システム」と略称する)を通じて企業の海外投資に対して管理を行う(本弁法第8条第1～2項)。

第2節 中国における海外投資の管理方式の転換 —「認可制」から「登録制・認可制」へ

2009年に公布された「旧弁法」では、①中国と外交関係を確立していない国家における海外投資、②特定の国または地区における海外投資、③中国側の投資額が1億米ドルおよびこれ以上の海外投資、④複数の国家(地区)の利益に関わる海外投資、⑤国外特殊目的会社の設立などの場合の海外投資について、商務部の認可を求め(旧弁法第6条)、①中国側の投資額が1000万米ドルおよびこれ以上、1億米ドル以下の海外投資、②エネルギー、鉱物類の海外投資、③国内における投資勧誘の必要のある海外投資についても省級商務主管部門の認可が必要だと定めていた(旧弁法第7条)。すなわち、当時、中国の海外投資の管理においては、認可制が主な管理方式とされていた。

2013年11月12日に中国共産党第18期3中全会に採択された「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」においては、政府の職能改革について「簡政放権(行政のスリム化と権限移譲)」というスローガンを打ち出し、「政府の職能を全面的かつ正確に履行する。「簡政放権」をさらに実行し、行政許認可制度の改革を深化し、中央政府のミクロ事務に対する管理を最大限減らし、市場メカニズムによって効果的に調節することができる経済活動はすべて許認可をやめ、残った行政許認可事項は管理を規範化し、効率を高めなければならない。末端に直接目を向け、件数が多くカバー範囲が広いため、地方が管理したほうがより便利でより効果のある経済社会事項は、すべて地方と末端に移譲し管理させる」と要求している。さらに、投資体制の改革について、「投資体制の改革を深化し、企業の投資主体の地位を確立する。企業の投資プロジェクトは、国の安全や生態の安全にかかわるプロジェクトや、全国の重要な生産力配置、戦略的資源開発、重要な公共利益などに影響するプロジェクト以外は、すべて企業が法律と規定に照らして自主的に決定し、政府は許認可を行わないものとする」と指摘している。

2013年12月2日に、国務院は『政府認可の投資プロジェクト目録(2013年版)』を發布し、「海外投資プロジェクトについては、敏感な国および地域、敏感な業界に係るプロジェクトおよび中国側の投資が10億ドルおよびそれ以上のプロジェクトを除き、その他のプロジェクトに対して登録制管理を行う」と定められている。

このもとで、2014年に改正された「本弁法」では、海外投資の管理について、以前の認可制を廃止し、「登録制を主とし、認可制を従とする」という管理モデルを確立している。すなわち、商務部と省級商務主管部門は企業海外投資の具体的な状況に基づき、それぞれに登録制と認可制で管理を行う。具体的にいえば、企業の海外投資が敏感国家と地区、敏感産業に関連する場合、認可制で

管理を行うが、企業のその他状況の海外投資は、登録制で管理を行う（本弁法第6条）。すなわち、投資先と投資産業が「敏感国家・地区」と「敏感産業」に属するかどうかは、海外投資管理について登録制または認可制を選択して管理を行う基準である。そこにおける「敏感国家・地区」とは、中国と外交関係を確立していない国家、国連の制裁を受けている国家を指す。必要な時、商務部は認可制で管理を行うその他の国家と地区のリストを別途公布することができる（本弁法第7条第1項）。また、「敏感産業」とは、中華人民共和国が輸出を制限する生產品と技術の輸出に関わる産業、一カ国(地区)以上の利益に影響を与える産業を指す（本弁法第7条第2項）。

第3節 中国における海外投資の登録と認可の手続

中国の海外投資の管理においては、「本弁法」は登録制と認可制との管理方式を構築したうえで、それぞれにこの二つの管理方式の手続を定めている。2009年の「旧弁法」と比べると、手続が若干簡略化され、審査期間も短縮されている。

1. 登録の手続

登録制で管理を行う海外投資に対して、商務部と省級商務主管部門により登録の手続が行われる。具体的には、以下のような手続で行う。

(1) 企業の登録申請

海外投資をしようとする企業は商務部と省級商務主管部門に海外投資に関する登録の手続を申請する。中央企業は商務部に報告して登録するが、地方企業は所在地省級商務主管部門に報告して登録する（本弁法第9条第1項）。具体的な申請方式については、中央企業と地方企業は「管理システム」を通じて要求に基づき「海外投資登録表」（以下「登録表」と略称する）を入力してプリントアウトし、公章押印後、企業の営業許可証のコピーを合わせてそれぞれ商務部または省級商務主管部門に報告して登録する（本弁法第9条第2項）。

(2) 主管機関の登録および「企業海外投資証書」の発行

「登録表」は事実通りに、完全に、法定形式に合致するよう入力し、かつ企業は「登録表」の中でその海外投資が本弁法第4条に記載された海外投資禁止の状況がないことを声明した場合、商務部または省級商務主管部門は「登録表」受け取った日から3営業日以内に登録を行い「企業海外投資証書」を発行しなければならない。企業が事実通りに、完全に「登録表」を記入しなかった場合、商務部または省級商務主管部門は登録しない（本弁法第9条第3項）。

2. 認可の手続

認可制で管理を行う海外投資に対して、商務部（または省級商務主管部門経由）により認可の手続が行われる。具体的には、以下のような手続で行う。

（1）企業の申請および関連資料

認可制で管理を行う海外投資をしようとする企業は商務部（または省級商務主管部門経由）に申請を提出する。具体的には、中央企業は商務部に申請を提出し、地方企業は所在地省級商務主管部門を通じて商務部に申請を提出する（本弁法第10条第1項）。二社以上の企業が共同で海外投資を展開する場合、相対的な大株主がその他投資方の書面同意を徴求した後で登録または認可申請しなければならない。各方の持株比率が同等の場合、協商後に一方が登録または認可申請を行わなければならない。投資方が同一行政区域に属さない場合、登録または認可に責任を負う商務部または省級商務主管部門は登録または認可の結果をその他投資方の所在地商務主管部門に告知しなければならない（本弁法第14条）。

企業が海外投資認可の申請を提出する際、下記の資料を提出しなければならない。①申請書（投資主体の状況、海外企業名称、持分構成、投資金額、経営範囲、経営期限、投資資金の出所、投資の具体的な内容などを含む）、②「海外投資申請表」（企業は「管理システム」を通じて要求に基づき入力してプリントアウトしたうえで、公章を押印しなければならない）、③海外投資に関連する契約または協議、④海外投資に関する中国の輸出制限に属する生産品または技術に対して輸出を認可する関連部門の資料、⑤企業営業許可書コピー（本弁法第10条第2項）。

（2）主管機関の受理

① 中央企業の申請に対する受理

中央企業が海外投資に関する申請を提出した場合、商務部はまずその提出した申請資料を形式的に審査する。申請資料が法定形式に一致している場合、商務部はその申請を受理する。しかし、申請資料が完全でないまたは法定形式に一致していない場合、商務部は3営業日以内に申請企業に補正が必要な全内容を一括で告知しなければならない。期限を超えて告知しなかった場合、申請資料を受け取った日から受理したものとする。中央企業が商務部の要求に基づいて全申請資料を補正して提出した場合、商務部は当該申請を受理しなければならない（本弁法第12条第1項）。

② 地方企業の申請に対する受理

地方企業が海外投資に関する申請を提出した場合、省級商務主管部門は、地方企業の認可申請受理後に、申請が本弁法第四条に記載された状況に関連するか否かの初歩審査を行い、15営業日以内(駐在大使館・領事館(商処室経由)への意見徴求の時間を含む)に初歩審査意見と全申請資料を商務部に送付しなければならない。申請資料が完全でないまたは法定形式に一致していない場合、省級商務主管部門は3営業日以内に申請企業に補正が必要な全内容を一括で告知しなければならない。期限を超えて告知しなかった場合、申請資料を受け取った日から受理したものとする。地方企業が省級商務主管部門の要求に基づいて全申請資料を補正して提出した場合、省級商務主管部門は当該申請を受理しなければならない(本弁法第12条第2項)。

(3) 関連部門の意見徴求

海外投資の認可は中国の駐在大使館・領事館(商処室経由)の意見を徴求しなければならない。中央企業が申請を提出した場合、商務部が意見を徴求する。地方企業が申請を提出した場合、省級商務主管部門が意見を徴求する。意見徴求時、商務部と省級商務主管部門は投資事項基本状況などの関連情報を提供しなければならない。駐在大使館・領事館(商処室経由)は徴求意見要求を受け取った日から7営業日以内に回答しなければならない(本弁法第11条)。

(4) 主管機関の認可または拒否

① 中央企業の申請に対する認可

商務部は中央企業の認可申請を受理した後、20 営業日以内(駐在大使館・領事館<商処室経由>への意見徴求の時間を含む)に認可を与えるか否かを決定しなければならない(本弁法第 12 条第 1 項)。

② 地方企業の申請に対する認可

地方企業が海外投資に関する申請を提出した場合、商務部は省級商務主管部門の初歩審査意見を受け取った後、15 営業日以内に認可を与えるか否かを決定しなければならない(本弁法第 12 条第 2 項)。

③ 企業の申請に対する拒否

本弁法第 4 条に記載された海外投資禁止の状況により認可を与えなかった場合、申請企業に書面で通知して理由を説明し、法に従って行政再審議を申請するまたは行政訴訟を提起する権利を有することを告知しなければならない。また、企業が虚偽の資料を提供して認可申請を行った場合、商務部は認可を与えない(本弁法第 13 条)。

3. 「企業海外投資証書」の取得と管理

(1) 「証書」の発行

認可を与えた海外投資に対して、商務部と省級商務主管部門は書面の認可決定として「企業海外投資証書」を発行する(本弁法第13条)。具体的には、商務部と省級商務主管部門は「海外投資管理システム」を通じて登録または認可を取得した企業へ「企業海外投資証書」(以下「証書」と略称する)を発行する。「証書」は商務部と省級商務主管部門がそれぞれプリントアウトして押印し、統一コード管理を行う。「証書」は企業の海外投資が登録または認可を取得したエビデンスであり、海外投資の最終目的地に照らして発行する(本弁法第7条第2～3項)。

(2) 「証書」の変更

企業の海外投資が登録または認可された後、元の「証書」に明記された海外投資事項に変更が発生した場合、企業は本章の手順に基づき元の登録または認可を与えた商務部または省級商務主管部門で変更手続を行わなければならない(本弁法第15条)。

(3) 「証書」の再申請

「証書」取得日から2年以内に、企業が海外投資を行わない場合、「証書」は自動的に失効する。海外投資を再展開する必要がある場合、本弁法に定めた手順に基づき、再度登録または認可申請をしなければならない(本弁法第16条)。

(4) 「証書」の管理

「証書」は偽造、書き直し、リース、貸し出しまたはいかなるその他形式でも譲渡をしてはならない。既に変更、失効または抹消された「証書」は元の登録または認可を与えた商務部または省級商務主管部門へ返却しなければならない(本弁法第18条)。

4. 海外投資の終了

企業が既に登録または認可を受けた海外投資の終了は、投資目的地の法律に従って抹消などの手続を行った後、元の登録または認可を与えた商務部または省級商務主管部門へ報告しなければならない。元の登録または認可を行った商務部または省級商務主管部門は報告に基づき抹消確認書簡を発行する。終了とは、元の登録または認可を得た海外企業が存続しない、または企業が元の登録または認可を得た海外企業の持分などのいかなる権益も有しないことを指す(本弁法第17条)。

第4節 海外投資企業の義務と主管機関の責任

1. 海外投資企業の義務

企業は登録または認可を受けた後、海外投資を展開することができる。海外投資を展開する場合、企業は下記の義務を負う。

(1) 海外投資の義務

企業は自社の条件、能力を客観的に評価し、投資目的地の投資環境を深く研究し、積極的に妥当な海外投資を展開し、リスク防止に注意しなければならない。国内外の法律法規と規則が資格資質に対して要求がある場合、企業は関連証明文書を取得しなければならない(本弁法第19条)。

(2) 法律遵守の義務

企業はその投資する海外企業が投資目的地の法律法規を遵守し、当地の風俗習慣を尊重し、社会責任を履行し、環境、労働者保護、企業文化建設などの業務を適切に行い、当地との融合を促進するよう要求しなければならない(本弁法第20条)。

(3) 海外企業名称の制限

企業が投資する海外企業に対する命名は国内外の法律法規と政策規定に合致しなければならない。国家関連規定に基づき批准を獲得していない企業は、その海外企業名称に「中国」、「中華」などの文字を使用してはならない(本弁法第21条)。

(4) 安全防護措置設置の義務

企業は人員と財産の安全防護措置を具体化し、突発事件のアラームメカニズムと応急事前対策を構築しなければならない。海外で突発事件が発生した時、企業は駐在大使館・領事館と国内関連主管部門の指導の下、遅滞無く、適切に処理しなければならない(本弁法第22条第1項)。

(5) 外国派遣人員管理の義務

企業は外国派遣人員の選択審査、派遣前の安全、規律教育と応急研修業務を適切に行い、外国派遣人員に対する管理を強化し、法に従った当地の合法的居留と業務認可手続きを行わなければならない(本弁法第22条第2項)。

(6) 駐在大使館・領事館への登録の義務

企業はその投資した海外企業の中方責任者に面と向かってまたは手紙、ファックス、電子メールなどの方式でもって遅滞無く駐在大使館・領事館(商処室経由)で到着を報告して登録することを要求しなければならない(本弁法第23条)。

(7) 主管機関への報告の義務

企業は元の登録または認可を与えた商務部または省級商務主管部門へ海外投資業務状況、統計資料、および海外投資に関連する困難や問題を報告し、そのうえで報告状況とデータの真実正確性を確保しなければならない(本弁法第24条)。

(8) 海外再投資の場合の報告の義務

企業の投資した海外企業が海外再投資を行う場合、海外の法律手続完了後、企業は商務主管部門へ報告しなければならない。中央企業が関連する場合、中央企業は「管理システム」を通じて関連情報を入力し、「海外中資企業再投資報告表」(以下「再投資報告表」と略称する)をプリントアウトして印章押下後に商務部へ報告する。地方企業に関連する場合、地方企業は「管理システム」を通じて関連情報を入力し、「再投資報告表」をプリントアウトして印章押下後に省級商務主管部門へ報告する(本弁法第25条)。

2. 主管機関の責任

海外投資の主管機関としての商務部および省級商務主管部門は上述の登録や認可を行う以外、今後、海外投資に対する指導・促進・サービスの業務を強化しなければならない。「本弁法」は商務部および省級商務主管部門に対して、下記の責任を定めている。

(1) 主管機関の検査と指導の責任

商務部は省級商務主管部門の海外投資管理状況に対して検査と指導を行うことに責任を負う。省級商務主管部門は半年毎に商務部へ本行政区域内の海外投資の状況を報告しなければならない(本弁法第26条)。

(2) 主管機関のサービス提供の責任

商務部は関連部門と共に企業の海外投資のために権益保障、投資促進、リスクアラームなどのサービスを提供する(本弁法第27条第1項)。具体的には、以下のサービスを提供する必要がある。①商務部は「対別外投資合作国(地区)指南別」、国産業手引きなどの文書を公布し、企業が投資目的地の投資環境を理解することを手助けする。②企業の海外投資に対する指導と規範を強化し、関連部門と共に環境保護などの手引きを公布し、企業が海外で合法でコンプライアンスを遵守する経営を督促する。③対外投資と合作情報サービスシステムを構築し、企業が海外投資を展開するためにデータ統計、投資機会、投資障害、リスクアラームなどの情報を提供する(本弁法第27条第2項)。

第 5 節 海外投資に関する法律責任

海外投資の登録や認可などの手続または海外投資の展開のプロセスにおいて、企業または主管機関としての商務部および省級商務主管部門が法令に違反した場合、下記のような法律責任を追及しなければならない。

1. 企業の違法登録申請の法律責任

企業が虚偽資料などの不正な手段の提供によって登録を申請し、「証書」を取得した場合、商務部または省級商務主管部門は当該企業の海外投資登録を取消し、警告を下し、法に従って処罰の決定を公布する(本弁法第28条)。

2. 企業の違法認可申請の法律責任

企業が虚偽資料を提供して認可を申請した場合、商務部は警告を下し、法に従って処罰の決定を公布する。当該企業は一年以内に再度当該項目の認可を申請してはならない(本弁法第29条第1項)。

企業が詐欺、賄賂などの不正な手段で海外投資認可を取得した場合、商務部は当該企業の海外投資認可を取消し、警告を下し、法に従って処罰の決定を公布する。当該企業は三年以内に再度当該項目の認可を申請してはならない。犯罪を構成した場合、法に従って刑事責任を追及する(本弁法第29条第2項)。

3. 企業の違法認可申請の法律責任

企業が海外投資を展開する際、本弁法第4条に記載された海外投資禁止の状況が生じる場合、相応の法律責任を負わなければならない(本弁法第30条)。

4. 企業の「証書」違法使用の法律責任

企業が「証書」を偽造、書き直し、リース、貸し出しまたはその他形式で譲渡した場合、商務部または省級商務主管部門は警告を下す。犯罪を構成した場合、法に従って刑事責任を追及する(本弁法第31条)。

5. 違法の場合の政策優遇の終止

「本弁法」の規定に違反する企業は、上述のように相応な法律責任を追及する以外、三年以内に国家の政策優遇を享受してはならない(本弁法第32条)。

6. 主管機関の法律責任

商務部と省級商務主管部門の関連業務人員が本弁法規定に照らして職責を履行せず、職権濫用し、他人の財産を取り立てるまたは受け取る、あるいはその他利益を獲得しようと図り、犯罪を構成した場合、法に従って刑事責任を追及する。犯罪を構成しなかった場合、法に従って行政処分を与える(本弁法第 33 条)。

おわりに

上述のように、中国では、2014 年の新しい「海外投資管理弁法」の施行により、海外投資の審査認可の範囲が大幅に縮小され、投資先と投資産業が「敏感国家・地区」と「敏感産業」に属する海外投資に限定されている。それ以外の海外投資については、登録制で管理を行う。それ以外、手続の簡略化、審査期間の短縮化、企業の主体地位の承認、主管機関のサービス提供の責任の強調などが定められている。これらの規定により、海外投資に対する規制が緩和されている。「本弁法」の実施に伴い、中国企業の海外投資はますます拡大すると期待されている。ところが、「本弁法」は、海外投資に関する商務部または省級商務主管部門の登録や認可などのことのみを定めている。中国の企業が海外投資をしようとする場合、商務部または省級商務主管部門の登録や認可以外、国家発展改革委員会による海外投資の登録や認可、国家外貨管理局による外貨の管理、中国輸出入銀行・国家開発銀行などの金融機関による金融支援、国家税務機関による税制優遇などに関連している。現段階、中国における海外投資においては、融資困難や外貨管理の制約、許可手続の煩雑、政府の支援不足などの問題がまだ存在している。これらの問題は中国企業の海外投資の障害になるとされる。2013 年 11 月 12 日に中国共産党第 18 期 3 中全会に採択された「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」においては、「関係国や地域との投資協定の調印を加速するため、渉外投資の審査・認可体制を改革し、領事保護体制をより完全なものにし、権益保障、投資促進、リスクの早期警報など、より多くのサービスを提供し、投資協力の空間を拡大する」とされている。そのため、中国企業の海外投資を促進するため、上述の問題を解決し、中国企業の海外投資の審査認可、外貨の使用、金融の支援、税制の優遇などを一層緩和することが求められている。そのうえで、現段階の海外投資促進の政策や法令を整理し、統一的な「海外投資促進法」を制定することが必要であろう。

第4章 中国の最近の対外投資

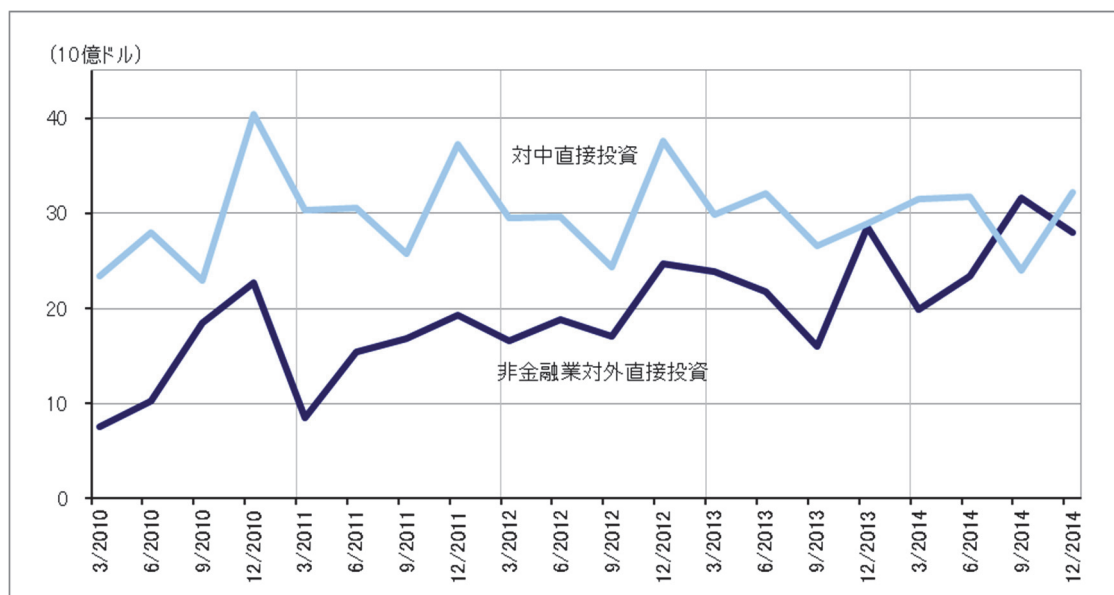
みずほ証券チーフ株式ストラテジスト 菊地正俊

みずほセキュリティーズアジア・アジア株式ストラテジスト 吉田剣悟

第1節 中国政府は企業の対外直接投資を促進

中国商務部によれば、2014年の対外直接投資額(除く金融業)は前年比14.1%増の1,028億ドル、投資先は同20.4%増の6,128社だったと発表した。一方、2014年の対中直接投資額は同1.7%増の1,196億ドルだった。絶対額で見れば、対中直接投資の方が依然として多いが、2014年7-9月には、四半期として初めて対外直接投資が対中直接投資を上回り、対外投資の活発さが目立ってきた。経済成長率の低下や人件費の上昇などを受けて、中国への直接投資が減速する一方、人民元高や海外投資プロジェクトの審査簡素化を受けて、対外投資の伸びが加速している。12月の中央経済工作会议では、2015年の経済運営方針の一つとして、対外開放について言及し、「内需と外需の均衡、輸出と輸入の均衡、および外資導入と対外投資の均衡の『三つの均衡』を促進し、国際収支の均衡を実現する」とした。対外投資に関しては、「対外投資の質と効率を高め、インフラの相互接続を促進し、優勢産業の海外進出を支援し、人民元の国際化を穏当に進める」と述べた。政府の支援を追い風に、中国企業はアセアン、南米、東欧などの新興地域において、高速鉄道、発電所などのインフラ輸出で実績を上げてきている。中国企業の加速する対外投資は、新興国のインフラシステム受注などの分野で、日本をはじめとする先進国企業の強力なライバルになろう。

図1. 中国の対内・対外直接投資



(出所)CEIC、ブルームバーグよりみずほセキュリティーズアジア・エクイティ調査部作成

第 2 節 対外投資を制度改革正面からサポート

中国商務部は、2014 年 9 月に、「国外投資管理弁法(商務部令 2014 年第 3 号)」を公布した。中国政府が推進する行政の簡素化、権限移譲の方針に従い、国外投資に係る許認可の範囲を「敏感な国家・地域、業界」への投資に限定し、それ以外の案件については届出管理とした。また、届出の受理から 3 日営業日以内に「企業国外投資証書」が発行されるようになり、行政手続きの迅速化が計られた。商務部が 2009 年 3 月に公布した旧国外投資管理弁法では、中国側の投資額が 1 億ドル以上の場合、商務部からの認可を得なければならなかった。中国国内企業が国外投資を実行する際には、国家発展改革委員会からの認可も必要だが、こちらについても、2014 年 5 月から施行された「国外投資プロジェクト認可及び届出管理弁法(9 号弁法)」で大きく簡素化された。9 号弁法では、投資額が 10 億ドル以上、或いは「敏感な国家・地域」や「敏感な業界」に関わる場合を除き、国外投資プロジェクトが「認可制」から「届出制」に変更された。10 億ドル以上の案件は、一部のエネルギーや金融関連の M&A に限定され、全体の 1 割に満たないため、海外 M&A の実質的な自由化と言える。商務部高官の張向晨(Zhang Xiangchen)氏は、審査の簡素化で、2013 年に承認された 6,608 件の投資案件のうち、当局の承認が必要になるのは、安全保障に関わる 100 件程度に減少すると述べた。また、2・3 年以内に対外投資が対中投資を上回ると見込んでいる。

第 3 節 中国企業の海外 M&A が増加

(1)増加が続く外貨準備の抑制、(2)海外企業のブランド、技術の獲得、(3)天然資源の確保、(4)海外市場の開拓などの理由から、中国企業は海外での M&A に積極的だ。英 Financial Times 紙は 2014 年 12 月 15 日、中国の原子力発電最大手の CGN Power Corp が、イギリスの風力発電施設をフランスの大手電力会社である Electric de France SA から取得する見込みだと報じた。CGN Power Corp は入札を通じて、同施設における権益の 80%を 1 億ポンド以上で取得する計画だが、成功すれば、中国本土企業が欧州において再生可能エネルギーへ投資・稼働する初の大型案件となる。重電大手の上海電気集団は 2014 年 5 月、ガスタービン製造でイタリア大手のアンサルルド・エネルギアに 40%出資(約 4 億ユーロ)すると発表した。また、東風汽車集団は 2014 年 4 月に、フランスの自動車大手 PSA 株の 14%を取得した。欧州企業の買収が進む一方で、中国企業の日本企業への投資に対する関心は低く、不動産を除けば、近年の直接投資案件は 2011 年のラオックスと昭和電線ホールディングスへの出資に留まる。

不動産分野では、Anbang Insurance によるニューヨークの高級ホテル Waldorf Astoria's の購入(19.5 億ドル)、Shanghai Jinjiang によるフランス系ホテルグループ Louvre Hotels の買収(12 億ユーロ)が話題を集めた。また、上海系のコングロマリット Fosun Group は、2013 年にニューヨークの旧チェース・マンハッタン銀行本店ビルを購入し(7.25 億ドル)、2014 年 8 月には、グループ傘下のイデラ・キャピタルマネジメントを通じ、天王洲の旧シティバンク本店ビルを取得した。不動産を中心に、チャイナ・マネーが世界を席卷する様は、1980 年代後半の資産バブル時代のジャパンマネーによるロックフェラーセンタービル取得を彷彿とさせる。

第 4 節 社会インフラの輸出ビジネスの拡大を狙う

習近平国家主席は 11 月の北京 APEC において、周辺国のインフラ整備を支援するために、400 億ドルのシルクロード基金を創設すると発表した。李首相は 12 月の大メコン圏首脳会談で、参加 5 カ国(タイ、ミャンマー、ベトナム、ラオス、カンボジア)に対して、①鉄道や通関システム、水資源の確保、災害対策などのインフラ整備、②30 億元の無償援助を含む貧困対策、③諸外国との協力関係構築などの 5 項目の支援を示した。これらはいずれも中国版 ODA であり、周辺国地域に対する影響力強化や中国企業の海外での実績作りの目的であろう。資金面で見ても、資本金の半額を拠出するアジアインフラ投資銀行(AIIB)、2014 年 7 月に設立した BRICS 開発銀行(本部上海)、政策銀行である中国国家開発銀行などが中国企業の対外進出をサポートしよう。特に、中国政府は高速鉄道車両の輸出に注力しており、車両メーカー大手の中国南車と中国北車の合併を 2014 年末に発表した。2013 年の両社の売上高は合計で 314 億ドルと、業界第 3 位のカナダ・ボンバルディア社の鉄道事業の売上高 87.6 億ドルを大きく引き離すこととなる。英国政府は 2013 年 10 月に、約 20 年ぶりとなる原子力発電所の新設計画に、中国企業(CGN Power Corporation、China National Nuclear Corporation)が 30-40%出資することを承認した。CGN Power は、英国の風力発電施設を、フランスの電力会社 EDF から取得するとも報じられている。欧州市場でのクリーン・エネルギー事業の実績を積み重ね、ブランド力を向上させることで、社会インフラ輸出を拡大させる意図があらう。

第 5 節 アジア訪問で感じた中国企業の台頭

我々は 2014 年 12 月上旬に、インドネシア(ジャカルタ)、インド(ムンバイ)、タイ(バンコク)を訪問し、日系企業のビジネス環境について調査を行った。インドネシアやインドの新政権誕生によるインフラ整備の加速や、安倍首相のトップ外交を通じたアジア向けのインフラ輸出の強化などを受けて、日本企業の受注拡大に我々に関心があった。しかし、現時点で、日本企業のインフラ受注は拡大していないようだった。元々、欧州企業が強みを持つインド市場では、日本政府が後押ししても、日本企業のリスク許容度が高まらず、インフラプロジェクトに入札に尻込みする事例もあるようだった。日系企業や日本政府関係者とのミーティングでは、価格競争力や政治力を背景に、中国企業が脅威になりつつあるとの指摘があった。特に、発電や都市交通の分野で中国企業の存在感が増しているようだ。日本企業は、円借款における本邦技術活用条件(STEP)により、かろうじて案件を受注できているケースも多い。今後、中国企業が AIIB、BRICS 開発銀行を通じて、資金面でのサポートを受けるとすれば、日本企業の競争環境はさらに悪化する可能性があるだろう。

第 6 節 習近平政権はインドネシアのジョコウィ政権の海洋国家構想を支援

インドネシアにとって中国は、2013 年の輸出で第 2 位(日本は 1 位)、輸入で第 1 位(日本は 2 位)と非常に重要な貿易パートナーだ。中国へはゴム、パーム油、天然ガスなどの天然資源を輸出し、中国からは電子機器、機械、自動車部品などを輸入する関係である。一方、中国からの対内直接投資は日本の 10 分の 1 以下に留まる。但し、インフラ整備では、中国政府や現地華僑の支援を受けて、力をつけてきているとの指摘があった。ジャワ島とスマトラ島を結ぶスラバヤ海峡大橋の建設では、中国の大手建設会社 China railway construction が参加することで 2012 年 3 月に基本合意に達し、注目を集めた。同計画はジョコウィ政権下で凍結されたものの、2014 年 11 月の王毅外相のインドネシア訪問では、ジョコウィ大統領がスマトラ縦断高速道路建設、国内の海上輸送網、港湾開発、鉄道分野などでの中国の協力を求めた。技術水準の高い地下鉄建設では日本が先行しているものの、港湾、貨物鉄道、鉄橋などでは、今後中国からの投資が拡大する可能性があるだろう。日本政府が推進するジャカルタ首都圏投資促進地域(MPA=Metropolitan Priority Area)は、港湾、道路、電力などの整備が遅れており、日本企業がジャカルタ近郊の工場で生産した製品を輸出する障害になっている。

第7節 インドで競う日本と中国の投資計画

2014年9月の安倍首相とモディ首相の会談で、日本がインドに対して今後5年間で3.5兆円の投資を行い、日本の対印直接投資や進出企業数を倍増させることで合意した。しかし、我々の2014年12月の現地調査では、インドのインフラ案件は、最終的に価格で決まるため、採算性やリスクを考えると日系企業は手を出しづらいとの指摘を多く受けた。一方、中国企業は価格競争力があるものの、インド人の対中感情が悪いことや、手抜き工事への批判もあり、中国企業の存在感が増しているような印象はなかった。但し、中国政府がインドを重視していることはほぼ間違いなく、習近平国家主席は2014年9月のインド訪問でモディ首相と会談し、今後5年間でインドに200億ドルを投資すると発表した。鉄道、電力、金融、通信などの分野での経済関係を強化する。実際、ニューデリーとチェンナイを結ぶ1,750キロの高速鉄道計画の事業化調査は中国が実施する見通しである。また、鉱工業の中心であるグジャラート州、マハラシュトラ州に中国企業専用の工業団地を建設する予定だ。年350億ドルを超える対中貿易赤字を縮小し、モディノミクスの柱である「Make in India」を推進する狙いがあるだろう。インドは日本と中国からの投資を天秤にかけながら、経済開発に有利な最適解を探っている印象だった。

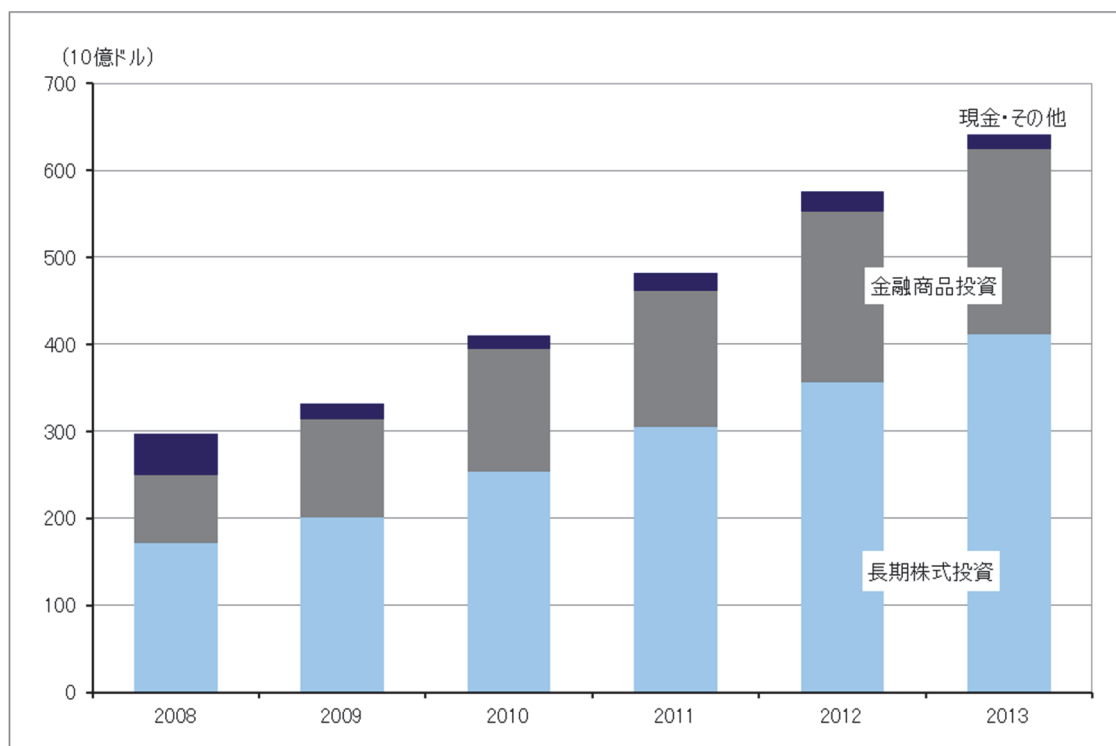
第8節 タイの軍事政権は中国との高速鉄道建設を優先

タイと中国の関係は軍事政権下において急速に深まっている。欧米諸国の顔色を伺い、軍事政権と距離を保つ必要があった日本に対し、中国はクーデターを認め、いち早く軍事政権への支援を表明した。2014年7月末に軍事政権は、総額2.4兆バーツの2022年までの交通インフラ整備計画を承認した。そして、2014年12月に国民立法議会は、タイと中国の鉄道協力プロジェクトを認可した。草案によれば、中国がノンカイ(ラオス国境地帯)⇄サラブリーラヨンの全長734キロ区間、サラブリ⇄バンコクの全長133キロ区間の建設に関与する。同路線は、2019年の完成を目指して中国とラオスが進める中国ラオス鉄道に連結する計画であり、将来的には中国とASEAN諸国との経済連携が大きく加速する。中国政府は、米の在庫を抱えるタイに対し、米の輸入で車両代金の一部を相殺することを提案するなど、柔軟な姿勢を示しており、新幹線輸出を目指す日本にとって脅威になりつつある。日米政府も、タイの軍事政権が長期化する可能性を暗に認めて、タイにおけるビジネスを中国にさらわれないように、軍事政権との関係改善を急速に目指しているようだ。現地の外国企業間にも、ばら撒き政策が多かったインラック前政権よりも、軍事政権の経済成長を見据えたスピーディな政策決定を評価する声があった。

第9節 CICは2013年も高リターンを維持

中国のSWF(Sovereign Wealth Fund)であるCIC(China Investment Corporation)は2014年8月に、2013年の年次報告書を発表した。CICのミッションは、中国外貨準備の運用の多様化と長期リターンの追及である。CICの2013年末の総資産は、前年比13%増の6,527億ドルとなった。運用資産は、CIC Internationalが担当するグローバル・ポートフォリオ、Central Huijin Investmentが担当する国内運用(大手金融機関への出資)に分かれる。残高は公開されていないが、バランス・シート上の「長期株式投資」のほとんどが国内運用に該当し、2013年末の投資残高は4,120億ドルだ。一方、長期株式投資以外の資産が、グローバル・ポートフォリオと見られ、投資残高は2,200-2,300億ドルだ。総投資収益は前年比10.8%増の925億ドルだが、うち733億ドルが長期株式投資からの投資収益で、その大半が国内大手商業銀行からの配当金収入である。グローバル・ポートフォリオの投資利回りは2012年10.6%→2013年9.33%へ低下したものの、依然として10%近い利回りを維持した。上場株式の含み益拡大に加え、金利・配当金収入が順調に拡大していることが奏功した。

図2. CICの総資産



(出所)CIC

第 10 節 CIC の米国以外の先進国地域への投資が拡大

CIC の 2013 年末のグローバル・ポートフォリオの内訳は、上場株式 41% (2012 年末 32%)、債券 17% (19.1%)、絶対収益 11.8% (同 12.7%)、長期投資 28.2% (同 32.4%)、現金・その他 2.6% (同 3.8%) だった。上場株式の比率上昇は、世界的な株価上昇を受けた評価益の拡大によるものだ。上場株式の地域別内訳は、米国 46.1% (同 49.2%)、米国以外の先進国 36.8% (同 27.8%)、新興国 17.1% (同 23%) である。米国株への投資比率が最大である点はこれまでと変わらないが、米国以外の先進国地域の比率が上昇した。ドル建ての株価変化率では、欧州株と日本株は、米国株に及ばないことを踏まえれば、米国以外の先進国への投資を積極的に拡大させたと推測される。公表資料から、日本株への投資が増加したかを知る術はない。米 Wall Street Journal 紙は、2014 年 2 月 19 日の記事「China Fund Shifts Focus from Energy」の中で、CIC がエネルギーと商品の投資比率を下げる一方、米国や欧州の景気回復を見込んだ売買で利益を上げようと模索していると報じた。実際、2013 年の株式ポートフォリオでは、エネルギーと素材の比率が過去最低の水準にある。一方、ヘルスケア、情報・テクノロジー、消費循環の投資比率は上昇傾向にある。SWF の投資方針は、国家の成長戦略に通じることを踏まえれば、中国が必要とするものが海外の資源・エネルギーから、テクノロジー、サービスへシフトしていることを示唆しよう。

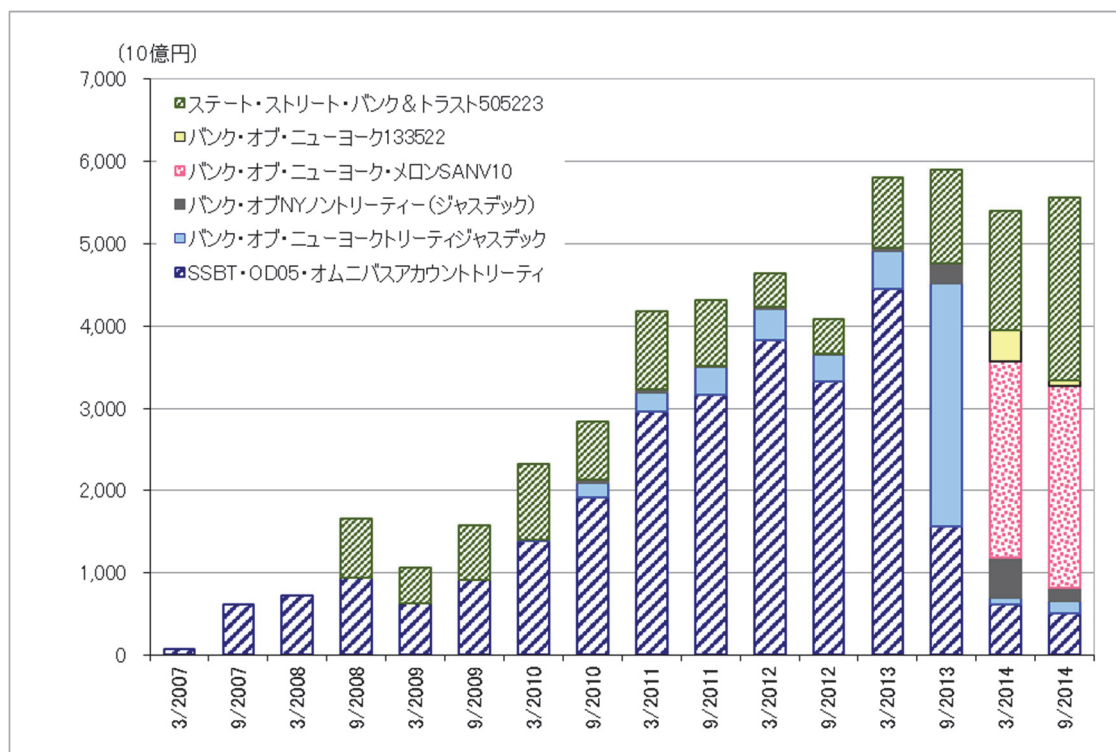
第 11 節 中国の対日直接投資は大きく増えず

2014 年 11 月の日中首脳会談で、日中関係は多少改善したが、2015 年は終戦 70 周年に当たるため、日中関係が再び緊張するとの見方もある。訪日中国人旅行者数は 2014 年に前年同期比 83% も増えた。保守系政治家には、円安で、中国によって、日本の不動産、株式などが買い占められるとの懸念も出ているようだが、現時点でそうした兆候はない。直接投資で、日本企業は中国からアセアンにシフトしており、1-10 月の日本の対中直接投資は前年同期比 28% 減の 5,528 億円になった一方、中国の対日直接投資は前年同期比 94% 増の 173 億円になったが、日本の対中直接投資の 30 分の 1 以下に過ぎない。中国による日本の企業や不動産のトロフィー的な買いは見られない。中国企業の傘下に入った家電量販店のラオックスは、中国人旅行客急増の恩恵から、2014 年 12 月期に 14 期ぶりに黒字化する見通しとなり、過去半年間に株価が約 5 倍に上昇した。アパレルのレナウンは、親会社となった中国繊維大手の山東如意とのシナジーが見られず、2014 年 8 月中間期に赤字が続いた。

第 12 節 中国系ファンドのカストディアン名義が複雑化

CIC や SAFE(State Administration of Foreign Exchange)などの中国系ファンドの対日株式投資は、様々なカストディアン名義で行われるため、実態を把握するのが難しい。以前は「SSBT・OD05 オムニバス・アカウント・トリート」だけを見れば良かったが、2013 年 9 月末には、カストディアン名義として、「バンク・オブ・ニューヨーク・トリート・ジャスデック」が増えた。2014 年 3 月末には「バンク・オブ NY ノントリート・ジャスデック」が増えたほか、「バンク・オブ・ニューヨーク・メロン SANV10」と「バンク・オブ・ニューヨーク 133522」のカストディアン名義が突然出てきた。さらに、2014 年 9 月末には「ステート・ストリート・バンク&トラスト 505223」が再び増えた。元々、OD05 オムニバスが CIC や SAFE などの中国系ファンドのカストディアンとも、証明できないが、同一銘柄の同一保有比率のカストディアン名義の変遷を辿ると、中国系ファンドがカストディアンを多様化していると考えざるを得ない。これら 6 カストディアンの保有銘柄数(重複保有銘柄は 1 銘柄と勘定)は、2013 年 9 月末 392→2014 年 3 月末 437→2014 年 9 月末 471 銘柄と増えたが、保有時価総額は 5.9 兆円→5.4 兆円→5.5 兆円とほぼ横ばいだった。この間の TOPIX の上昇を鑑みると、中国系ファンドは日本の大型株を利食い、中小型株を増やしたと推計される。

図 3. 中国系ファンドのカストディアン別の日本株投資金額

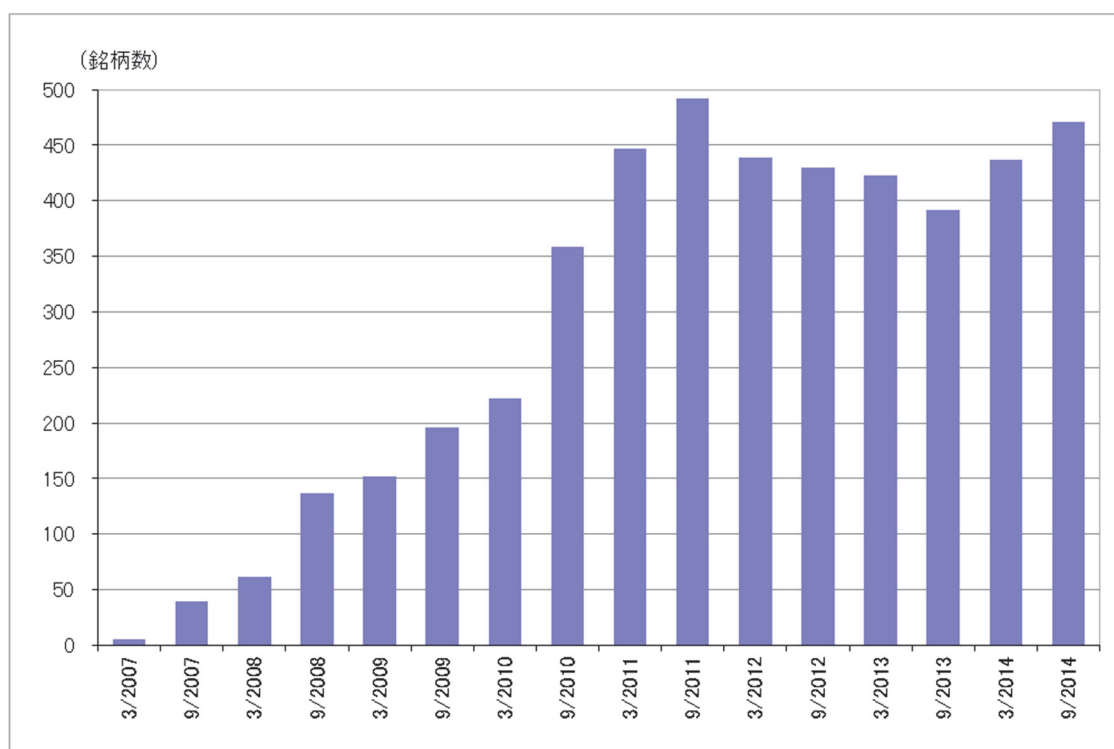


(出所) 東洋経済、みずほ証券

第 13 節 中国系ファンドの日本の建設・不動産株の保有比率を増加

2014 年 9 月末で「SSBT・OD05 オムニバス・アカウント・トリーティ」の保有比率が最も高い銘柄は、雑貨専門店のサックスパーHD(旧東京デリカ)の 3.8%で、2 番目が富士紡 HD の 3.2%だった。半年前に比べて保有比率が上昇した銘柄は、西松建設の 2.3%、安藤・間の 1.5%など、中堅ゼネコンが多かった。「バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon SANV10」の名義では、三井不動産、三菱地所、住友不動産の保有比率が各々 1.5%、1.2%、0.8%増えて、2.6%、2.6%、1.8%となり、各々第 3 位、4 位、5 位の株主になった。大手銀行の保有比率は低下したが、不動産、住宅、REIT、保険の保有比率が高まった。CIC や SAFE は日本株投資で一部自家運用もしているようだが、多くは欧米や日本の大手機関投資家に委託運用されている。CIC や SAFE のファンドマネージャーが、日本の中小型株の専門知識を持っている訳ではないので、中小型株への投資は委託された機関投資家の投資判断と推測される。

図 4. 中国系ファンドの日本株投資銘柄数



(出所)東洋経済、みずほ証券

第 5 章 中国及び瀋陽企業による「走出去」の現状分析

中国瀋陽市駐日本経済貿易代表処
総代表 王晶莹

はじめに

「走出去」戦略の実施は、中国経済のグローバル化が進むにしたがい、さらに重要となった。

このことは、積極的に「走出去」戦略を実施することにより、国際マーケットでの企業間競争や連携、また国内と海外の 2 つの市場と 2 つの資源をうまく活用することを意味する。

そうすることで、中国国内のマーケット及び資源の不足を補うだけでなく、経済発展の可能性をさらに広げ、経済のグローバル化のトレンドに適応する事が出来る。

例えば、レノボによる IBM の PC 業務の買収や中国海洋石油 (CNOOC) による米石油大手ユノカル社の買収は中国企業の海外進出戦略に沿うものであった。

「走出去」戦略の実施には、4 つの重要な意義がある。

第 1 に、世界的な経済のグローバル化が進むにつれ、中国の優位性が発揮しやすく、また、さらに広い範囲、広い分野、高い次元の国際経済・技術連携と競争に参加し、国内と海外の 2 つの市場と 2 つの資源をうまく活用することにより、国民経済の持続的かつ迅速な発展を促すことが出来る。

第 2 に、中国企業が海外資金、技術、管理ノウハウと知的資源をよりよく吸収し、商品とサービスの輸出を促し、産業構造の最適化と経済構造の調整につなげることが出来る。

第 3 に、中国企業が激しい国際競争の中で、多国籍企業に発展し、国際ブランドを育成し、国際競争力を強化することが出来る。

第 4 に、中国と世界各国、とりわけ周辺諸国と発展途上国との経済・技術連携を強化し、共同发展を促進し、中国の現代化と良好な国際環境作りに寄与することが出来る。

第 1 節 中国「走出去」戦略の発展の道程

1978 年第 11 期 3 中全会で改革開放政策が打ち出されると、中国企業の国際市場への進出が始まった、現在まで 4 つの段階を経てきた。

1. 模索段階（改革開放から「第9次5カ年計画」実施以前）

1979年8月、中国国務院が海外での企業の設立を認めたことで、対外投資が初めて国家政策となった。1979年から1982年までは、試験的にごく限られた企業による対外投資の時代であった。

経済発展につれ、対外投資の機運が強まりつつあったものの、90年代初期の基本的な指導思想は、依然として、中国企業の対外投資を制限することに重点が置かれていた。

この段階においては、中国の対外開放は、主に「引进来」（外資導入）であった。即ち、外国の資金、技術、設備と管理ノウハウを導入することが中心で、まだ海外進出する企業は少なく、規模も大きくなかった。

2. ひな形段階（第9次5カ年計画期間中）

1997年9月、中国共産党の第15回大会で、「対外開放の水準を高める」「国際市場を積極的に開拓する」ことを提起、「我が国の優位性が発揮できる対外投資を奨励し、国内と海外の二つの市場と二つの資源をうまく活用すること」と初めて明確に明記された。

1997年の韓国金融危機に端を発するアジア金融危機後、輸出を拡大するため、中国は、中国企業に海外での加工業務の展開を奨励した。

これは中国の委託企業が、原材料や部品を無償で支給し、海外の受託企業がこれらの原材料や部品を完成品に加工して委託会社は無償で引き渡した後、委託企業が受託企業に加工賃を支払うといった形式の業務であり、比較的うまく機能した。

1999年2月、中国国務院弁公庁が旧対外経済貿易部、旧国家経済貿易委員会、財政部は、『企業による海外での来料加工業務の展開を奨励する意見』を策定公布した。『意見』では、指導思想、基本原則、重点的な取り組み、奨励政策、案件申請手続きと具体的な実施など5方面について、中国企業の海外加工貿易方式による「海外進出」の具体策が明記された。1995年から1999年にかけて、「第9次5カ年計画」期間中に、認可した対外投資企業の年平均伸び率は20.66%であり、対外投資額の年平均伸び率は70.71%となった。

3. 形成段階（第10次5カ年計画期間中）

「走出去」戦略が正式に提示されたのは2000年3月の中国全国人民代表大会第9期三回会議であった。会議では、積極的に国際経済競争に参加し、主導権を握る努力することが明確に示された。2000年10月に党の第15期五中全会で、チャンスを見逃さずに「走出去」戦略を実施し、「引进来」と「走出去」を緊密に結びつけ、国内と海外の二つの市場と二つの資源をうまく活用するとの

「走出去」戦略が最終的に明確化された。また、「国民経済と社会発展についての第 10 次 5 カ年計画の策定に関する中共中央の提言」が採択され、ここに、「走出去」は 4 大国家戦略(西部大開発戦略、都市化戦略、人材戦略と「走出去」戦略)の 1 つとして明確に位置づけられることになった。第 10 次 5 カ年計画の期間中の 2000 年から 2004 年にかけて、中国において認可された対外投資企業の年平均伸び率は 33.01%と高い伸びとなった。

4. 実施段階（第 11 次 5 カ年計画期間中）

2005 年 10 月に中国共産党の第 16 期 5 中全会で、「国民経済と社会発展についての第 11 次 5 カ年計画の策定に関する中共中央の提言」では、条件のある企業が対外投資を行い、国境を越えた経営を行うことを支持することが示された。2006 年 12 月に開催された中央経済活動会議で、「走出去」戦略の継続実施が改めて強調された。その後、「走出去」戦略は第 11 次 5 カ年計画期間中に全面的に実施された。2010 年の政府活動報告の中で、各種類の認可手続きを簡素化し、企業に對外投資の自主権をもたせ、「走出去」戦略の実施を加速させ、条件のある企業の海外買収を支援し、相互補完、平等互惠の原則に基づき、海外資源の共同開発を拡大し、工事の請負水準と労務協力の質を高めることが強調された。

第 2 節 中国企業による「走出去」の基本状況

「2013 年度中国企業による対外投資状況調査報告」によると、近年、中国企業による「走出去」の加速化につれ、中国の対外投資は増加傾向にある。2002 年から 2012 年にかけて、中国の対外投資は 11 年連続の増加となった。海外請負工事の売上額は 8 年連続で 20%以上の伸び率を保ち、新規契約額は 11 年連続で 10%以上の成長率となった。

1. 現在中国の対外投資の基本状況

北米と EU 地域が主要投資先であり、産業別では、製造業と貿易が中心である。従来型の製造業以外に、企業投資の分野も多元化しつつある。多くの企業が採鉱業、IT 産業、電力、貿易、パソコンサービスとソフトウェア産業、農業に投資を行っている。ただし、2013 年には、不動産投資が拡大する一方、パソコンサービスとソフトウェア業界への投資規模が縮小した。東アジアと東南アジア地域、北米と EU 地域での投資が依然として大きいシェアを占める一方で、ラテンアメリカ、オセアニアと中央アジア、西アジアでは、採鉱業が多く、

他の地域では製造業と貿易が主導的な地位を占めた。

対外投資のモデルからみると、46%の企業が新規企業を設立して走出去するケースが増えている。2009年のリサーチで「20%の企業が新規企業設立して走出去する」としていたが、実際はこの比率よりかなり多かった。これは中国企業の「走出去」の実力がある程度高まったことを反映している。また、民営企業と国有企業では対外投資規模で相違性が現れた。この原因は投資能力の違いにある。

2. 中国企業の投資動機と制約

国有企業にとって、自社ブランドの国際化は投資動機としてもっとも高い。国有企業と民営企業はいずれも人材不足に悩んでいる。

企業の対外投資目的は、以前の単なる市場拡大から、企業のブランド認知度の向上と市場拡大の両方を重要視するように変化してきている。このことから、企業がソフト面での能力向上に注力していることがわかる。

ただし、慢性的な人材不足や海外企業との連携レベル、国際競争力の低下など企業自身の問題が多く、国際経営の発展を妨げる大きな要因となっている。また、国有企業に比べ、民営企業は管理水準、融資調達、研究開発能力などの面において劣っており、民営企業の対外投資の制約となっている。

優良企業の紹介や国際市場に関する情報提供は、企業が海外進出を計画する際に必要な情報となっている。

民営企業は債権回収や企業の国際イメージの向上、及び技術導入などの面において、国有企業に比べると、さらに情報の精度を高くする必要がある。

これらの情報等を提供する機構や方法においても、国有企業は国家機関、領事館や駐外国機構に頼る一方、民営企業の多くは既に海外に進出した中国企業と個人的なネットワークに頼る傾向がある。

3. 融資状況

銀行貸出金と資本の蓄積が最大の資金源である。国有企業は資本市場や各界との協力関係を通じて資金を得ることが比較的簡単とされている。

融資状況は企業の対外投資にとって、重要なキーポイントである。民営企業は、銀行貸出金と企業の利益が資金調達の主要源である一方、一部の国有企業は政府の補助金が主な融資源となっている。さらに、国有企業は低利子或いは無利子借款の獲得が民営企業より容易となっている。こうした状況は企業間の公平競争の視点から再考すべきであるとの意見が少なくない。

4. リスクへの認知と措置

企業が最も注目するのはマクロ経済リスクである。この他、アメリカでは国の安全審査リスクが、ドイツでは労使紛争リスクが注視される傾向にある。

リスクへの認知と対策について、法整備された民主国家では、政策の変化、審査と労使紛争におけるリスクが比較的大きく、逆に法整備が弱い独裁国家では、政治動乱と戦争が一番のリスクとなる。こうしたリスクへの対応では、国有企業と民営企業のリスク対応モデルは類似している。つまり、異なる投資先とリスクに対して、系統的な評価とそれに対応できるガイドラインの作成が必要だとされている点である。

5. 企業の社会的責任

国有企業は社会的責任が政策的に折り込まれる一方、民営企業にはもっと実践力がある。

ヨーロッパ、北米地域では、企業に対し社会的責任が求められる。企業の社会的責任に関する制度構築において、国有企業は制度的に求められる一方、民営企業は実践力がもっと強い。それにもかかわらず、民営企業は、一般的に、マスコミを通じて広報する意識に欠けている。

6. 瀋陽市企業による「走出去」の基本状況

瀋陽市は企業の「走出去」を非常に重要視している。企業の国際市場への進出を奨励し、グローバル化経営を実現させ、企業の競争力を向上させることを目指している。

瀋陽市の対外投資は1984年から始まり、1999年まで模索段階にあった。2000年以降、中央政府が「走出去」戦略を打ち出し、瀋陽市の対外投資は急速な発展時期に入った。現在、瀋陽市の海外進出企業数は累計で200社を超え、これらのプロジェクトはロシア、アメリカ、ウクライナ、日本、カザフスタン、タイ、北朝鮮、香港、ドイツ、モンゴルなどに分布している。対外投資の分野は機械、パソコン、電子情報、軽工業、紡績、アパレル、化学工業、建築、飲食、農業林業などに及んでいる。

近年、瀋陽市の海外進出は急速な発展を遂げた。

2011年、瀋陽市企業の海外新規契約プロジェクトは42件、契約投資額は2.45億ドル。

2012年、新規契約プロジェクトは34件、契約投資額は2.73億ドル。

2013年、海外での新設企業は40社、契約投資額は1.98億ドル。

2014年1月～10月、海外での新設企業は31社、契約投資額は2.84億ドルで前年一年の水準を超えた。同時に、近年、瀋陽市企業の海外請負工事と労務協力も飛躍的な発展を遂げた。

第 3 節 瀋陽市の海外進出における 5 つの特徴

1. 対外投資は持続的増加、投資分野は絶えず拡大

2014 年 1 月～10 月、瀋陽市の対外投資は大幅に増加し、前年同期間比 80.5% 増となった。瀋陽企業の全体的な実力向上により、経営規模が拡大しつつあり、先進国・発展途上国ともに順調に投資が伸びている。投資分野は絶えず拡大しつつあり、既に、建築、金属加工、自動車部品、家具、ワイン、エネルギー、バイオ医薬、化工製品などの分野に及んでいる。

2. 大型プロジェクトが重要な役割

2014 年 1 月～10 月の瀋陽市の対外投資プロジェクトは 31 件、そのうち、1000 万ドルを越えるプロジェクトが 5 件あり、投資プロジェクト数の 16.1%を占め、契約投資額は 21016.8 万ドルで、全体の 74%を占めた。

3. 対外労務協力の回復傾向

2014 年 1～10 月、瀋陽市の対外労務協力は回復の勢いが顕著で、新規契約額は 4808.3 万ドルとなり、前年同期比 94.1%増、労務協力の売上も大幅に増加し、同 25.2%増となった。

4. 重点企業の瀋陽市対外経済協力業務に占める割合が引き続きトップ

特に、瀋陽遠大アルミ工程有限公司、北方重工、中鉄九局集团有限公司の 3 社の瀋陽市対外請け負い工事の売上総額に占める割合はそれぞれ、35.2%、24.3%、13.4%と高い。

5. 対外請け負い工事で大型プロジェクトが安定的増加

今年、1000 万ドルを越える新規契約は全部で 26 件あり、契約額は 6.6 億ドルとなり、瀋陽市全体の新規契約の 86.9%を占めた。

2013 年末までの瀋陽市の対日投資プロジェクトは 9 件、契約投資額合計で 7721 万ドルとなった。

また、請け負い工事プロジェクトは 23 件、売上総額は 5154.4 万ドルであった。

2014 年 1 月から 10 月、対日投資プロジェクトは 1 件で、契約投資額は 196 万ドル。請け負い工事の売上額は 311 万ドル、労働協力売上収入は 3584 万ドルであった。

瀋陽市の対日投資プロジェクトとしては、遼寧高科エネルギー集団による日本の株式会社を買収したプロジェクト(契約投資額は 4990 万ドル)、瀋陽遠大集団による遠大日本株式会社の設立(契約投資額は 200 万ドル、その後さらに

増資して最終的には 412 万ドル)、瀋陽星河銅業有限公司による日本の銀河金属株式会社の設立(契約投資額は 310 万ドル)、瀋陽遠大アルミ業工程有限公司による大手町 1-6 プロジェクト(契約額は 4615 万ドル)などがある。

瀋陽市企業の対外投資は若干遅れており、海外進出に関する能力の高い企業はまだ多くない。一部の企業は、まだ国内の企業管理方法によっており、国際環境の変化と現状についていけず、国際市場での競争力も弱い。

企業の財務管理や技術水準、製品品質水準などの面において、国際基準とまだ一定の差がある。一部の企業において、人員配置や資金管理、収入分配の自主権が欠けているため、海外進出への積極性にも一定の影響が出ている。同時に、国際労働紛糾事件が多発するため、海外への労働者派遣において、依然管理監督とサービスの提供が必要である。

第 4 節 瀋陽市の走出去における課題

いくつかの主だった課題を以下に列挙する。

1. 対外投資の新設企業数が少ない

瀋陽市の対外投資のスタートが遅れているほかに、対外投資規模が小さいため、企業の海外進出と海外経営能力がまだ強くない。工程設計、建設施工、設備プラント化などの分野での優位性がまだ十分に発揮されていない、海外大型工事の請け負い能力がまだ高くない。大型プロジェクトが主にいくつかの企業に集中しているため、瀋陽市全体の対外経済協力業務の拡大に影響を及ぼしている。同時に古い管理方法が国際環境の変化と実際の状況に追いつかず、国際競争力がついていない。一部の対外投資企業は人員配置、資金支配と収入分配の自主権が欠けている。

2. 企業に健全な経営制約メカニズムが欠けている

対外投資企業に明確な経営戦略がない。一部の企業は名義的に対外投資しており、国内企業の海外事務所のような形になり、海外進出の利点が十分発揮されていない。

3. 国際感覚に長けた人材が不足している

現在の瀋陽市対外投資に携わる管理者の中で、専門家が少ないほか、体系的な研修が行われていないため、瀋陽市企業の海外進出に影響が出ている。対外投資企業には、国際市場環境、国際基準をよく知り、海外経済についての知識が豊富で、うまく情報収集、情報処理できる人材が少ない。

第5節 中国企業「走出去」の発展対策と展望

企業が海外進出し経営を行うというのは、国の国際競争力を反映している。

1. 政府は「海外進出」の法律、規制及び政策を確立し改善する必要がある

法律・規制の改善面においては、中国政府は、まず関係国と協議し、投資保護協定の締結を積極的に推進し、中国の対外投資事業者を保護し、戦争や没収、送金の制限などの非常リスクによる損失を避けるため、締約国間の互恵的な投資協力を促進する必要がある。

2. 二重課税を回避するため、関係国と交渉し協定を締結することを積極的に推進し、中国の対外投資企業の負担を軽減する必要がある

多国間投資保証機関条約の関連規定を利用し、中国の対外投資企業の利益を保護する必要がある。

政策面では、政府は海外に進出する企業への税収・融資におけるサポートを強化する必要がある。

3. 総合的な情報・コンサルティングのサービスを提供する必要がある

主な方法としては、

- (1) 政府による対外投資の国・地域別のプロジェクト・ライブラリを設立し、企業にタイムリーに貴重な情報を提供すること。
- (2) 対外投資専門機関を設立し、国・地域の政治・経済などの投資環境、外国企業の投資条件、投資の手続き及び他の基本情報を総合的に提供し、協力パートナーと協力プロジェクトの紹介などの直接貿易促進サービスを提供すること。
- (3) 政府による資金援助の提供、関係機構による海外進出企業のプロジェクト提案書とフィージビリティ調査報告書に対する技術的援助の提供。
- (4) 外国に駐在する中国の経済代表による中国企業の海外進出に対するコンサルティングサービスの提供。

4. 企業のコア競争力を強化する必要がある

企業のコア競争力は主に経済力、人材、経営、マーケティングなどを含む。

コア競争力を全面的に高めることで、高品質なサービスでブランドイメージを高めることができる。高品質なサービスは消費者が製品を購入し満足を得るために最低限保証すべきものである。そのために、サービススタッフの研修を重視する必要がある、サービススタッフのプロ意識と販売スキルを向上させることが重要。

次に、情報化をエネルギー源として、企業の情報化を推し進め、財務管理を強化し、管理革新を促進することで、企業に巨大な経済的利益をもたらすようにする必要がある。

5. 企業は明確な国際戦略の投資目標を確立する必要がある

企業の海外進出は戦略的投資であるので、企業は長期的な経営思考と正確な経営目標を確立しなければならない。

いくつかの成功経験から分かったことは、海外で成功を収めるためには、長期的な利益を念頭に置き、まず足がかりをつくり、そこに根をおろし、そしてさらなる発展を目指さなければならないということである。最終的な目標はグローバルマーケット戦略である。

このほか、企業は人材を惹きつけ続けるために、効果的な人材管理メカニズムを確立する必要がある。

企業が合理的に人材を配置するため、まず、政府と企業は、海外進出企業の正確な経営理念と効果的な運営を担保することを前提に、管理を理解し経営が任せられる戦略的な経営管理人材を海外企業に派遣し、重要なポジションに就かせる必要がある。

次に、経営管理人材の現地化を実現する必要がある。進出先の優秀な経営管理人材を選びだし、企業本社 of 経営管理者に就かせる。そうすることで、中国の海外駐在スタッフの不足を補い、現地事業に通じている地元の人材から正確な経営判断を引き出すことが必要である。

さらに、合理的かつ科学的インセンティブメカニズムを確立する必要がある。インセンティブは一般職員に限定するだけでなく、企業の幹部職員にも必要である。システムの観点から見ると、良い環境をつくり、人材の適材適所を実現し、人材の育成に力をいれると、人材の最大の潜在能力を発揮させることが出来る。

第6節 瀋陽市企業の「走出去」に対する提言

まず、瀋陽市の対外経済の総量を向上させ、対外経済協力の規模を拡大すること。

瀋陽市の対外経済協力の規模の拡大に努め、既存の規模を維持しながら、絶えず拡大を続け、各指標が去年の水準を下回らないように努力する必要がある。

具体的には、瀋陽市の主要企業の発展を積極的にサポートし、業界のリーダー企業を積極的に育成する。そうすることで、海外進出企業のブランドを確立し、それをモデルとして、より多くの海外進出企業をリードすることが可能となる。

次に、発展の環境を積極的に作り、瀋陽市対外経済協力の急速な発展を促進する必要がある。

政策の宣伝を積極的に行い、企業への政策の指導を強化し、瀋陽市企業の海外進出意識を向上させる。さらに支援政策システムを確立・改善し、政策志向の特別資金の役割を十分に発揮させ、資金の有効性を改善する。こうして、より多くの企業が海外に進出することが促進され、瀋陽市の対外経済協力の持続的な発展が推進される。

さらなる作業メカニズムの改善、サービスシステムの改善、作業の円滑化を実現することが必要である。

対外協力の場合を積極的に作り、企業の対外交流を拡大し、様々な方法を通じて、企業の海外進出を推進する。

また、瀋陽市の対外協力の分野を積極的に拡大し、対外協力の新たな成長点を育成する必要がある。

現在の対外協力の分野を維持しながら、さらに対外協力を積極的に拡大する。

中国と外国の政府が双方の「協力企画計画」を積極的に実施する。そのことで、対外協力の推進に力をいれ、瀋陽市の対外協力を全面的に促進し、対外協力の新たな発展を実現することに努める。

最後に、対外連絡の方法を増やし、対外連絡のネットワークを作る。それにより、企業の対外経済貿易協力の業務の拡大をしやすくする。

外国団体の招待と国内での企業の誘致を通じて、各投資促進機構などの外国機構に瀋陽市の海外進出戦略を紹介するなど、瀋陽市の対外協力を積極的に推進する。

要するに、企業の海外進出戦略は中国と各関係国の政府間の協力を推進し、中国の発展理念を広めると同時に相互理解に努めることが求められる。

世界各国と投資協力を実施する上で、中国政府は当該政府と地方自治体との交流を重視している。指導者間の訪問や双方協力システム、双方協力企画、主要な協力プロジェクトの推進などを通じて、中国の文化と発展理念を宣伝し、中国の経済発展の経験を紹介した。これにより、各国の政府の理解と尊重を得ることが出来た。

未来に目を向け、中国は互惠関係の開放戦略を全面的に実施し、WTOのルールを守り、国内外のニーズの変化によって海外進出戦略の実施を加速する。

市場志向と企業の自主行動原則に従いながら、企業の対外投資協力を推進すると同時に、企業のコンプライアンス経営を推進し、また社会的責任と企業文化の構築を強めることで、中国企業の国際的なイメージの確立するにつなげる。

瀋陽市は、新しい状況の下、海外進出戦略の実施を加速することで、中国の経済発展の転換を効果的に促進し、より広い範囲で各関係方面の共通の利益を拡大し、グローバル・ガバナンスへの参加を強めることで、各国との共同発展を実現できると信じている。

第 6 章 中国の對外直接投資動向

～ 最近の事例にみる新たな動き ～

日本貿易振興機構（ジェトロ） 小林 伶

第 1 節 中国の對外直接投資の概観

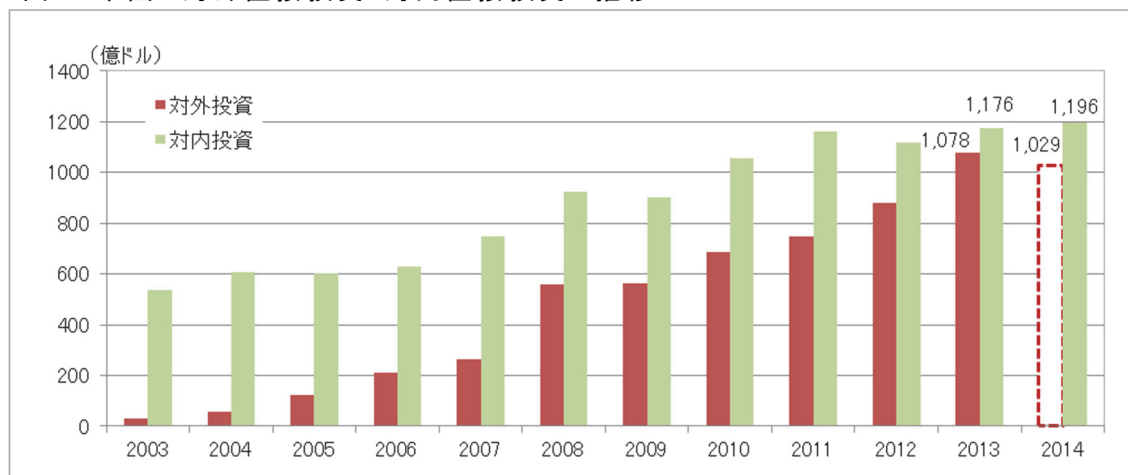
1. 對外直接投資の推移

中国では近年、海外資源の獲得、貿易摩擦の緩和、中国企業の国際競争力強化などを狙い、「走出去」と称される對外投資の促進は、中国政府の對外経済戦略の重要な柱の 1 つとして位置づけられている。また、人民元高や外貨準備高の増加といったマクロ経済環境の変化に加え、中国国内における過剰生産や競争激化などもあり、中国企業の海外投資意欲も高まっている。

図 1 は、中国の對外投資および対内投資の推移を示した図である。對外投資額は、2004 年時点では 55 億ドルと、対内投資額の約 11 分の 1 の規模にとどまっていたが、その後急速に拡大を続け、2013 年には 1,078 億 4,371 万ドルと初めて 1,000 億ドルの大台を突破。対内投資額との差も、約 100 億ドルにまで縮まった。

2014 年の金融分野を除く對外直接投資額は 1,028 億 9,000 万ドルとなり、商務部は金融分野の對外直接投資や海外にある中国系企業が第 3 国・地域へ実施した再投資も含めれば、對外直接投資は 1,400 億ドル余りに達し、実質的には対内直接投資を上回ったと指摘している。

図 1. 中国の對外直接投資・対内直接投資の推移



(出所) 商務部・国家統計局・国家外貨管理局「中国對外直接投資統計公報」、商務部「中国投資指南」ウェブサイト

(注 1) 對外直接投資額はフロー(ネット)。2003～2005 年は非金融類の海外投資のみ、2006 年～2013 年は金融類を含む。2014 年は非金融類のみ(2015 年 1 月 21 日商務部発表値)

(注 2) 対内直接投資額は実行ベース、金融類を含まず

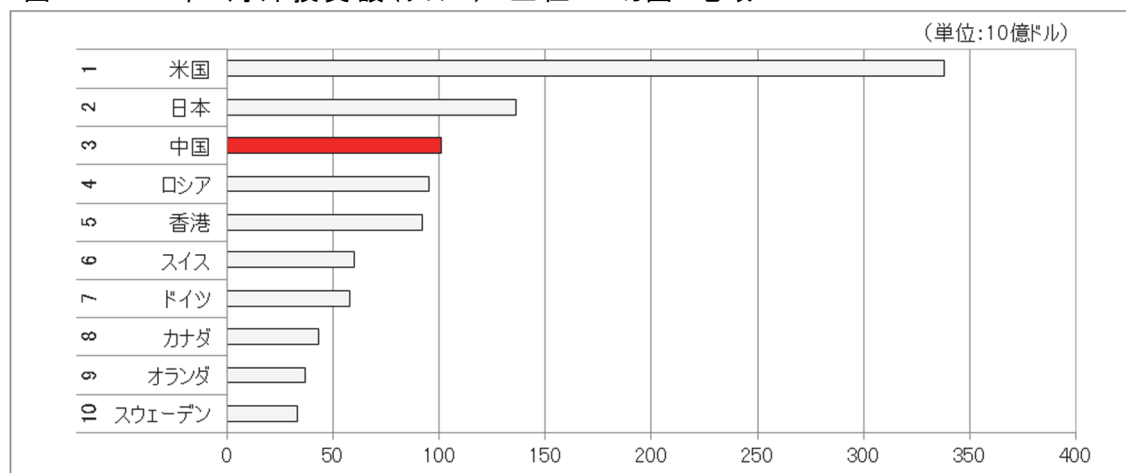
2. 世界における中国の対外投資

世界における中国の存在感はどうか。図 2 は、UNCTAD の統計に基づき 2013 年の対外投資額(フロー)上位 10 カ国・地域を示している。中国の対外投資額は、米国、日本に続く世界第 3 位の規模を誇る。また、ストックにおいても 2013 年末時点で 6,605 億ドルと、前年末時点からランクを 2 つ上げ世界第 11 位に位置し、トップ 10 圏内を目前にしている。

なお、図 3 は、対内投資額(フロー)の上位 10 カ国・地域であるが、中国の対内投資額は米国に次ぐ世界第 2 位の規模を誇る。

中国は、自国に巨大なマーケットを有し、海外からの投資を惹きつける対内投資大国であると同時に、その過程で海外企業から吸収してきた外貨や生産技術、巨大な自国マーケットで稼いだ利益をもとに、さらなる成長を遂げるべく、より大きな市場を目指して積極的に対外投資も進めている。

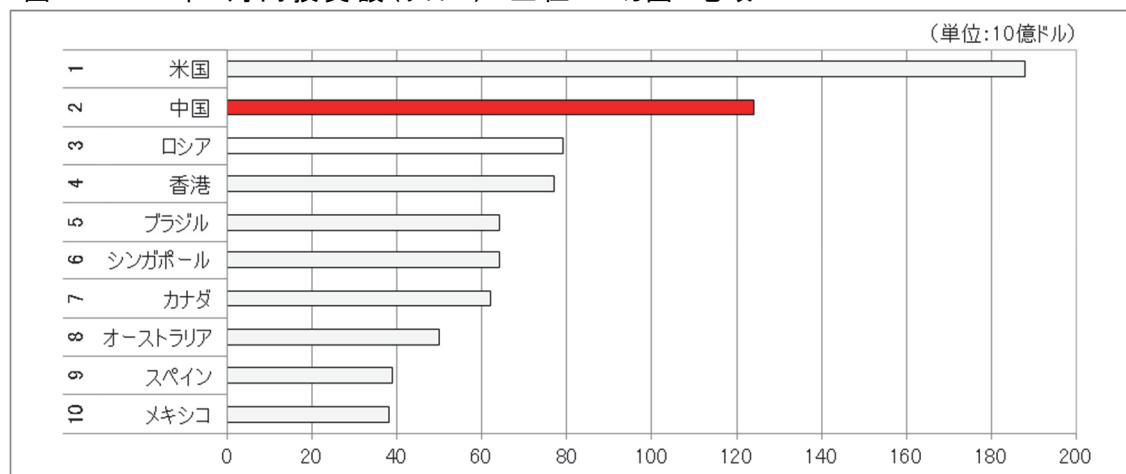
図 2. 2013 年 対外投資額(フロー) 上位 10 カ国・地域



(出所)UNCTAD “World Investment Report 2014”

(注)英領バージン諸島は統計に含まれない

図 3. 2013 年 対内投資額(フロー) 上位 10 カ国・地域



(出所)図 2 に同じ

(注)英領バージン諸島は統計に含まれない

3. 業種別対外投資動向

次に、中国の対外投資額を業種別にみると、2013年時点では、リース・商業サービス業(25.1%)、鉱業(23.0%)、金融(14.0%)、卸・小売業(13.6%)、製造業(6.7%)などが主な業種となっている(図4)。

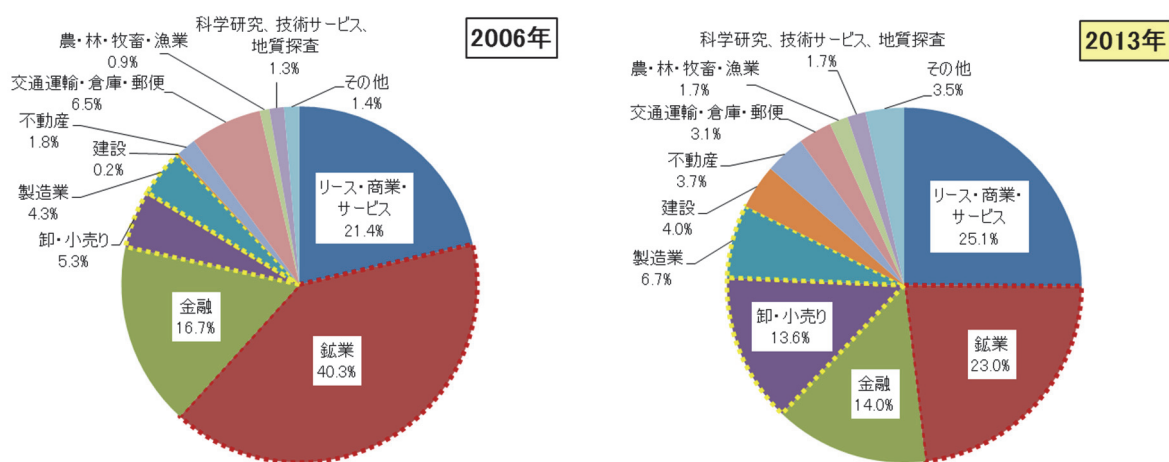
リース・商業サービス業には、タックスヘイブン地域への投資が主としてここに分類されているとされる。鉱業分野では、大規模な援助を含む資源外交や国有企業の豊富な資金力を背景に、引き続き資源国への投資が活発に行われている。なかでも、中国石油天然ガス集団(CNPC)、中国石油化工集団(シノペック)、中国海洋石油(CNOOC)の三大国有石油会社を中心とした石油・天然ガスへの投資が目立つ。

中国では工業化、都市化が進展する中で、エネルギー需要も増大しており、中国の石油の輸入依存度は2008年には5割を超え、2013年には58.1%まで上昇している¹。また、1日あたりの石油消費量ランキングにおいて、中国は米国に次ぐ世界第2位(1,076万バレル)の消費国となっている²。

こうした中で、エネルギー資源の確保は中国政府にとって重要課題の一つであり、これまでも国有石油会社を中心に海外の油田権益の確保・開発を加速させてきた。習近平国家主席が提唱している「一帯一路」と呼ばれる陸と海の二つのシルクロード構想も、中東や中央アジアからの資源輸入の安定的な輸送ルートを確認する狙いもあるとみられている。

しかし、鉱業のシェアは、40.3%を占めていた2006年時点と比べると約半減し、その一方で、卸・小売業、製造業などが拡大している。中国の対外投資は、資源確保を目的としたものから、海外市場や技術、ブランドを目的としたより多くの分野で展開されつつある。

図4. 中国の業種別対外直接投資(フロー)



(出所) 商務部・国家統計局・国家外貨管理局「中国対外直接投資統計公報」

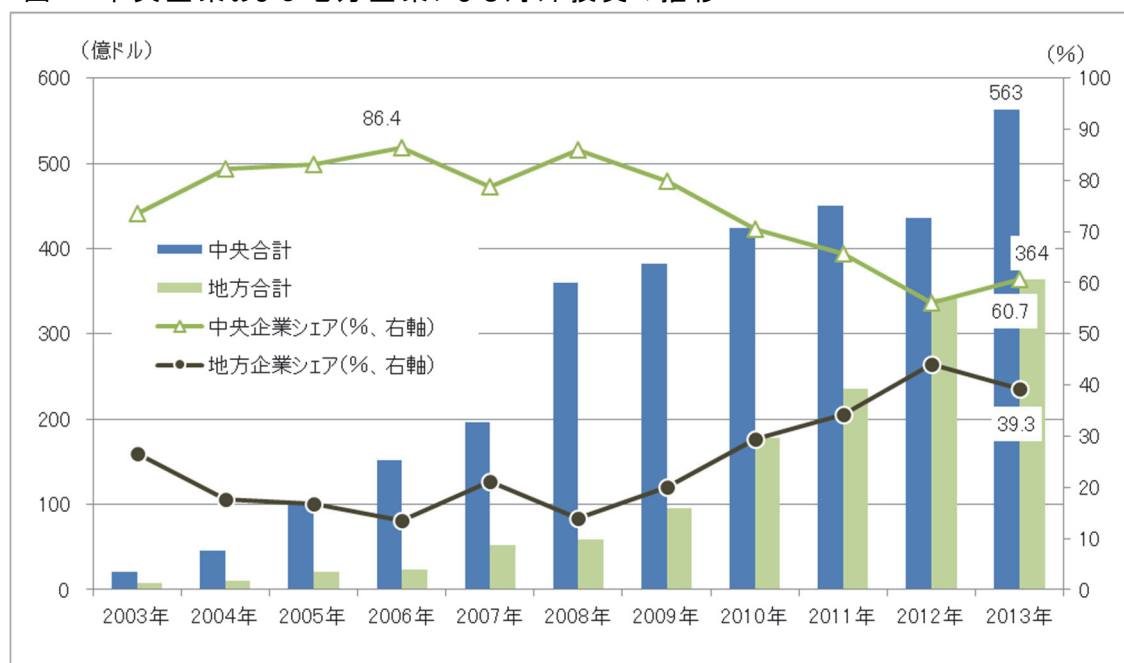
(注) 2003～2005年の海外投資額は非金融類の海外投資のみ計上されているため、2006年と比較。

4. 投資主体別対外投資動向

次に、中国の対外投資を、中央企業と地方企業のそれぞれの投資主体別に分けてみる(図 5)。中央企業の大部分は中央国有企業が大部分を占めるとみられる。中央国有企業とは、国務院国有資産監督管理委員会をはじめ銀行業監督管理委員会、保険監督管理委員会などに直属する国有企業を指す。先ほど触れた CNPC、シノペック、CNOOC や中国移動通信などがその代表格に挙げられる。一方、地方企業は、地方政府が監督管理する国有企業や民間企業を指す。

2013 年の中央企業の投資金額は前年比 29.4%増の 563 億 2,449 万ドルと、全体の 60.7%を占めており、依然として中国の対外投資におけるプレゼンスは大きい。しかし、そのシェアは 2006 年の 86.4%をピークに近年は低下傾向にあり地方企業による投資のシェアが増加傾向にある。

図 5. 中央企業および地方企業による対外投資の推移



出所：図 4 に同じ

このように、中央国有企業による資源・エネルギー、インフラ投資に加え、近年は民営企業等による製造業や小売・卸売業等における投資も増加しており、投資主体および投資業種が多様化しつつあることが分かる。また、個別の投資案件をみていくと、分野や投資主体の多様化に加えて、その投資の狙いやビジネスモデルにも新たな傾向がみられる。

これまで鉱業分野以外での「走出去」のプレイヤーを振り返ると、1990 年代末から 2000 年代半ばでは、ハイアール、ハイセンス、TCL、ZTE の家電・通信機器メーカーが代表的である。その後、2000 年代半ばからは、2004 年に IBM

の PC 部門買収によって一躍世界ブランドに躍り出たレノボ、2008 年のリーマンショック後の中国政府による 4 兆元の景気刺激策を受けた中国国内インフラ市場の活況を追い風に、グローバル展開を推し進めた三一重工、国有自動車メーカーが中国国内市場に注力する一方で、早くから海外市場の開拓を進めてきた独立系地場自動車メーカーなどの動きが目立った。これら事例については、大木博巳・清水顕司『続 中国企業の国際化戦略』2014 年 8 月(ジェトロ刊)において詳しく取り上げられている。

本稿では、その後の 2011 年以降の動きに焦点を当ててみたい。なお、同時期の中国の国内経済は、2010 年の 10.4%を最後に 2 ケタ成長時代が終焉し、7～8%の成長の時代へと移り変わった時期にあたる。政策面では、2011 年より第 12 次 5 カ年計画期に突入し、需要構造の転換(投資・輸出に加えた消費の重視)、産業構造の転換(工業に加えてサービス業、農業の重視)、生産様式の転換(量の拡大から質の向上、省エネ環境保護重視)といった新たな基本方針に舵が切られた時期にもあたる。こうした国内の経済政策の転換、産業構造の高度化の様相も頭の片隅に置きながら、次節から対外投資の事例をみていきたい。

第 2 節 自動車メーカーの海外展開における新たな動き

1. 独立系地場メーカーによるこれまでの海外展開

自動車分野の海外投資は、奇瑞汽車や吉利汽車などの独立系地場メーカーが先行してきた。表 1 は、自動車の輸出企業上位 5 社を示したものであるが、上海汽車を除く 4 社はいずれも独立系地場メーカーである。中国国内市場では、上海汽車、第一汽車、東風汽車といった国有自動車メーカーが、政府の庇護もあり圧倒的な地位を築く中で、独立系地場メーカーは早くから海外市場に活路を求めてきた。

独立系地場メーカーは、価格の安さを武器に、中近東、アフリカ、CIS 諸国など、ブランドや技術面で優位に立つ欧米メーカーの開拓が手薄な発展途上国を中心に市場開拓を進めてきた(表 2)。

表 1. 輸出企業上位 5 社(2012 年)

1 位	奇瑞
2 位	吉利
3 位	長城
4 位	上汽
5 位	力帆

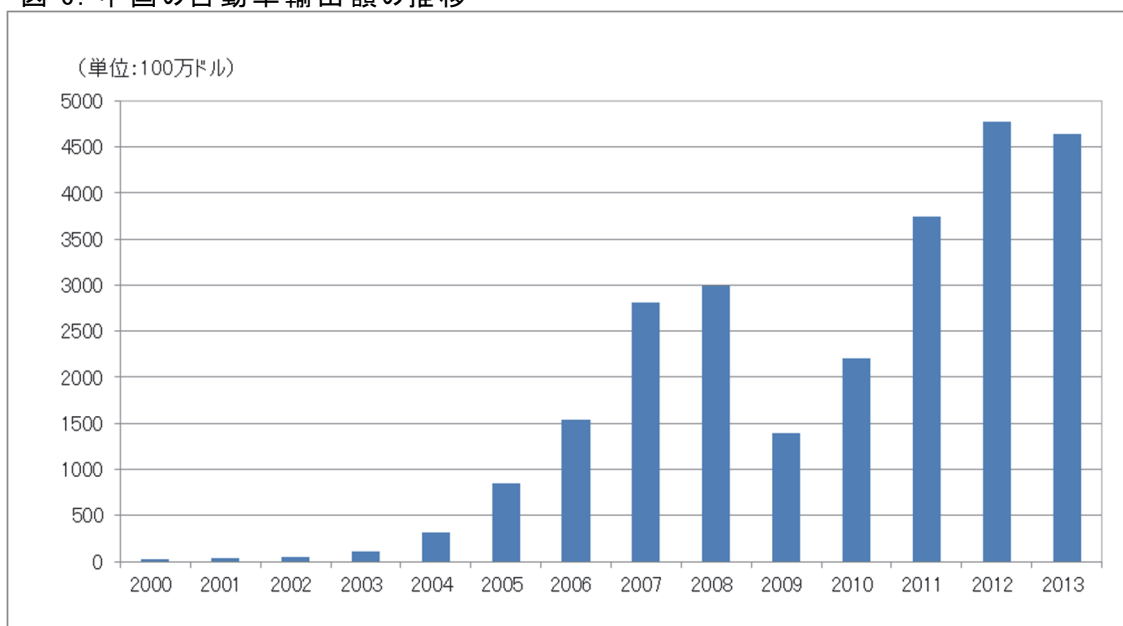
(出所)中国自動車工業協会
(注 1)輸出台数順
(注 2)2013 年データ発表無し

表 2. 輸出先上位五カ国(2013 年)

1 位	アルジェリア
2 位	ロシア
3 位	チリ
4 位	イラン
5 位	ペルー

(出所)中国自動車工業協会
(注 1)輸出台数順

図 6. 中国の自動車輸出額の推移



(出所) Global Trade Atlas、(原典) 中国税関

(注) HS コード 8703 に属する自動車

各社は、2000 年前後に完成車輸出による展開を進め、順調に輸出台数を伸ばしてきた(図 6)。しかし、その輸出台数の急拡大が相手国政府の警戒を招き、輸入関税引き上げ措置等の国産車保護政策が発動されるといった事態が発生した。たとえば、2009 年 1 月には、当時輸出先第一位であったロシアが、国内の自動車産業振興を目的として、乗用車・バス・トラックを含む自動車の輸入関税を変更。これにより乗用車新車の輸入関税が 25%から 30%に引き上げられた。こうしたリスクへの対応として、2000 年代半ば頃から各社は積極的にノックダウン方式による生産を進めた。

2. 独立系地場メーカーによる生産工場建設の動き

最近では独立系地場メーカーが現地での本格生産に踏み切る動きがみられる。その先頭に行くのは、自動車輸出台数第 1 位の奇瑞汽車である。同社は、中国自動車メーカーにとって初となる、プレス、溶接、塗装、組み立ての四大工程を行う本格的完成車工場をブラジルに建設した。工事は 1 期と 2 期に分かれており、1 期では、年間生産能力 5 万台を有する工場が 2014 年 8 月に完成し、ラインオフを迎えた。2 期完成後には、これが 15 万台に拡張される予定である。加えて、研究開発センターおよびエンジン工場を併設させ、部品メーカー等が集積する「奇瑞産業園」の建設を目指している。

表 3. 奇瑞汽車のブラジル新工場の概要

時期	2010 年 10 月契約調印、2011 年 7 月建設開始、2014 年 8 月完成・ラインオフ
規模	敷地 100 万平米、建設費約 4 億ドル
年産能力	1 期 5 万台 ⇒ 2 期完成後 15 万台 ※2 期では研究開発センター、エンジン工も建設し、部品メーカー等が集積する「奇瑞産業園」を建設
特徴	同社および中国自動車メーカーにとり、初の本格的完成車工場。 (プレス、溶接、塗装、組み立ての四大工程を行う)
目標	2018 年(オリンピック開催年)までに、市場シェア3%実現(現在 0.35%)

(出所)奇瑞汽車ウェブサイトおよび各種報道より作成

奇瑞汽車の周必仁副総経理は、新工場の建設について、「ブラジル市場に根ざし、ブラジル市場に向けた研究開発・設計を行い、ブラジルの消費者に受け入れられる現地ブランドを目指す」とその狙いを語っている³。また、現地生産は輸出コスト削減や為替変動によるリスク回避につながるほか、2011 年 12 月にブラジル政府が実施した域内調達率 65%等の要件を満たさない企業に対する税率引き上げ措置への対応を図る狙いもあるとみられる。

同社は、これまで輸出を通じてブラジル市場開拓を進める中で、既に 71 社の販売・アフターサービス網を有し、その販売網はブラジルの 8 割以上の州及び重要都市をカバーしている。これらを活用しながら、2018 年のブラジルオリンピック開催年までに市場シェア 3%の実現を目標に掲げている。

しかし、目標達成への道のりは容易ではない。ブラジル市場では既にフィアット、フォルクスワーゲン(VW)、ゼネラルモーター(GM)、フォード、ルノーをはじめとする欧米メーカーが上位シェアを占めており、加えて近年ではトヨタやホンダ、現代自動車といった日韓の有力メーカーも攻勢をかけている。各社は、2012 年～2015 年頃にかけて相次いで新工場の設置あるいは生産能力の増強を行っており、さらなる競争激化が予想される。

奇瑞汽車に続き、長城汽車も 2014 年 8 月にロシアで本格的完成車工場の建設に着工している。同社は、ロシアでは 2005 年からノックダウン生産を行ってきたが、総額 5 億 2,000 万ドルを投じて初の完成車工場建設に踏み切った。1、2 期合計で 15 万台の生産能力を計画し、2017 年のラインオフを予定している。工場建設によって、生産コストを引き下げ、価格競争力の向上を目指すとしている⁴。

3. 動き出した国有メーカーの海外戦略

独立系地場メーカーは、現地での研究開発・生産を通じ、現地消費者のニーズを商品開発に反映させるとともに、生産コストの抑制を図ることによって、さらなる市場開拓を進めようとしている。

一方、これまで中国国内での販売拡大に注力してきた国有メーカーの間でも新たな動きがみられる。中国の自動車市場は今や世界第1位の規模を誇り、依然として巨大市場であり続けているものの、その伸び率は鈍化傾向にあり、各社はさらなる成長を求めて海外市場開拓にも本腰を入れ始めている。

(1) 上海汽車

なかでも、動きが目立つのは上海汽車である。同社が海外市場開拓の足がかりとして取り組んだのがブランドの獲得である。

同社が狙いを定めたのは、英国の自動車メーカーである MG ローバーであった。上海汽車は、MG ローバーが 2005 年に倒産した際、同社の買収を目指したが失敗。南京汽車が買収に成功した。しかしその際に、上海汽車は「ローバー 75」と「ローバー 25」シリーズの生産技術は取得しており、2006 年からは、取得した生産技術に基づいて中国国内向けの高級自主ブランド「荣威 (ROEWE)」の生産・販売を始めた。

その後、2007 年 12 月に南京汽車が上海汽車集団の傘下に入ったことで、MG ブランドの獲得を果たし、英国を拠点に MG ブランドで欧州市場を開拓してきた。

MG ブランドを獲得した上海汽車は、海外展開の次なるステップとして、同ブランドを活用したタイ市場の開拓を進めている。同社は 2012 年 12 月、タイの大手複合企業であるチャロン・ポカパン (CP) グループとの合弁会社の設立計画を発表。2014 年 6 月にタイで合弁工場を稼動し、MG ブランドを展開してタイ市場への本格参入を果たした。上海汽車は、同合弁会社に MG ブランド乗用車の生産技術とブランド使用权を提供している。

投資は、第 1、2 期に分かれ、第 1 期では 100 億バーツを投じ、4 年目までに年産能力 5 万台を計画。タイ国内市場の開拓を進め、2016 年までにタイ市場シェア 10%前後獲得を目指す。第 2 期では、さらに 200 億バーツを投じ、年産能力を 15~20 万台を引き上げ、タイのみならず ASEAN およびその他オーストラリアやニュージーランド等の右ハンドル市場向けの輸出拠点とすることを目指している⁵⁾。

このほか、同社はタイ市場に加え、エジプトでも、現地企業との合弁組み立て工場(ノックダウン方式)で、中国市場向け高級ブランドとして生産・販売してきた「荣威 (ROEWE) 750」を、2013 年 6 月から MG ブランド車として売り出している。

(2) 東風汽車

東風汽車は、中国市場での合弁パートナーとの関係を発展させ、海外展開に乗り出そうとしている。東風汽車は 1992 年以来、フランスのプジョー・シトロエン(PSA)と 20 年来の合弁・提携関係にある。PSA は欧州第 2 位の自動車メーカーであるが、その売り上げの約 3 分の 2 が欧州市場で占めていることから、欧州債務危機を契機に欧州市場での販売落ち込みが大きく響き、経営難に陥っていた。そうした中で、PSA は中国での長年のパートナーである東風汽車の資本受け入れを決めた。

東風汽車と PSA は、2014 年 3 月 26 日に、フランス政府およびプジョー家とともに増資資本参加に関する契約書に正式署名した。東風汽車は仏政府とともに、PSA にそれぞれ 8 億ユーロを出資し、株式の 14%を取得。プジョー一族と並ぶ筆頭株主となった。

両社は、この提携の柱として、海外市場の共同開拓を打ち出した。同契約署名の 2 日後、3 月 28 日には、「グローバル戦略パートナーシップ」に合意し、同合意に基づき、両社の中国での合弁企業である神龍汽車の生産能力を 2020 年までに 150 万台まで引き上げることに加え、共同で輸出会社を設立し、神龍汽車および PSA の自動車をアジア太平洋地域向けに販売していくとした。さらに、中国に研究開発センターを共同で新設し、PSA のデザイン力・技術力に、価格競争力のある東風の部品調達網を融合し、中国およびその他アジア太平洋地域向けの新型車を共同開発していく方針を示した⁶。

このように、国有自動車メーカー 2 社は、欧州メーカーの買収を通じて獲得したブランドを活用したり、これまでの中国での提携関係を発展させるかたちで海外市場開拓に向けた布石を打っている。具体的な成果はこれからという段階ではあるが、独立系地場メーカーとは異なる戦略の行方を、今後も注目していきたい。

第 3 節 食品分野の海外展開における新たな動き

1. 国内需要増に伴う海外投資の増加

食品分野での投資事例の増加も最近の傾向の一つである。これまで中国企業がアフリカなどで大規模農地を取得する動きなどが報じられているが、最近では欧米食品メーカーに対する大型買収案件も相次いでいる。

たとえば、2011 年 8 月には、上海市の国有独資企業であり、中糧集団に次ぐ国内大手食品総合メーカーの光明食品が、オーストラリアの同業大手であるマナッセン・フーズを買収することで合意したと発表。5 億 3,000 万オーストラ

リアドル相当の株式 75%を取得している。また、同社は 2012 年 11 月には、英国シリアル食品大手のウィータビックス社の株式 60%を 6 億 8,000 万ポンドで取得した。さらに、中国の食肉加工最大手の双匯集団の持ち株会社である双匯国際は 2013 年 5 月、米国同業最大手のスミスフィールド・フーズの買収を発表。買収総額は 71 億ドルに及ぶとされ、中国企業による米国企業の過去最大の買収案件として注目された。2014 年にも、中国の穀物メジャーである中糧集団が、オランダの同業ニデラの株式 51%取得を発表している。

食品分野の投資増加の要因の一つには、経済発展に伴う中国国内の需要の急拡大がある。中国の食糧生産量は 2003 年以降、毎年増産を達成しているにも関わらず、需要がそれを上回るスピードで拡大していることから、中国の食糧自給率は低下を続けてきた。穀物等の輸入量をみてもここ数年徐々に増加しており、特に大豆に関しては、限られた農地の制約から生産補助の対象外とされたことで年々生産量が減少し、既に大半を輸入に依存する構造となっている。

これまで「95%の食糧自給率の維持」を掲げてきた中国政府も、こうした状況を踏まえ、2013 年末に食糧安全保障政策の転換に踏み切っている。新たな政策方針では、主食用穀物(コメ・小麦を指しているとみられる)の絶対的自給を優先する一方、それ以外の食糧の不足分は輸入で補うという方針が示され、初めて輸入を食糧安全保障の重要な柱の一つとして位置付けるに至っている。

中国政府の方針転換を受け、今後もこうした農業および食品分野の海外投資の動きは続くと思われる。

2. 食の安全意識の高まりを受けた投資事例の増加

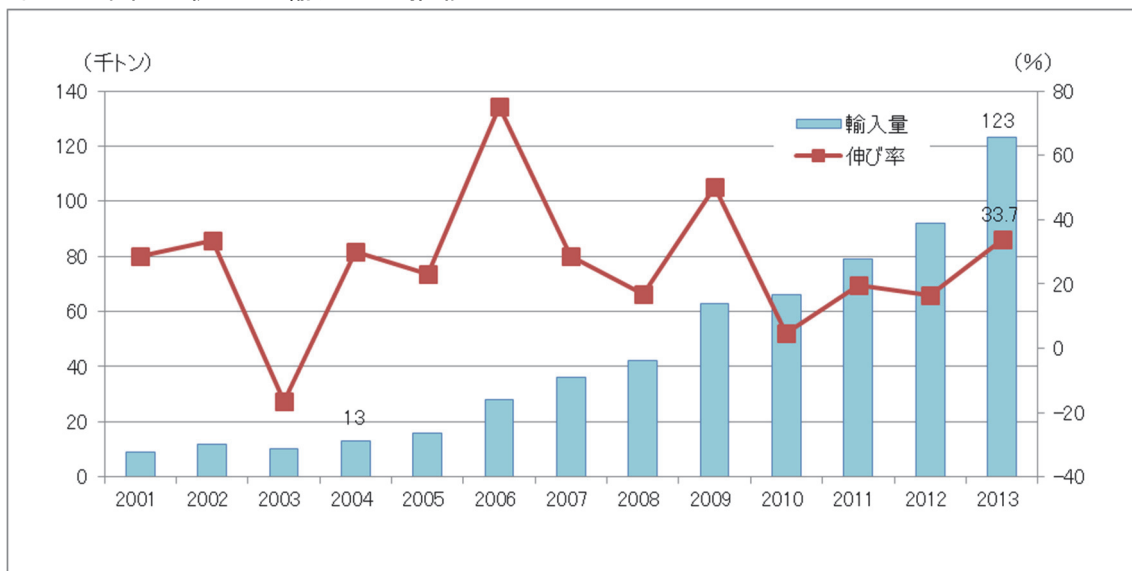
また、食品分野の投資で特に注目したいのが、食の安全に対する意識の高まりに関連した投資が増えている点である。この動きは特に乳児用粉ミルクの分野で顕著である。

中国では、2008 年 9 月に有害物質メラミンが混入した粉ミルクを飲んだ多数の乳幼児が腎臓結石を患ったとの事件が報じられた。また、これを受けて中国国家品質監督検閲検疫総局が実施した調査では、原料粉乳メーカー 109 社のうち 22 社の製品からメラミンが検出された。このメラミン混入事件により、消費者は国内メーカーへの不信感を募らせ、EU などの厳格な食品安全基準のもとに生産された良質な原材料、製品に対するニーズが一気に高まるきっかけとなった。

図 7 は、中国の粉ミルクの輸入量の推移を表している。2008 年 9 月のメラミン混入事件後、2009 年の輸入量は、前年比 50%増と大幅に増加し 6 万 6,000 トンとなった。その後も毎年増加を続け、2013 年には 12 万 3,000 トンと、10 年前(2004 年)と比べて約 10 倍に膨らんでいる。

粉ミルクの輸入相手国をみると、オランダ、フランス、ニュージーランド、シンガポール、デンマークの上位 5 カ国からの輸入が全体の 8 割弱を占める。特に 2011 年頃から、中国企業が、オランダ、フランス、ニュージーランドで粉ミルク製造企業を買収したり、工場を建設する動きなどが活発にみられる(表 4)。図 8 の輸入相手国別の輸入量の推移をみても、これら 3 カ国からの輸入量増加の傾向が顕著に表れている。

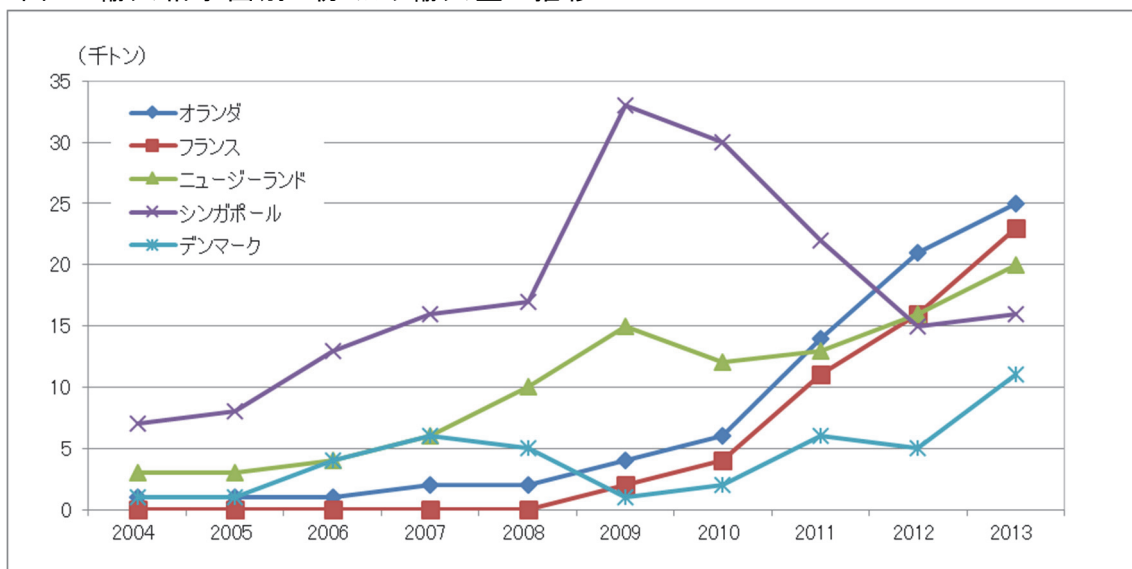
図 7. 中国の粉ミルク輸入量の推移



(出所) Global Trade Atlas、(原典) 中国税関

(注) HS コード 190110 に属するもの

図 8. 輸入相手国別 粉ミルク輸入量の推移



(出所) Global Trade Atlas、(原典) 中国税関

(注) HS コード 190110 に属するもの

表 4. 粉ミルクの生産に関する中国企業の海外投資案件事例

中国企業	提携・買収先	国名	時期	概要
澳優乳業	Hyproca	オランダ	2011 年 7 月	乳児用粉ミルク製造の澳優乳業は、2011 年 7 月 21 日、オランダの同業 Hyproca の買収に関する契約締結を発表。澳優乳業は Hyproca 株式の 51%を取得。
聖元国際	ソディアール	フランス	2012 年 9 月	乳児用粉ミルク製造の聖元国際は、フランスの乳業協同組合最大手ソディアールと、フランス国内における粉ミルクの生産について提携。聖元国際は総額 9000 万ユーロを投じ、同国に粉ミルク工場を建設（2015 年稼働予定）、年間生産量 10 万トンを目指し、うち 6 万トン为中国市場に輸出。
合生元	イジニー・サンメール	フランス	2013 年 7 月	乳幼児向け食品メーカーの合生元は、ノルマンディー地方の乳業組合イジニー・サンメールと粉ミルク製造で提携すると発表。250 万ユーロを出資するほか、新工場（2015 年稼働予定）の建設費用を一部負担。年間生産量 5 万トンのうち 3 分の 1 を中国に輸出する計画。
内蒙古伊利実業	オセアニア乳業	ニュージーランド	2013 年 4 月	中国第 2 位の乳製品メーカーの内蒙古伊利集団は、ニュージーランドのオセアニア乳業を買収し、乳児用粉ミルク工場を建設すると発表。年間 4 万 7 千トンの生産を目指す。
雅士利国際	-	ニュージーランド	2013 年 5 月	雅士利国際は、ワイカト地方ポケノの酪農場を買収し、乳児用粉ミルク工場を建設すると発表。工場は 2014 年下半年に完成し、年間 5 万 2,000 トンの生産を目指す。総投資額は約 11 億元。
恒大集団	Cowala Dairy	ニュージーランド	2014 年 9 月	不動産開発大手の恒大地産は、ニュージーランドの乳業大手 Cowala Dairy を買収。ニュージーランド産の粉ミルクを中国市場での販売を開始した。
内蒙古伊利実業	DFA	米国	2014 年 12 月	内蒙古伊利実業は、米国大手乳業メーカー DFA と、米国カンザス州に年間 8 万トンの生産能力を有する全米最大規模の粉ミルク工場建設について合意。伊利実業は 3000 万ドルを、DFA は 7000 万ドルをそれぞれ出資し、合併会社を設立。

（出所）各種報道より整理

中国の乳製品製造企業による、海外の粉ミルク製造企業に対する最初の買収案件とされるのは、2011 年の澳優乳業によるオランダの Hyproca の買収である。澳優乳業は約 1,040 万ユーロで Hyproca の株式 51%を取得した。同社は、これ以前にもオーストラリアやフランスの乳製品製造企業との間で、両国の原材料や生産ラインを活用し、完成品を中国に輸入することについて長期的パートナーシップ協定を締結してきた。同買収により、さらなる調達の安定化が図られたかたちである。

また、聖元国際や合生元も、それぞれフランスで原材料の調達について現地乳業組合と提携するとともに、現地に生産工場を建設している。いずれの工場も 2015 年の稼働を予定している。EU では 2015 年 4 月 1 日に生乳生産量のクォータ制度の廃止を控えており、これをにらんだ動きとみられる。今後これら工場の立ち上がりとともに輸入量はさらに拡大が見込まれる。

他方、オランダでは、中国向け輸出の急激な増加により、オランダ国内市場

に出回る粉ミルクが不足し、スーパーマーケット等で「一人一個限り」といった購入制限が実施される事態も発生している⁷。こうした事態はオランダ国民の反感を招き、国家間の摩擦にもつながりかねない。海外展開の経験が浅い中国企業にとって、いかに進出先の国民の理解を得ながら活動をしていくかという点も、今後の課題の一つになるだろう。

このほか、先に触れた食肉加工最大手の双匯集団が米国同業最大手のスミスフィールド・フーズを買収した案件も、食の安全問題への対応の狙いもあるみられる。同社は 2011 年、肉の赤身を増やす違法な飼料添加物「瘦肉精」を摂取した豚を使用していたことが発覚。これをきっかけに肉の安全に対する消費者の信頼が大きく揺らいだ。

中国肉類協会の高観副秘書長は、中国経営報(2013 年 6 月 19 日付)において、「2011 年の“瘦肉精”事件を受け、双匯集団は産業サプライチェーンの川上を獲得する重要性を認識した」と指摘している。また、中国社会科学院世界経済政治研究所グローバル M&A 研究センターの張金傑研究員は、同買収案件に関する論説の中で、「食品の安全に関する信頼が揺らいている中国企業は、買収を通じて海外の先進的な技術や管理ノウハウを吸収し、自己改革を進める必要性を感じている」との見方を示している⁸。

第 4 節 中国発のビジネスモデル 小米科技の海外展開

中国国内で成功を収めた中国発の新たなビジネスモデルが、新たに海外市場に出て行く動きもみられる。

北京小米科技は、2010 年創業の新興通信機器メーカーである。創業翌年にスマートフォンの第 1 号機種を発表し、高性能と低価格を併せ持つコストパフォーマンスの高さと、インターネットを巧みに使った販売手法で中国の消費者から支持を得た。2014 年のスマートフォン販売台数は、前年比約 3.3 倍の 6,112 万台と大幅増を記録。現状ではそのほとんどが中国国内で販売されたものであるが、同社は韓国のサムスン電子、米国のアップルに続く世界第 3 位のスマートフォンメーカーに躍り出ている。

同社は、自社での生産工場を持たずに台湾のフォックスコンやインベンテックなどの OEM 企業に生産委託を行い、また、製品機種を絞って同一部品を大量発注することで調達コストを抑えている。さらに、自社サイトで消費者から直接オーダーを受注する無店舗販売の方式を採っており、販売コストを削減し、価格の抑制につなげている。

こうしたビジネスモデルを海外でも展開すべく、同社は 2014 年に入ると、3 月のシンガポールでの販売開始を皮切りに、マレーシア、フィリピン、インド、

インドネシアと次々に展開を始めている。

なかでもインドでは、7月の販売開始以来、12月までに100万台を突破するなど、好調ぶりが伝えられている。中国では自社サイトでの販売を行っているが、インドでは同国最大のeコマースサイトflipkartと提携し、同サイトにおいて販売している。第一弾の期間限定フラッシュセールでは、販売開始後40分以内に1万機余りが完売となった。

また、同社は今後さらにブラジル、メキシコ、ロシア、タイ、トルコ、ベトナムなどでも販売していく方針を示しており、ギューゴ・バーラ副総裁は生産能力拡大に向けて、「フォックスコンとの間で、インドおよびブラジルで生産を行う計画について協議中である」と明らかにしたほか、インドネシアでの生産を行う可能性についても言及している⁹。

同社のビジネスモデルが、中国と同じく中間層が拡大する新興国市場においても、現地消費者の心を掴んでいくのか、注目に値する。

第5節 終わりに

中国企業の投資が、様々な分野、新しい形で増えている中で、投資受入国では中国企業による投資を、これまでより身近な問題に感じる機会が増えていることが推測される。

従来、中国企業の海外投資には、ネガティブな印象を抱かれるケースが少なくない。海外ビジネスの経験が浅い中国企業は、国際人材が不足していたり、十分な事前調査を行わないまま投資に踏み切る事等により、アフリカ、中南米、アジア等の投資先で労働争議や反中デモが頻発しているといった事態も報じられてきた。また、技術やブランドの獲得を目的としたM&Aは、日本を含む先進諸国からの警戒心を呼ぶケースも少なくない。

中国企業にとって、いかに投資受け入れ先と信頼関係を構築し、持続可能な発展を遂げていくかは今後の重要な課題の一つであろう。

一方で、中国企業による投資事例が増えている欧州では、ドイツやフランスなどでこれまでの中国企業による投資を分析し、評価する動きもみられる。

ドイツでは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)が、中国に買収されたドイツ企業22社を対象に、買収に合意した理由や買収後の展開についてヒアリングを行い、その結果を2013年に公表した。ドイツ企業が買収に合意した理由(複数回答)として、12社が「成長戦略を実現するための外部の投資家を探していた」と回答。そのほか8社が「企業や事業の再構成が必要だった」、3社が「経営後継者を探していた」と回答。経営困難に陥った企業や経営後継者が見つからない企業が、その対応策として買収受け入れを決めたことが明ら

かとなっている。また、買収後の雇用者数について「増加した」と回答した企業数(7社)は、「減少した」との回答数(3社)を下回った。12社は「変化なし」との回答であった¹⁰。

フランスでは、対仏投資庁(AFII)が「在仏中国企業に関する調査報告書(2014年3月)」の中で、「大部分の中国投資家は長期的な視点に立って経営を行い、景気変動など短期的な判断で撤退を決めるようなことはない」と評価している。また、フランス最大手の経済紙「レ・ゼコー」も2014年2月の「歓迎！中国企業がフランスに投資する時」と題した特集記事で、中国企業によるフランス企業の買収案件を検証。フランスと中国企業の提携により、「フランス企業は資本と市場を、中国企業はノウハウと新たな販路を獲得することができ、双方にとり有益」と分析した¹¹。

翻って、日本では安倍政権が2020年までに海外からの対日投資を倍増させるとの大きな目標を掲げている。中国企業が世界第3位の対外投資国となっている中で、この目標のクリアに向けては、中国は無視できない存在になっているはずである。しかし、現状では中国の対外投資額全体に占める日本のシェアはわずか0.4%に過ぎない。

リスクをきちんと捉えながら、「実」を取っていくためには、まずは中国企業もビジネスの相手として向き合うことから始め、客観的に分析・評価を行い、判断していくことが肝要であろう。

¹ 中国石油集团经济技术研究院「2014年国内外石油天然ガス業界発展報告」

² BP Statistical Review of World Energy 2014 - Oil:Consumption, 2013

³ 新浪網(2014年9月3日付)

⁴ 長城汽車ウェブサイト(2014年8月27日付)

⁵ 通商弘報 2012年12月14日付「上海汽車、タイでMGブランドの乗用車を生産－欧州に続きASEANでの市場開拓を目指す」(ジェトロ)

⁶ 東風汽車ニュースリリース(2014年3月27日付、2014年4月1日付)

⁷ 国際在線(2013年3月14日付)

⁸ 人民日報(2013年5月31日付)

⁹ 参考消息網(2014年12月2日付)

¹⁰ 通商弘報 2014年12月10日付「投資額は低水準にとどまるも案件数は増加傾向に」(ジェトロ)

¹¹ 通商弘報 2014年12月11日付「フランス企業買収でアフリカ事業拡大を狙う動きも」(ジェトロ)

第7章 中国の対日投資と受け入れ側の現状と課題 ～ ホテル・旅館経営と介護ビジネスの現場から ～

共同通信社 国際局多言語サービス室
中国語グループデスク
高田智之

はじめに

安倍政権は2014年6月、新たな成長戦略を発表した。その中の最重要課題である「地方創生」¹では、対日投資の地方分散に力を入れる。大手企業が生産拠点を海外移転するなど、経営のグローバル化を加速させる中、地方経済の活性化には外資導入が不可欠との危機感が背景にある。政府は対日直接投資残高を20年までに35兆円に拡大する目標を掲げている²。

一方、新成長戦略は、経済成長を阻む大きな要因は人口減少に伴う労働力不足であると指摘しており、この国家的課題への対策として、政府は外国人人材の受け入れ拡大を表明した。

この報告では外資、外国人人材の積極的な活用が喫緊の課題となる中、中国、台湾資本を受け入れてホテル・旅館の経営で地域の活性化を図っている山梨県石和温泉街³をケーススタディとして取り上げた。また、新成長戦略の外国人活用では技能実習生⁴の受け入れ拡大の方針が打ち出され、介護分野もその対象となった。介護関連企業の中国進出が相次ぐ中、日本で中国人介護人材の育成にも乗り出しているさいたま市の社会福祉法人『元気村』グループ⁵(以下、元気村、本部：さいたま市)を取り上げた。また、永住権を得て日本で働く中国人介護福祉士に国家試験のための勉強、職場について聞いた。さらに、中国やベトナムの介護人材候補者を獲得し、育成し、地方に根付かせるやり方を始めた東北地方の日本語学校の経営者にもインタビューした。

石和温泉、元気村、日本語学校とも、それぞれ分野は異なるが、時代を先取りしたビジネスを展開している。報告はその現場に焦点を当てた。特にインタビューに応じてくださった関係者の言葉、考え方は示唆的であった。

第1節 中国、台湾資本で活性化図る石和温泉

「東京の奥座敷」とも呼ばれている山梨県笛吹市の石和温泉は48の同温泉旅館協同組合加盟の宿泊施設がある。同県によると、宿泊者は1989年の177万人をピークに減少し、2011年、東日本大震災とそれに伴う原発事故の影響で

87 万人に落ち込んだ。12 年は 109 万人と大きく回復、13 年は 111 万人と順調に伸びた。11 年の外国人宿泊者数は 9709 人で震災が影響した。翌 12 年は 3 万 4435 人と回復した。しかし、沖縄県・尖閣諸島の国有化後、中国人のシェアが大きく落ち込み、タイ、台湾に次いで 3 位に後退。その後、中国人客は再び増えつつある。石和温泉では、中国をはじめ、東南アジア、台湾からの観光客の取り込みに、中国や台湾の資本家に大きな期待を寄せている。

1. 食事と地域との交流で成功

石和温泉で 7 年前に経営不振に陥ったホテルを買収、現在、石和びゅーほてる、春日居びゅーほてる、ホテル花いさわの 3 施設を展開し、15 年 3 月には富士五湖の一つ、本栖湖畔に 4 施設目の本栖びゅーほてるをオープンさせる台湾資本。海外からの客を担当する黄恵君さんによると、宿泊する外国人客は 3 施設合わせて 14 年は月平均約 4000 人、年間約 4 万 8000 人に達した。台湾の団体客が最も多い。次いで香港。最近はタイ、インドネシア、シンガポール、マレーシアなど東南アジアからの客が増えている。このホテルの系列では中国からの客は少ないという。

セールスポイントは食事。一年中とれるカニ料理が自慢だ。和洋中のバイキングも人気。台湾のリピーターには本格的な和食も提供する。みな舌が肥えているため、食事には気を使う。地域社会との交流も大事にしており、ほぼ毎日、午後 8 時から 30 分間、系列のホテルのロビーで行う中国雑技団の公演は宿泊客だけでなく、地元の人々も無料で見られる。経営母体はホテルに加えて、貿易会社も経営、山梨名産の桃、ぶどう、干し柿を台湾に輸出している。

3 月オープンの本栖びゅーほてるは、富士山エリアを訪れる団体旅行客を主なターゲットにしている。黄さんは『山梨県は観光資源に恵まれている。これに安住せずに、行政ももっと PR 活動をやってほしい。さらに観光客を呼び込める余地がある』と述べた。

2. 価格破壊でサービス低下？

約 4 年前、石和温泉に中国人が経営する旅館がオープンした。経営破綻して売りに出された旅館を購入して、改装し開業、当時は「街が活性化する」と同業者の多くは歓迎した。筆者は 14 年 12 月、現地を訪れてみた。電話をすると、受付の中国人女性が中国語で応対し、「経営者は取材には応じないと言っている」とそっけない。経営者も別の中国人にかわったという。旅館内は人けがなく、ガランとしている。日本人が経営する隣の旅館はひっきりなしに宿泊客が出入りしていた。対照的な光景だ。タクシーの運転手によると、中国人経営のこ

の旅館は中国の団体客相手で、年末はシーズンオフで客を見かけないのも当然ということだった。

開業当時、1泊2食1万円以上の価格が中心の石和温泉で、この旅館は6500円で提供した⁶。かなり繁盛したようだ。同業者によると、「価格破壊からサービス低下を招く」との声が当初から出ていたが、やはりサービスの質が落ちたのか、評判は今一つだった。地域ともあまりしっくり行っていないとの声も聞かれた。

3. 外国人オーナーと共存共栄目指す

中国人が経営する旅館、ホテルは正確な数字は把握されていないが、増えているという。「同じ人間なので歩調は合うはず」と旅館きこりの社長で石和温泉旅館協同組合の山下安廣理事長。通常、旅館やホテルが倒産しても買い手がつくまで何年もかかるが、中国人が来て街が活性化したのは事実。しかし、中国人の経営者が増えて不安もある。「いい時はいいが、(ちょっと不振になると)どこかへ行ってしまうのではないか」。山下さんは最近、石和温泉で旅館ホテルを経営する中国人オーナーと3回会って懇談した。懇談会で「あなた方だって金儲けだけではさびしいでしょ。もっと交流すれば、地元の人と知り合いになれるよ」と話したという。

一方、受け入れる側にも「外国人オーナーはなあ」という声もあるにはある。しかし、山下さんは「そんなことは言っておれない。地元の人と交流し、日本文化を体験してもらい、“おもてなし”を一緒にやろうということだ。共存共栄が世界中の傾向だ」と強調する。

2008年、石和温泉旅館協同組合は提携している中国山西省の旅行専門学校「太原旅游職業学院」から日本旅館の接客マナー、いわゆる“おもてなし”を学んでもらうため、中国人研修生の受け入れを始めた。東日本大震災前の3年間、30人が旅館やホテルで日本人の仲居と一緒に仕事をした。しかし、震災による原発事故の後、学校側の要請もあり、安全を考えて帰国させた。山下さんは、またこの事業を復活させたいと考えている。地方では若い日本人の女性従業員の確保は楽ではないという。

一方、近く西安の中華料理専門学校から調理師を目指す研修生10人を受け入れ、日本料理を教えることになっている。15年7月には、広州から大学生20人を受け入れ、仲居の手伝いをしながら“おもてなし”を学んでもらう予定だ。養成した研修生は中国人が経営する旅館、ホテルにも回すつもりだ。「中国人経営の旅館、ホテルが駄目になれば、温泉街もつぶれる」。山下さんは富裕層が増え、ビザ発給が緩和された中国など外国人観光客の取り込みに期待をかけている。15年中に中国語のホームページをつくり発信を開始する計画だ。

4. まとめ

山梨県笛吹市の石和温泉でも、富裕層の増加、ビザ発給条件の緩和などにより、中国人観光客が大幅に増え。タイ、インドネシアなど東南アジアや台湾からの観光客も増えている。石和温泉旅館協同組合は温泉の活性化のために、中国、台湾の資本家の力が不可欠とみている。台湾系のホテルチェーンはバラエティーに富んだ食事や地域との交流で成功し、中国系のある旅館は価格破壊でサービス低下が影響したのか、評判はいま一つ。地方では若い日本人の女性従業員を確保するのは容易ではない。山下安廣・石和温泉旅館協同組合理事長は、日本旅館の接客マナーや日本料理を学んでもらうため、中国人研修生を受け入れる予定。養成した研修生は中国人が経営する旅館、ホテルにも回すなど、共存共栄の精神で街を復興したい考えだ。より多くの中国人客を呼び込むため、中国語のホームページをつくり、積極的に中国に向け発信することも考えている。

第2節 外国人人材の活用

日本は資本、技術、経営ノウハウを海外移転し、アジアの工業化に貢献してきたが、最近では人口減少と労働力不足に直面しており、アジアからの労働力移入が増加している。特に建設業やサービス業、介護士の不足が深刻化。厚生労働省によると、介護職員は12年度に全国で149万人(推計)いるが、このままだと、団塊の世代が75歳以上になる25年度に100万人もの人手不足が見込まれる⁷。経済連携協定(EPA)⁸による外国人介護人材受け入れが先駆的に行われてはいるが、労働力不足への対応ではなく、あくまで経済連携強化の一環。介護分野における外国人労働者の受け入れは必至の情勢だ。

1. 対中進出で人材確保も

中国統計年鑑によると、13年の中国の人口は約13億6千万人で65歳以上は約1億3100万人。高齢化が進む中国は高齢者介護関連産業の振興が急務になっている。同様に少子高齢化が進行する日本では、介護人材の不足が深刻化するとともに、介護ビジネスの競争が激しくなり、海外に活路を開こうとする企業も増えている。14年9月4日配信の大連発共同電によると、日本貿易振興機構(ジェトロ)と中国遼寧省大連市が日本の介護関連企業の中国進出を支援しようとして大連市で開いたフォーラムに16の日系企業などの関係者を含む約200人が出席し、中国側が進出を呼び掛けた。対中進出を通して、日本で活用する介護人材確保の狙いもある

(1) 元気村の場合

神成 裕会長が上海で 30 年前に築いた中国人脈を活用し、1989 年から中国、韓国より医学研修生の受け入れを開始したのが中国との本格的交流の始まり。佐々木亀一郎・グループ本部統括本部長によると、2008 年、慈善事業を営む大連慈善総会と友好協定を結び、同総会を通じて介護志望の留学生を募集した。同総会は前大連市長が会長を務めた組織だけに、信頼度は抜群だという。09 年以降、同総会を通じて、大連市内の病院や高校から多数の研修生や留学生を受け入れている。

13、14 年の元気村の中国との交流実績によると、13 年に中国の病院、地方政府など 12 団体 83 人が元気村の施設を視察。中国の人的交流会社の要請により、介護施設の鞍山祥頤園(遼寧省)へ介護、栄養、看護、リハビリの指導で計 7 回に渡り、講師を派遣した。14 年の施設見学は 17 団体 148 人。13 年から 14 年にかけて、中国の人的交流会社が北京、大連、上海、広州などで開催した介護福祉関連の博覧会に参加した際には、日本の質の高い介護サービスを紹介するパネルを展示、介護のデモンストレーションも行った。

「日本の高齢化を含めたアジアの高齢化を見据えて活動している」と佐々木・本部長。政府は介護分野も技能実習制度の対象とする方針を打ち出しているが、現在、元気村が中国から受け入れている留学生、研修生はこうした政府方針を先取りした形だ。佐々木本部長は「日本では介護人材が現時点で 40 万から 60 万人足りない」と述べ、「日本だけでなく広くアジアの福祉人材育成に貢献したい」と強調した。

① 元気村で日中の架け橋目指す

大連出身の田慧子さん(30)は 08 年に来日、関東福祉専門学校で 2 年間勉強し日本の介護福祉士の資格を取得した。永住権を持つ人、インドネシア、フィリピン、ベトナムとの EPA による場合を除き、今のところ、日本では制度上、介護福祉士としての就労が認められないため、現在は同学校の事務員だが、同時に元気村の国際交流部門にも所属し、翻訳、通訳を担当している。来日のきっかけは大連職業技術学院在学中に元気村が友好協定を結んだ大連慈善総会を通じて行った介護福祉留学奨学生の募集への応募。田さんは中国では、日本の介護福祉士に近い養老護理員の資格を持っている。「中国の介護実習は 2 週間と短い、日本は 4 段階で期間も長く、きめ細かく、理論と技術がしっかりしている」と述べ、「介護の分野で日中の人材育成の架け橋になりたい」と目を輝かせた。

田さんのように元気村の国際交流部門に所属する外国人職員は田さんを含め中国、台湾人は 4 人、韓国人 2 人、フィリピン人 3 人。このうち日本の介護福祉士の資格を持っているのは 7 人。全員、関東福祉専門学校の卒業生だ。15 年は国際交流部門に新たに中国人 5 人が加わる。一方、ベトナム人留学生 4 人が関東福祉専門学校に入学予定だ。卒業時に日本の介護福祉士の資格を取れば、解禁を待って日本での就労を目指すという。

② 永住権とり日本で就労

上海出身の張頼(仮名)さんは来日前の3か月間、日本語は上海の日本語学校で学んだ。来日してから10年。ヘルパー2級の資格をとり、3年の介護の経験を積んだ。その後、通信教育で介護福祉士の勉強を開始、14年4月、2回目の挑戦で合格した。永住権をとったため、就労は可能だ。東京都内の特別養護老人ホームで働いている。同僚のフィリピン人はまだヘルパー2級の段階。張さんは試験や職場で「漢字の読み書きができる中国人は有利」と話す。漢字は日本と共通の文化だが、文化・習慣の違いが誤解、偏見を生むこともある。張さんは「いじめに遭っている」と打ち明けた。中国人は自分の仕事が終われば、さっさと帰るため、協力的でないとみられたらしい。上司に相談したところ、担当していた病棟から別の職場にかわることであった。

中国では介護労働者は地方からの出稼ぎが多く、仕事の重要性とは逆にまだまだ社会的地位が低いという⁹。最近、大連の介護施設から「介護人材の育成指導者として来てほしい」との誘いがあったが、断った。「大連は郷里の上海から遠く、日本の方が郷里と近い。この近距離は捨てがたい」と語った。それ以上に、空気もきれいで清潔な日本を離れたくないという思いもあったようだ。

2. 人材育成方法は様々

現在、日本では外国人介護福祉士の養成については、EPAに基づき、08年からインドネシアの介護福祉士と看護師の候補者が来日。09年からフィリピン、14年からベトナムからの受け入れも始まった。介護では3か国で計1538人が来日した¹⁰。政府の介護福祉士候補者の受け入れは、介護分野の労働力不足への対応ではなく、2国間の経済活動の連携の強化の観点から、EPAに基づき、公的な枠組みで特例的に行う、としている¹¹。

対策を講じないと、25年度に100万人もの人手不足が生じると予測される中、政府は外国人技能実習制度の対象に介護分野を加える方針だ。

日本語学校の中には、政府の受け入れ拡大を見越して、中国やベトナムで介護人材候補者の獲得に乗り出したところもある。中国企業との共同出資で日本に介護人材養成学校を設立し、日本と中国どちらでも就労できる人材を養成するという話も出ている。一方、14年12月4日配信の共同電によると、中国でも介護の専門職が極端に不足しており、数千万人規模で必要になることから、上海の復旦大学が人材育成で日本の大学との連携を模索している。共通する文化の利点と文化の違いからくる摩擦が同居する中、日本では将来、介護市場における中国人介護福祉士の存在が確実に増してくることは間違いない。

(1) 仙台ランゲージスクールの試み

日本語・外国語学校の仙台ランゲージスクール(SLS、泉岡春美・理事長)＝仙台市＝は同校で日本語を学んでいるベトナム人学生 2 人を看護専門学校に進学させ、看護と介護を学ばせる予定だ。2 人は母国で看護関係の学校を出ており、目的意識もしっかりしているという。合格すれば、介護施設を運営している企業から 2 人に月 8 万円の奨学金が支給される。看護専門学校は岩手県医師会系列で卒業後の就職先も保障されているという。最初のケースがたまたまベトナム人になったが、当初は中国人を念頭に置いていた。知り合いのいる中国福建省で提携校をつくり、目的意識を持った学生を集め、渡日前研修を行い、看護、介護を目指す候補者の安定確保を計画していた。しかし、日中関係の悪化でとん挫。このため、中国に限らず広く候補者を集める方針に転換した。「日本社会は介護、看護人材を必要としている」と泉岡理事長。しかし、EPA により東北地方に配属された介護福祉士が冬の寒さに耐えきれず、一週間で帰国してしまった例もある。日本語学校の段階から地域に馴染んだ人材を育て、その土地で結婚もし、定着してもらおう。「政府が唱える『地方創生』にマッチしたやり方ではないか」と泉岡理事長は言う。

3. まとめ

人口減少と労働力不足に直面している日本はアジアからの労働力移入が増加している。外国人人材の活用は喫緊の課題で、介護分野における外国人労働者の受け入れは必至の情勢だ。

対中進出している介護関連企業は同時に介護人材確保も狙っている。政府は介護分野も技能実習制度の対象とする方針を打ち出しているが、現在、元気村が中国から受け入れている留学生、研修生はこうした政府方針を先取りした形だ。人材育成の方法はさまざまで、日中の大学が提携して人材育成する構想や日本語学校在籍中から地域に慣れさせ、奨学金を出して育て、その地方に定着させるやり方を始めた仙台ランゲージスクールのようなケースもある。

おわりに

新成長戦略の要は「地方創生」である。地方経済の活性化には外資導入と、人口減少に伴う労働力不足の解消が不可欠であることは、この報告で取り上げた「石和温泉の活性化」と「外国人介護人材の養成と就労」いった問題をみても明らかである。温泉の活性化においては、地元の旅館協同組合理事長の柔軟で自由な発想が人手不足などの面で活路を切り開きつつある。外国人介護人材の養成では、介護関連企業や日本語学校が政府の方針を先取りした形になっている。同時に文化、習慣、考え方の違いなど、受け入れ側にとっても覚悟を迫られ、かつ克服に地道な努力を要すると思われる課題も浮かび上がった。

【参考文献】

1. 『日本再興戦略-JAPAN is BACK-』閣議決定、2013年6月14日。
2. 『日本再興戦略』改定2014閣議決定、2014年6月24日。
3. 平成23年山梨県観光入込客統計調査報告書。
4. 平成24年山梨県観光入込客統計調査報告書。
5. 平成25年山梨県観光入込客統計調査報告書。
6. 中国統計年鑑2014。
7. 水田賢治『中国の高齢化の現状と日本企業のビジネスチャンス』JETRO、2014年。
8. 『第1回外国人介護人材受け入れの在り方に関する検討会 基礎資料』厚労省、2014年。

-
- ¹ 地方の人口減少に対処し、地域経済の活性化を目指す。政府の司令塔として「まち・ひと・しごと創生本部」を設置、地方創生担当相も新設した。創生本部は省庁間の縦割りが目立った従来の地方関連政策を見直し、新たに各地の実情に沿った地域振興策を検討する。
 - ² 『日本再興戦略』閣議決定、2013年6月14日、p.94。
 - ³ 1961年に山梨県笛吹市(旧石和町)で湧き出した温泉を利用し、発展した温泉街。周辺の小河川に流れ出て老若男女が集まる「青空温泉」が現れたのが発端とされる。笛吹市によると、宿泊者は89年の177万人をピークに減少し、2009年は97万人だった。現在、石和温泉旅館協同組合加盟の宿泊施設は48軒。全盛期には120軒あったとされる。中国など外国人観光客の取り込みに力を入れている。同組合によると、観光客は年350万人を超える。『新日本観光地』100選の第3位。
 - ⁴ 1993年に入管難民法に基づいてつくられた外国人技能実習制度により、国内企業が受け入れる。建設、繊維、機械・金属、農業、漁業、食品製造などの68職種を対象に、製造・加工技術や機械操作などを学ぶ。実習期間は最長3年。単純労働に使うのは禁止されている。実習費(賃金)の不払いなどの問題が相次いだため、政府は2009年に法令を改正。企業に対し、実習生と雇用契約を結び、日本の労働法令を守ることを義務付けた。
 - ⁵ 1993年に設立の特別養護老人ホーム翔裕園からスタート。現在5つの社団法人29施設2305床を運営する、国内最大規模の社会福祉法人元気村グループを形成する。
 - ⁶ 2011年2月21日配信の共同電。
 - ⁷ 『外国人介護人材の受け入れについて』公益社団法人・全国老人福祉施設協議会、2014年
 - ⁸ モノやサービスの貿易、投資が自由に行えるように2国間や地域間で結ぶ協定。日本は13か国・地域と結んでいる。労働力の受け入れも自由化の対象になっており、日本はインドネシア、フィリピン、ベトナムから看護、介護分野で働き手を受け入れることにした。
 - ⁹ 日本のホームヘルパーに相当する家政服務員を指していると思われる。『中国の高齢化の現状と日本企業のビジネスチャンス』(水田賢治JETRO、2014年)によると、地方からの出稼ぎが90%を超えており、高齢者介護に従事するのは75%を占めている。
 - ¹⁰ 『第1回外国人介護人材受け入れの在り方に関する検討会 基礎資料』厚労省、2014年 p.7。
 - ¹¹ 『第1回外国人介護人材受け入れの在り方に関する検討会 基礎資料』厚労省、2014年 p.5。

第 8 章 中国の FTA 戦略と走出去 ～ 世界・日本への影響

国際貿易投資研究所
研究主幹 江原規由

はじめに

表 1 は、中国の建国以来の発展の推移をまとめたものである。2014 年、中国は建国 65 周年(建国宣言は 1949 年 10 月 1 日)を祝った。今日、中国は世界第 2 位の経済大国であり、世界第 1 位の貿易大国、製造大国である。中国が世界の筆頭に立つ事項はこのほかにも少なくないが、こうした中国の発展を支えたのは、1978 年 12 月、鄧小平が打出した改革開放政策であった。この改革開放政策は、2013 年に発足した習近平(国家主席)－李克強(國務院総理)を中心とする現指導部・政権に受け継がれ、目下、『改革深化』が推進されている。

この表から、中国の発展の行方を見る視点として、3 点が指摘できる。目下、中国が「コペルニクスの転換」のごとく推進している①『都市化』、FTA 構築に代表される世界経済の発展の新たな枠組み作りとしての②『地域化』、そして、本稿のテーマである中国(企業)の対外投資(走出去)¹を柱とする③『国際化』である。このうち、『地域化』は中国の『地域化』ではなく、世界の『地域化』、即ち、TPP、RCEP、TTIP、日中韓、FTAAPなどを指す。『都市化』と『国際化』の主体は中国であるが、『地域化』では、中国はその重要なプレーヤーである。

表 1. 中国の建国以来の発展の推移

時代区分	1949 年～	1978 年～	2013 年～
時代の求是	政治重視	経済優先(改革開放)	民生向上(都市化)
時代の主役	共産党	企業	人民
時代の求心力	権力	金	文化
発展の舞台	農村／国内	沿海→内陸／国内外	都市／FTA(地域化) → 宇宙、海洋
発展の分野	一次産業／農業	二次産業／工業	三次産業／金融・サービス
発展の目的	温飽(衣・食)	小康(衣・食・住)	共同富裕(衣・食・住・用・行・楽)
発展の成果	人民公社	世界の工場・市場	世界の市場・対外展開拠点(国際化)
社会の関心	平等	格差・腐敗・環境	社会保障(教育・医療等)
対外関係	露／途上国	日本→世界	米国
日中関係	国交(1972 年)	熱烈歓迎／冷静実務	政冷経熱／戦略互惠関係 → ?

出所:筆者作成

第 1 節 国際化(走出去)、都市化、地域化との三角関係

さて、『都市化』、『地域化』、『国際化』は、相互関連しているところが少なくない。『国際化』を軸にしてみると、例えば、都市化が進めば、資源・エネルギー消費が増えると考えられる。中国はすでにエネルギーの純輸入国に転じており、エネルギー消費増加分は、省エネ効果も期待できるが、その多くは輸入依存か、中国企業の海外進出による資源・エネルギー開発に頼らざるを得ない。また、民生が向上すれば、食品安全意識がさらに高まり、例えば、中国企業による海外の大手食品メーカーの買収、海外関連企業との事業連携が増えると考えられる。

『地域化』との関連でいえば、例えば、投資拡大効果が見込まれる FTA が締結されれば、中国の対外投資に弾みがつくことは明らかである。2014 年 11 月開催の北京 APEC で、中国が唱えた「アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)」構築のためのロードマップが採択された。FTAAP には米国主導の TPP 関係国・地区、中国が積極推進する RCEP 関係国・地区が含まれる。時間がかかるであろうが、アジア太平洋地区にメガ FTA が誕生すれば、この地域と最も緊密な経済関係をもつ中国のプレゼンスが高まり、中国(企業)の対外投資が拡大することになる。なお、中国は、北京 APEC 開催に前後して、韓国、オーストラリアと FTA 締結交渉を終結させ、かつ、米国とは投資協定を締結している。今後、中国のアジア太平洋地区における投資拡大に弾みがつきと考えられるが、この点については後述する。

第 2 節 走出去の 5 年来の推移

表 2 は、過去 6 年間の中国の対外投資の推移を表にしたものであるが、近年、対中投資が減少化傾向にある一方、対外投資は増加傾向にあること、2013 年の単年度についていえば、対外投資(901.7 億ドル)は、対中投資(1175.9 億ドル)の 76.7%にあたり、その増勢傾向から、対中投資を超えるのは時間の問題であることがわかる(累計では、同 37.7%)。

改革開放以来、海外からの対中投資は、中国の高成長に大きく貢献してきたが、今後は、中国企業の対外投資が、中国経済はいうに及ばず、世界経済の発展に大きく関わって来ると考えられる。目下、中国は世界第 3 位の対外投資国の地位を築いている。

表 2. 中国の対外直接投資 (FDI) の推移

(単位: 億ドル)

年/項目	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	備考
対外直接投資(非金融)	406.5	433 (6.5%増)	590 (36.3%増)	600.7 (1.8%増)	772.2 (28.6%増)	①901.7 (16.8%増)	①/② 76.7
株式・その他投資				456.7	628.2	727.7	
利潤再投資				144	144	174	
国・地域/企業数		122/2283	129/3125	132/391	141/4425	156/5090	
累計(非金融)	1839.7					③5257	③/④ 37.7
対中直接投資(実行ベース)	924.0 (23.6 増)	900.3 (2.6 減)	1057.4 (17.4 増)	1160.1 (9.7 増)	1117.2 (3.7 減)	②1175.9 (8.6 減)	
累計						④13937	

出所: 中国商務部(省)発表などから筆者が作成

なお、2014 年 1 月～9 月の実績(人民日報 2014 年 10 月 31 日)をみると、中国の対外投資は 749.6 億ドル(前年同期比 21.6%増)であった。このペースでいくと、今年の対外投資は 1200 億ドルに達する勢いがある。一方、同期の対中投資は 873.6 億ドル(同 1.4%減)であった。その結果、対外投資は対中投資の 85.8%と、さらにその差が縮まっていることがわかる。

第 3 節 中国のシンクタンクから見た走出去の傾向、課題、そして、チャンス

2014 年 10 月 29 日に、中国与全球化智库(Center for China and Globalization)²、社会科学文研)出版社が出版した国内初の企業国際化白書である『中国企業国際化報告』(2014 年)の発表会が中国社会科学院報告庁で举行された。本白書は、2000 年以来の 1310 件の中国企業の対外投資事例を分析研究したもので、中国企業国際化の現状と特徴をとらえた最新かつ広範囲、独自の視点での報告書となっており、中国企業の対外投資の現状を見る上できわめて示唆に富んでいる。以下は、その報告書の概要である。筆者が加筆した部分が少なくないが、読者の参考までに紹介しておきたい。

中国企業の“走出去”の特徴および課題

10 大傾向

- 中国の対外投資が対内(対中)直接投資を上回るのは時間の問題(前述)。
- 民営企業の対外投資が活発化
 - ・国有企業と連携しての対外投資(M&A)が増加。
 - ・特に、対米投資が盛んで、中国の対米投資総額に占める民営企業の比率は 76%(項目数では同 90%)。

- 投資先では、香港、ASEAN、EU、オーストラリア、米国、ロシア、日本が主。
 - ・累計ではアジアが多く、特に対香港がアジア全体の 70%を占める。
 - ・全体に占める比率は、対米、対欧はそれぞれ 12%、ラテンアメリカは全体の 13%。対米が急増
 - ・今後、中国の“一帯一路”建設戦略(後述)で、同沿線周辺 60 余ヵ国への投資が拡大すると予測される。
 なお、中国企業の対外投資(2013 年)は 156 カ国・地区に 5090 社。
- 投資分野では、建築(2012 年比 129.1%増)、文化(同 102.2%増)、不動産分野への対外投資が急増。
 - ・不動産では、対米、対英、対豪が主。2013 年の対外投資は 183 億ドル、うち、対米 40.6 億ドル(全体の 22%)、対英 25.4 億ドル(同 13.9%)で、全体の 36%を占める。
 なお、2014 年の対外不動産投資は前年同期比 53.3%増。万達集団、緑地集団などの対外不動産投資が活発。
- ハイテク分野、高付加価値分野への投資が増加、中国の対外投資は全方位分野で活発に展開。特に、対米ハイテク産業への投資を優先する中国企業が少なくない。
 - ・2014 年上半期のハイテク分野への対外投資 (62.6 億ドル)のうち、86.7%が対米。
- 世界の産業チェーン形成の動きを睨んだ対外投資が増加。
 - ・世界の産業チェーンへの参加者から主導者への転換を目指し、川上、川下両分野に投資する中国企業が増加中。
- 対外 M&A 投資が増加。グリーンフィールド投資は下降。
 - ・2013 年の中国企業による対外 M&A は 288 件(70 国・地域、502 億ドル)で、中国の対外投資全体に占める比率は 37.5%。
- ブランド知名度アップの有無を対外投資可否の判断材料とする中国企業が少なくない。
 - ・この点、国有企業の意識が強い。
 - ・対外投資でのソフトパワー発揮を重視した戦略をとる中国企業が増えている。
- 社会的貢献(CSR)の履行を重視し中国文化の国際化を促進する中国企業が増えつつある。
- FTA 締結や地域経済統合の動きを睨んで対外投資する中国企業が増えつつある。

8 大課題

- 国際化戦略が明確でないまま対外投資する中国企業が少なくない。
- リスク管理意識が足りない。
 - ・2005年から2014年までに発生した対外投資失敗案件は120件。うち、25%が政治的要因。8%が投資先での認可などで政治団体の意見の相違からくる要因。
 - ・このほか、投資相手先の法律知識の欠如など。
- 融資難から対外投資を断念する中国企業(特に、中小企業)
- 対外投資における中国企業どうしの協力・連携不足
- 対外投資した企業(人材)の国際化水準の低さ、現地化の遅れ。
 - ・特に、アフリカ、ラテンアメリカ、東南アジア各国・地区でのインフラ建設(発電所、ダム、道路、鉄道建設など)における入札時など。
- 対外投資を橋渡しする機関などが未発達
- 投資先における複雑な政治、社会関係の処理能力の低さ。
 - ・例えば、対外投資相手先で政府高官の過度に依存し、反対派やNGO組織、メディアの声に耳を傾けないなど。
- 対外投資相手先の文化理解力の欠如など

6 大チャンス

- 世界経済が回復基調にあり、対外投資に明るい兆しが出つつあること。
 - ・UNCTADによると、2013年の世界の対外投資流入規模は前年比9%増(1兆4500億ドル)であり、中国企業の国際化の進展に有利な環境が整いつつある。
- 中国経済が安定成長を持続していること。人民元の国際化が進展していること。
 - ・2014年のGDP成長率は7.4%の見込み、外貨準備は2013年比ほぼ5000億ドル増の4兆ドル。
 - ・2013年の人民元による対外貿易決算規模は前年比57%(4兆6300億ドル)と急増。
- 政策的支援
 - ・中国企業の多国籍企業化の積極推進、中国企業および個人の対外投資の奨励策など。
- 政府による中国企業の対外投資における手続きの簡略化
 - ・対外投資における一律申請制の採用(2014年10月8日)など
- 対外投資における中国企業の経験蓄積、対外投資目的の多様化(資源中心から資源、市場、技術の獲得)
- “一帯一路”建設戦略
 - ・習近平国家主席が、2013年9月の中央アジア4国訪問時、同年10月のインドネシア訪問時にそれぞれ、新シルクロード経済帯(一帯)、21世紀海上シルクロード(一路)を発表。“一帯一路”発展戦略はアジア太平洋地域、中央アジアから欧州を経てアフリカに達する広大な地域の共同发展を図るという『壮大なプラン』である。中国では、中国企業の対外投資、海外市場開拓に歴史的機会を提供するとされている。

出所：中国企業国際化報告(2014)など

第4節 “一帯一路”建設戦略と走出去の関係

上記10大傾向、8大課題、6大チャンスは、中国の対外投資の現状および特徴を余すところなく捉えている。その中でも、今後の対外投資を展望する上で、6大チャンスの中の“一帯一路”建設戦略の行方から目が離せない。

“一帯一路”建設戦略は、習近平国家主席、李克強國務院総理は、2014年11月開催された北京APECやブリスベンG20の場で、また、外遊時に、“一帯一路”建設戦略の意義と共同建設を提案している。“一帯一路”建設戦略は、将来的には、メガFTA構築に発展する可能性があり、中国の対外発展戦略、対外投資戦略の行方を占う重要な視点でもあるが、日本ではあまり関心が示されていない。以下で、中国の対外投資と“一帯一路”建設戦略との関係を紹介しておく。

“一帯一路”建設戦略で利益を受ける国家を65ヵ国とする報道(中国経済網 - 証券日報 2014年12月9日)があるが、どんな分野で利益を受けるかという点、インフラ整備(鉄道、エネルギー輸送パイプライン、港湾、空港、電信、原子力発電など)が指摘できる。アジア開銀の予測によると、アジア地区では、2020年まで毎年7300億ドルのインフラ建設資金が必要とされるとしている。また、また、別の予測(興業証券)では、2010年から2020年までの10年間のアジア各国のインフラ建設に必要とされる投資資金は8兆ドル、区域性(国や地域に跨る)インフラ投資は3000億ドルとされ、多大なインフラ建設資金が不足するとしている。

中国の“一帯一路”建設戦略では、沿線関係各国と共同して区域性インフラ整備が提案されている。現時点で、インフラ整備で中国が最も熱心なのは、鉄道(長期的には高速鉄度〈日本の新幹線に相当〉)網³の建設である。中国は、少なくとも世界20国・地区と高速鉄道建設協力・商談を進めている。その多くが、“一帯一路”沿線国となっている。

中国は、こうしたインフラ建設の実現に向け、世銀やIMFのインフラ基金の設立を積極支持する一方、自らが主導してアジアインフラ投資銀行(AIIB)⁴やシルクロード基金⁵の設立を通じ、世界のインフラ投資を支持・支援していく姿勢にある。

中国の対外投資の新たな機会として“一帯一路”建設戦略のインフラ建設を説明したが、具体的にはインフラ建設関連産業(装備製造業、建設機械、通信設備など)の対外投資を促進することが期待されている。そのほかでは、課題は少なくないが、中国では、貿易拡大、エネルギー・資源協力、金融協力(特に、人民元の国際化)、文化協力、環境保護協力、海洋経済協力などが期待できるとする識者が少なくない。

“一帯一路”概要

総人口： 44 億人(全世界の 63%)

経済規模： 21 兆ドル(同 29%)

中国との貿易額(2013 年):1 兆ドル(中国の対外貿易総額の四分の一、過去 10 年の年率平均伸び率は 19%)、中国は今後 5 年間に 10 兆ドル相当の商品を輸入、5000 億ドル超の対外投資を実行

第 5 節 “一帯一路” 建設戦略の意義と中国の対外発展戦略の新視点

今後の世界経済、対外投資の拡大に大きく影響するとみられるのが、FTA に代表される地域経済連携の行方である。2014 年 12 月時点、中国が締結している FTA は ASEAN、シンガポール、ペルー、アイスランド、スイスなどとの 12FTA (20 国・地域)、実質的に締結協議が終結しているのが韓国およびオーストラリアとの 2FTA、交渉中なのが日本、日中韓、RCEP など 6FTA (21 カ国・地区) となっている。中国と FTA を締結している国・地域のほとんどが、中国を主要貿易相手国、投資受け入れ先国である。

“一帯一路”は、現時点では FTA ではないが、関係国(65 カ国)はとの共同発展を図るとしている点で地域経済協力を目指しているといえる。また、“一帯一路”沿線関係国・地区には、上海協力機構(SCO)をはじめ、南アジア地域協力連合(SAARC)、湾岸協力機構(GCC)、ユーラシア経済共同体、そして、BRICS の一部(中国、ロシア、インド)など、中国が主導ないし関係する地域協力の枠組みが存在していることから、FTA 予備軍と位置付けられる。ただ、中国が“一帯一路”共同発展戦略が提唱したことは、将来、沿線関係 65 カ国が 2 国間、多国間で順次 FTA を締結する可能性が出てきたことは否定できないであろう。実際、中国商務部は、“一帯一路”沿線 61 カ国における FTA 締結に関わる研究に着手しており、同時に、下記『シルクロード“一帯一路”大自由貿易区』(SRT) 建設構想を提起している。

シルクロード“一帯一路”大自貿区(SRT)

SRT は新シルクロード経済帯(一帯)および 21 世紀海上シルクロード(一路)の沿線国および国内関係省市で建設される自由貿易区(FTA 以下、自貿区)ないし経済協力区であり、現存の自貿区建設の空白を埋め合せると同時に、“一帯一路”によって、アジア、欧州、アフリカを一気通貫させ、太平洋、インド洋、大西洋を繋ぐ中国国内と海外の自貿区・経済区を指す。

当面、インフラ((交通網、エネルギー管網、電信、港湾など)の共同建設・使用によって貿易と投資の利便化を図る。

中期的には、条件の整った国・地区で自貿区構築を目指し、中国は中国－ASEAN・FTA グレードアップ(CAFTA 昇級版)、中央アジア、中東欧国とのFTA構築を目指す。

長期的には、中央アジア、南アジア、西アジア、欧州、アフリカをカバーするFTA群を構築し、中国の国際貿易における発言権向上と指導力発揮につなげ、新たなアジア欧州パートナーシップを構築する。

SRT 関連の沿線経済協力区(中国企業の対外進出の拠点)：

沿線経済協力区(中国企業の対外投資の舞台)中国は全世界 50 か国 118 カ所の経済合作区を有するとされるが、うち、23 国 77 カ所がシルクロード沿線国に存在する。77 カ所の内訳は、35 カ所が『一帯』沿線国、42 カ所が『一路』沿線国に存在する。

SRT 関連の中国内都市・区：

『一帯一路』を『両翼』、首都経済圏(北京、天津、河北省)を『首』、長江(揚子江)経済帯を『体』とした中国の地域発展の陣容を形成させると同時に、西安、鄭州、長沙、武漢、重慶、成都で構成する“天元戦略”都市帯を形成させ、中国経済発展の陣容を固める。

(出所：商務部説明に筆者が加筆)

補稿

前記 SRT の説明の末尾に、長期的に、SRT は“新たなアジア欧州パートナーシップを構築する”としているが、このパートナーシップ(中文：伙伴关系)は、“一帯一路”建設が中国の対外発展戦略のハードウェアであると位置づけられるのに対し、ソフトウェアといえる。中国の“走出去(対外投資)”戦略とも、今後ますます関わってくると考えられるので、筆者の意見を含め、その概要を以下に紹介し本稿の括りとする。

走出去と伙伴（フオバン）関係

SRT 構想の形成・実現には、多様な宗教、民族、複雑な国際関係を有する関係各国・地区のすべてに画一的なルールを適用するのではなく、関係各国・地区の発展段階に相応するハンディキャップのつけられる、ハードルの高くないルールづくりから始めることが求められよう。この点、中国は世界 58 国・機構(地域)と構築している 15 種類の「伙伴关系」(下記)構築での経験を活かすのではないかと。中国が、「伙伴关系」構築での経験を『SRT』の構築でも発揮することを期待する国・地域は少なくない。

伙伴关系には 15 種類ある。ここではその全てを説明することは出来ないが、二国・地区間関係をこれほど多種多数に表現している国は、中国をおいてほかにはないといえる。伙伴关系の基本は戦略伙伴关系と考えられるが、その構築および戦略伙伴关系から(例えば、全面戦略伙伴关系へ)の格上げは、中国と相手国・機構(地区)が、政治、経済、文化、国際および地域での事務・実務遂行面でどれだけ良好な関係を構築しているかを知る目安であり、リトマス試験紙といってもよいであろう。

例えば、“一帯”建設に大きく関わっている上海協力機構の正規加盟国についていえば、ロシア(全面戦略協作伙伴)、カザフスタン(全面戦略伙伴)、タジキスタン(戦略伙伴)、ウズベキスタン(戦略伙伴)となっており、キルギスだけが、中国と「伙伴关系」にない。今後、シルクロード経済帯建設でキルギスとの関係が深まれば、中国とキルギスの「伙伴关系」が構築されるものと判断される

今後、進出先国・地区での対外投資の成熟度が伙伴关系の構築、格上げに大きく影響すると考えられる。中国を主要貿易相手国、投資受入国とする“一帯一路”周辺国・地区は少なくない。近年、中国からの投資受け入れに積極的な国・地区が増えてきている。“走出去”とは、中国(企業)が“海外に進出する”ことを意味するが、今や、“走出来”、即ち、中国(企業)に対し“投資に出て来い”とする方が中国企業の対外投資の現状をよりの確に捉えている状況になりつつあるといえる。

中国が構築している伙伴关系一覧表

伙伴关系の種類	国・地域など
全面戦略伙伴	EU、英国、イタリア、フランス、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、デンマーク、ベラルーシ、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、ベネズエラ、カザフスタン、インドネシア、マレーシア、南ア、アルジェリア、モンゴル、(オーストラリア、ニュージーランド)
全面戦略協作伙伴	ロシア
新型大国関係	米国
全天候战略合作伙伴	パキスタン
全方位戦略伙伴	ドイツ
全面合作伙伴	コンゴ共和国、ネパール、クロアチア、タンザニア、バングラデシュ、エチオピア
全面战略合作伙伴	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー
战略合作伙伴	アフガニスタン、韓国、インド、スリランカ
戦略伙伴	ASEAN、ペルー、アラブ首長国連邦、アンゴラ、ウズベキスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ポーランド、ナイジェリア、カナダ、セルビア、チリ、ウクライナ、アフリカ連合(AU:54カ国、世界最大の地域機関)
友好伙伴	ジャマイカ
友好合作伙伴	ブルガリア
全面友好合作伙伴	ルーマニア
伝統合作伙伴	アルバニア
重要合作伙伴	フィジー
戦略互惠伙伴	アイルランド

(出所)京華時報(2014年7月25日)などから筆者作成

-
- ¹ 特に、ことわりのない場合は、対外直接投資(FDI)を指す。
- ² 国務院民政省批准の中国国際人材専門委員会などで構成される中央人材の理論センターとして機能。国内外の研究機関をパートナーとする中国の国際化シンクタンク研究機構。2008年成立。
- ³ 中国は2009年の時点、3本の高速鉄道計画・戦略を確定している。
- 中央アジア高速鉄道：キルギスタン、ウズベキスタンなど中央アジア諸国を通過し、イラン、トルコを経由しドイツに至る。かつての「シルクロード」に重なる。
- ユーラシア高速鉄道：ロンドンを起点、パリ、ベルリン、ワルシャワ、キエフを経由し、モスクワ通過後に二手に分かれる。一方はカザフスタンへ、もう一方は極東のハバロフスクに経、その後中国の満洲里に入る
- 汎アジア高速鉄道：東南アジアをカバーする高速鉄道網。昆明を出発し、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、タイ、マレーシアなどを經由し、シンガポールに到着する。
- ⁴ 2014年10月24日に参加意向を表明した21カ国は北京でAIIBの設立に関する覚書に署名した。これに、27日インドネシアが加わり、AIIB参加国は22カ国。法定資本金は1000億ドル(初期資本：500億ドル、うち中国出資50%)
- ⁵ 中国出資：400億ドル(出資内訳：外貨準備65%、中国輸出入銀行15%、中国投資有限责任公司15%、国家開発銀行5%)

〔禁無断転載〕

世界経済の新潮流となった“走出去”（中国の対外展開）の現状とその行方
（平成 26 年度（一財）貿易・産業協力振興財団 助成事業）

発行日 平成 27 年 2 月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所（ITI）

〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号 第 37 興和ビル 3 階

TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

Home Page : <http://www.iti.or.jp>
